

中野市まちづくり基本計画

都市計画マスタープラン編

(案)

令和5年3月

中野市

目 次

| | |
|------------------------------------|------------|
| 第1章 まちづくり基本計画の策定にあたって | 1 |
| 1 まちづくり基本計画とは..... | 1 |
| 2 計画の位置づけ..... | 3 |
| 3 まちづくり基本計画の概要..... | 4 |
| 4 まちづくり基本計画の構成..... | 5 |
| 第2章 中野市の現状と課題 | 6 |
| 1 中野市の現況..... | 6 |
| 2 上位・関連計画..... | 43 |
| 3 都市づくりに関する市民の意識..... | 46 |
| 4 都市づくりの課題..... | 53 |
| 第3章 全体構想 | 55 |
| 1 都市計画マスタープラン改定の視点..... | 55 |
| 2 都市の将来像..... | 56 |
| 3 将来都市構造..... | 62 |
| 4 分野別都市づくりの方針..... | 65 |
| 第4章 地域別構想 | 78 |
| 1 地域区分..... | 78 |
| 2 市街地及びその周辺地域..... | 79 |
| 3 南部地域..... | 84 |
| 4 中野平地域..... | 88 |
| 5 高社地域..... | 93 |
| 6 豊田地域..... | 98 |
| 第5章 実現化方策 | 103 |
| 1 都市計画制度の運用の考え方..... | 103 |
| 2 計画の実現に向けて..... | 111 |
| 3 パートナーシップ（協働）による都市づくり..... | 113 |

第1章 まちづくり基本計画の策定にあたって

1 まちづくり基本計画とは

中野市の都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」と、人口減少の中においても持続可能なまちづくりを実現するための取組を定める「立地適正化計画」は、根拠法は異なるものの、都市計画に関する長期的なマスタープランとしての性格を持つ計画であり、重複する内容や相互に連携する内容も多いことから、本市では、都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の検討を一体的に進め、「都市計画マスタープラン編」と「立地適正化計画編」の2編で構成（分冊）される「中野市まちづくり基本計画」（以下、「まちづくり基本計画」という。）を策定します。

都市計画マスタープランとは

- 土地利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を定めるものが「都市計画」です。さらに、より良いまちをつくっていくために、総合的な指針としてまとめたものが「都市計画マスタープラン」です。（都市計画法第18条の2により、市町村が定める）
- 「都市計画マスタープラン」では、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明示します。
- 中野市では平成20年度に都市計画マスタープランを策定していますが、人口減少・少子高齢化の進行など社会・経済情勢の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しに着手していきます。

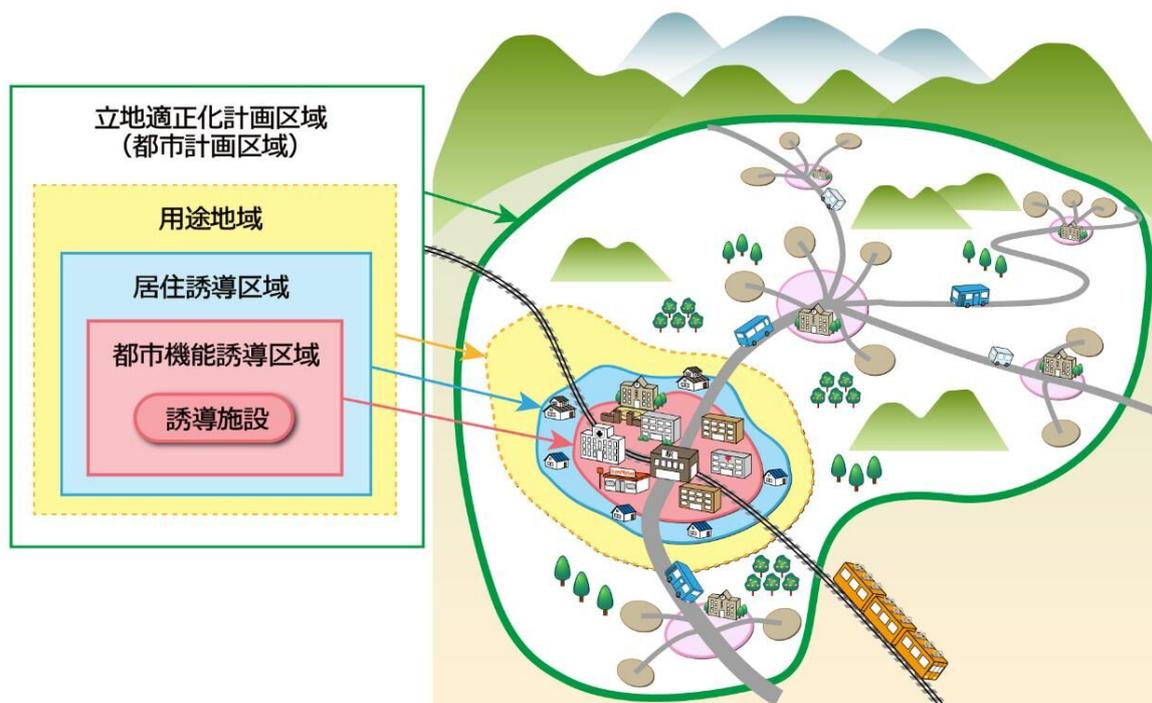
立地適正化計画とは

- 平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画が制度化されました。
- 立地適正化計画の方向性として、集約型都市構造（コンパクト＋ネットワークのまちづくり）を目指す取組を推進することが求められています。
- 立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。

立地適正化計画では、「都市再生特別措置法」及び「都市計画運用指針（国土交通省）」に基づき、下記の事項を記載します。

表 立地適正化計画の記載事項

| 項目 | 内容 |
|--------------------|--|
| 1 立地適正化計画の区域 | 立地適正化計画の対象区域を定めます。 |
| 2 立地の適正化に関する基本的な方針 | 立地適正化計画で目指すまちづくりの目標・方針を定めます。 |
| 3 誘導施設 | 都市機能誘導区域内において立地を維持・誘導すべき都市機能増進施設を設定します。 |
| 4 都市機能誘導区域 | 医療・福祉・商業等の都市機能増進施設を都市の拠点に維持・誘導することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定します。 |
| 5 居住誘導区域 | 医療・福祉・商業等の生活サービス機能を持続的に確保できるように、居住を促進し、一定エリアの人口密度の維持を図る区域を設定します。 |
| 6 防災指針 | 都市機能誘導区域及び居住誘導区域内の防災・減災対策を定めます。 |
| 7 誘導施策 | 都市機能や居住の維持・誘導を図るために必要な施策を定めます。 |
| 8 目標値 | 施策等の達成状況を評価・分析するための目標値を定めます。 |



2 計画の位置づけ

まちづくり基本計画は、市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」や、長野県が定める「中野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（中野都市計画区域マスタープラン）」に即して、本市が進める様々な施策・事業のうち、主に都市計画の分野に関する取組について定めます。

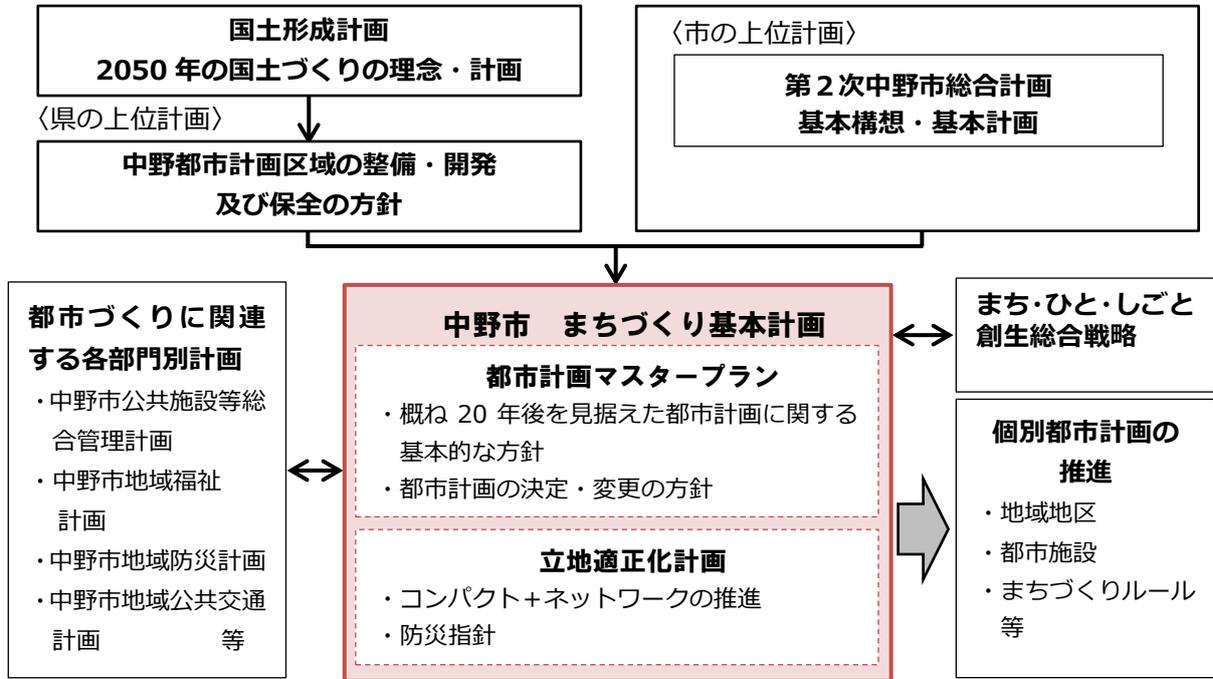


図 計画の位置づけ

■中野市まちづくり基本計画とSDGsとの関連

SDGs(持続可能な開発目標)では、「地球上の誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、持続可能な社会を実現するための包括的な 17 の目標が示されています。このSDGsの取り組みの視点を中野市まちづくり基本計画に取り入れ、持続可能なまちづくりを推進することで国際社会共通の目標達成への貢献を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 まちづくり基本計画の概要

(1) 計画の対象区域

まちづくり基本計画の対象区域は、都市計画区域外も含む「市全域」を基本とし、都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）として、全体構想や地域別構想を策定します。

ただし、立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法の規定に基づき、「中野都市計画区域全域」とします。計画の公表日より、居住誘導区域外や都市機能誘導区域外において一定規模以上の開発行為等を行う場合は、市への届出が義務づけられますが、当該届出義務は立地適正化計画の区域内（都市計画区域内）でのみ課されることとなります。

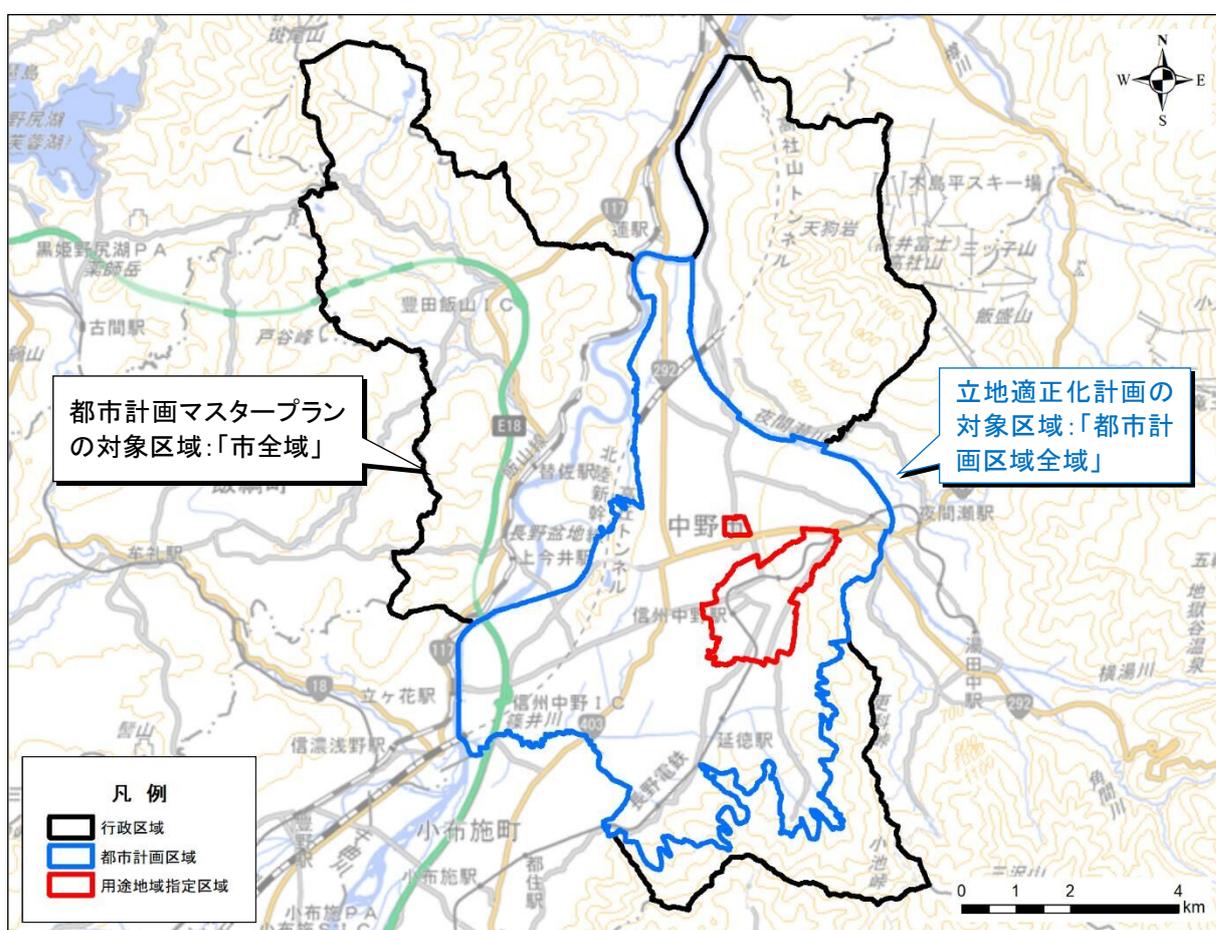


図 計画の対象区域

(2) 計画期間

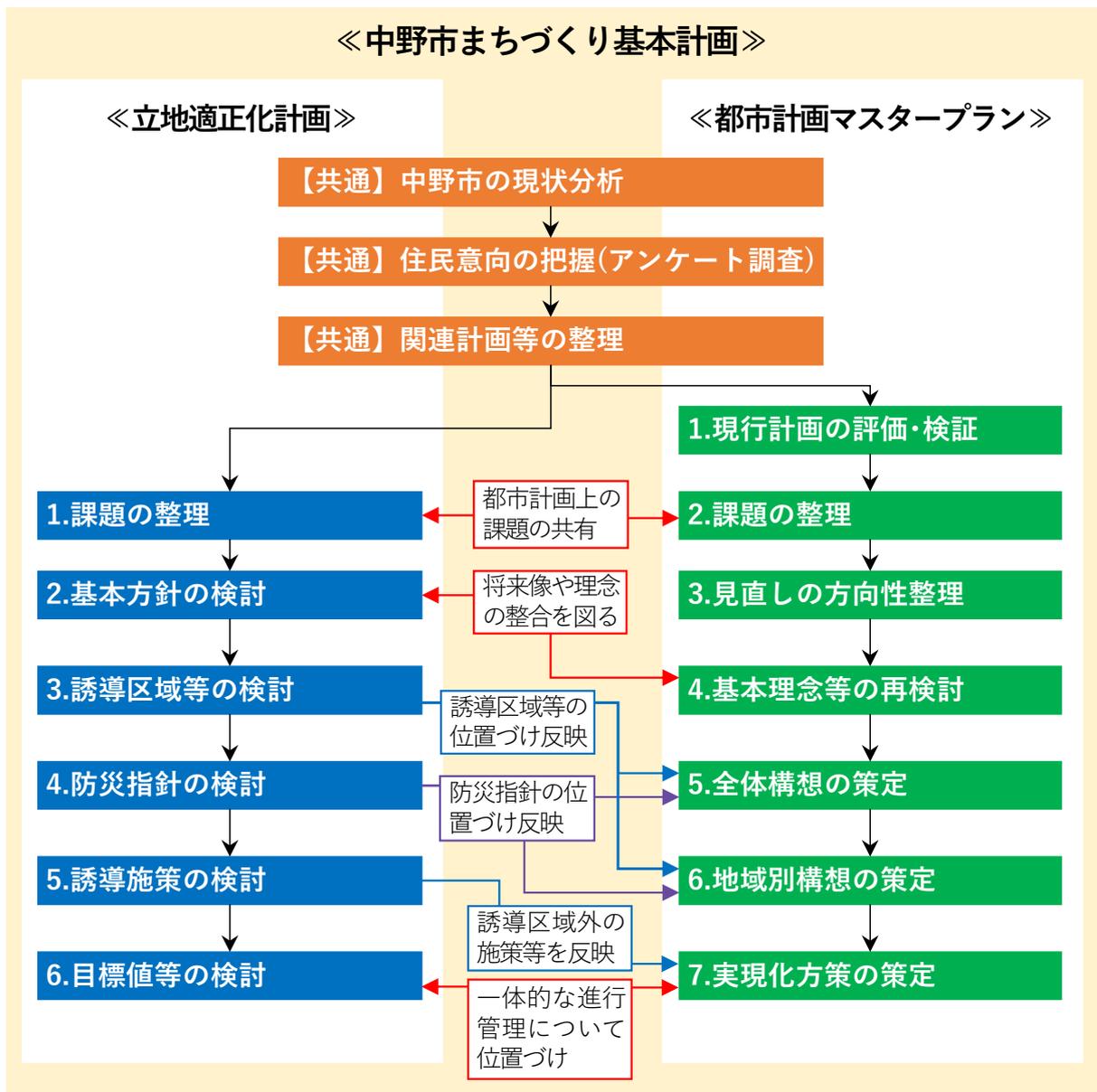
まちづくり基本計画の計画期間は、「令和5年度（2023年度）」を初年度として、目標年度を概ね20年後の「令和24年度（2042年度）」とします。

なお、計画の進行管理にあたり、都市計画マスタープランに関する項目は、概ね10年後、立地適正化計画に関する項目は、都市再生特別措置法の規定に基づき、概ね5年ごとに、施策の実施状況や目標の達成状況等の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しや関連する都市計画の変更等を検討します。

4 まちづくり基本計画の構成

まちづくり基本計画の検討フローを以下に示します。

「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」に係る検討を一体的に進めます。



第2章 中野市の現状と課題

1 中野市の現況

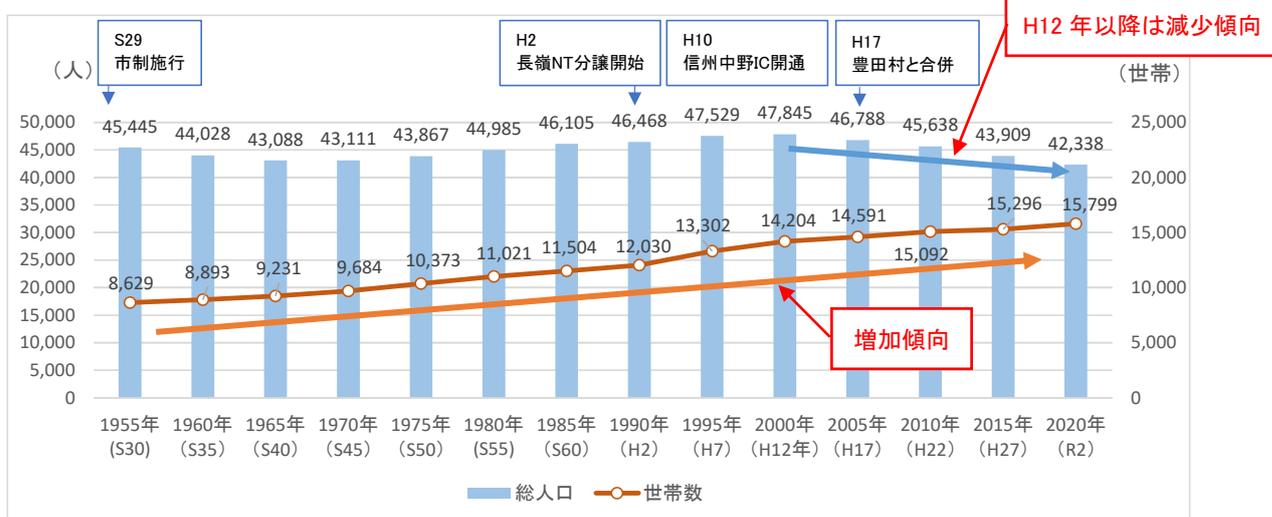
1-1 人口

(1) 総人口・世帯数の推移

中野市は昭和29年に市制が施行され、その後平成17年に旧豊田村との合併により現在の中野市となりました。

総人口は平成12年の47,845人をピークに、以降は減少傾向となっています。令和2年の国勢調査における総人口は42,338人であり、市制施行以降最も少なくなっています。

一方、世帯数は増加傾向となっており、令和2年では15,799世帯となっています。



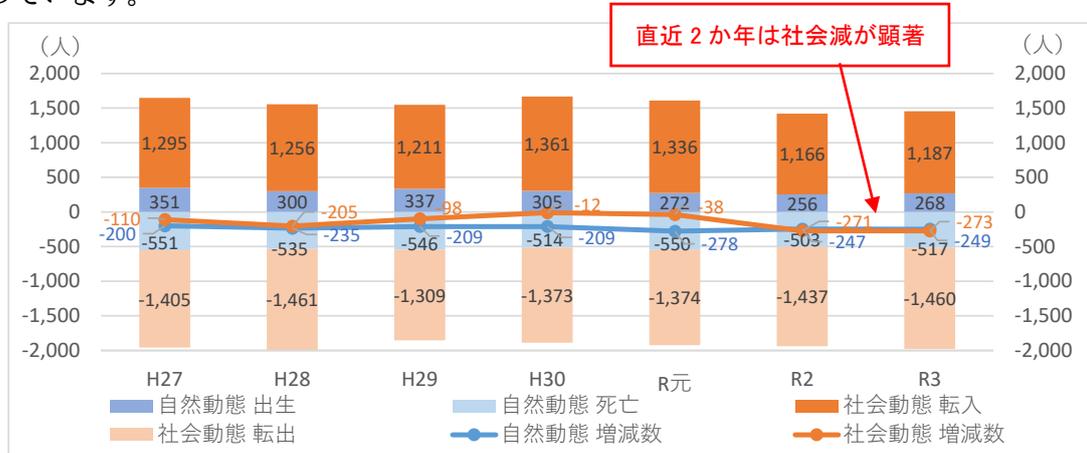
※昭和30年～平成12年までは旧中野市と旧豊田村の合算値

出典：国勢調査

図 総人口・世帯数の推移

(2) 自然動態・社会動態の推移

平成27年度から令和3年度までの自然動態をみると、年間で200人程度の減少超過となっています。また、社会動態も転出超過が続いており、直近2か年においては270人台の転出超過となっています。



出典：毎月人口移動調査

図 総人口・世帯数の推移

(3) 将来の人口見通し及び年齢3階層別人口の推移

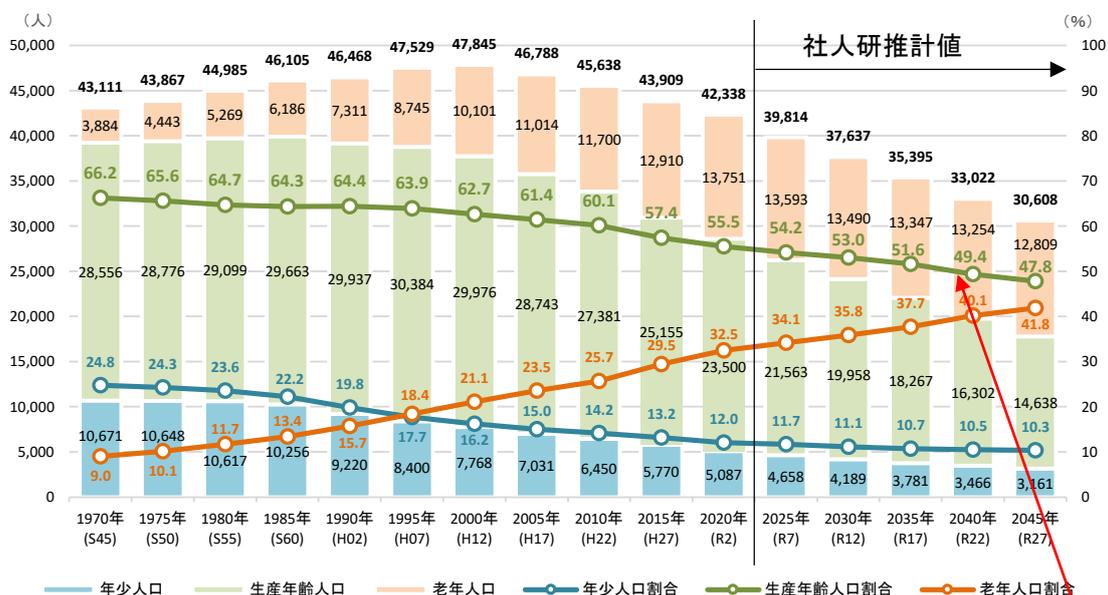
① 総人口・年齢3区分別人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による概ね 25 年後の令和 27 年（2045 年）の将来推計人口をみると、総人口は 30,608 人で令和 2 年（2020 年）の総人口から 11,730 人減少すると予測されています。

また、年齢3階層別の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向であり、老年人口は増加傾向となっており、今後もその傾向は続くものと推測されます。将来の見通しでは、令和 27 年では老年人口の割合が 41.8%まで上昇する一方、生産年齢人口の割合が 50%を下回るものとされています。

表 総人口・年齢3区分別人口の推移

| | 現行計画策定当時 | 現況 | 概ね 25 年後 |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 平成 17 年 (2005 年) | 令和 2 年 (2020 年) | 令和 27 年 (2045 年) |
| 総人口 | 46,788 人 | 42,338 人 | 30,608 人 |
| 年少人口 (0~14 歳) | 7,031 人 (15.0%) | 5,087 人 (12.0%) | 3,161 人 (10.3%) |
| 生産年齢人口 (15~64 歳) | 28,743 人 (61.4%) | 23,500 人 (55.5%) | 14,638 人 (47.8%) |
| 老年人口 (65 歳以上) | 11,014 人 (23.5%) | 13,751 人 (32.5%) | 12,809 人 (41.8%) |



生産年齢人口 50%未満

資料：【1970~2015 年】総務省統計局「国勢調査」

【2020~2045 年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」

※総人口は、年齢不詳人口を含む。

※平成 12 年(2000 年)以前の人口は、旧中野市と旧豊田村の人口を合算した数値を表示。

② 人口・高齢化の見通し（500mメッシュ別）

平成27年国勢調査による2015年実績人口と、社人研推計に準拠した2040年将来推計人口の比較を以下に示します。

平成27年(2015年)から令和22年(2040年)の人口増減数をみると、市全域で人口減少が進行し、特に、「市街地及びその周辺地域」の市役所等が立地する信州中野駅周辺地域では、人口減少が進行すると予測されます。

また、75歳以上人口の割合の動向をみると、市全域で高齢化が進行し、特に、豊田地域や高社地域では75歳以上人口の割合が30%を上回るエリアが多くなるなど、高齢化が進行すると予測されます。

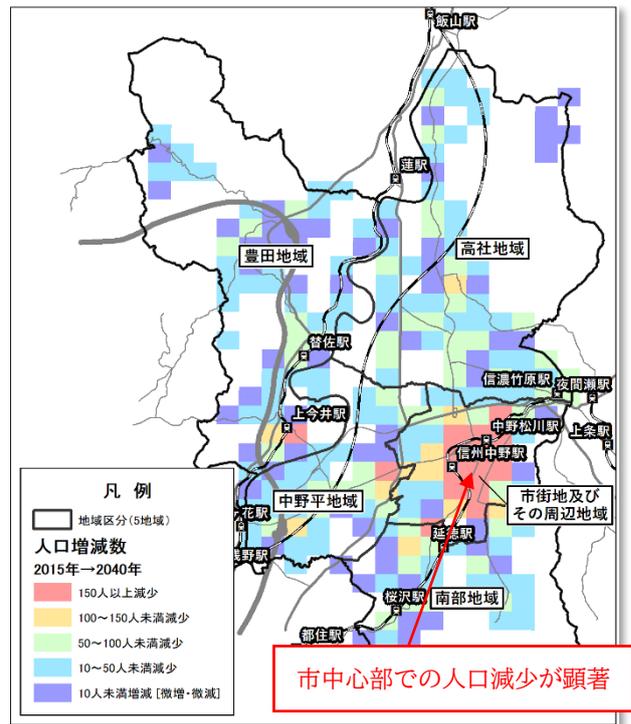


図 人口増減数の動向：2015年→2040年

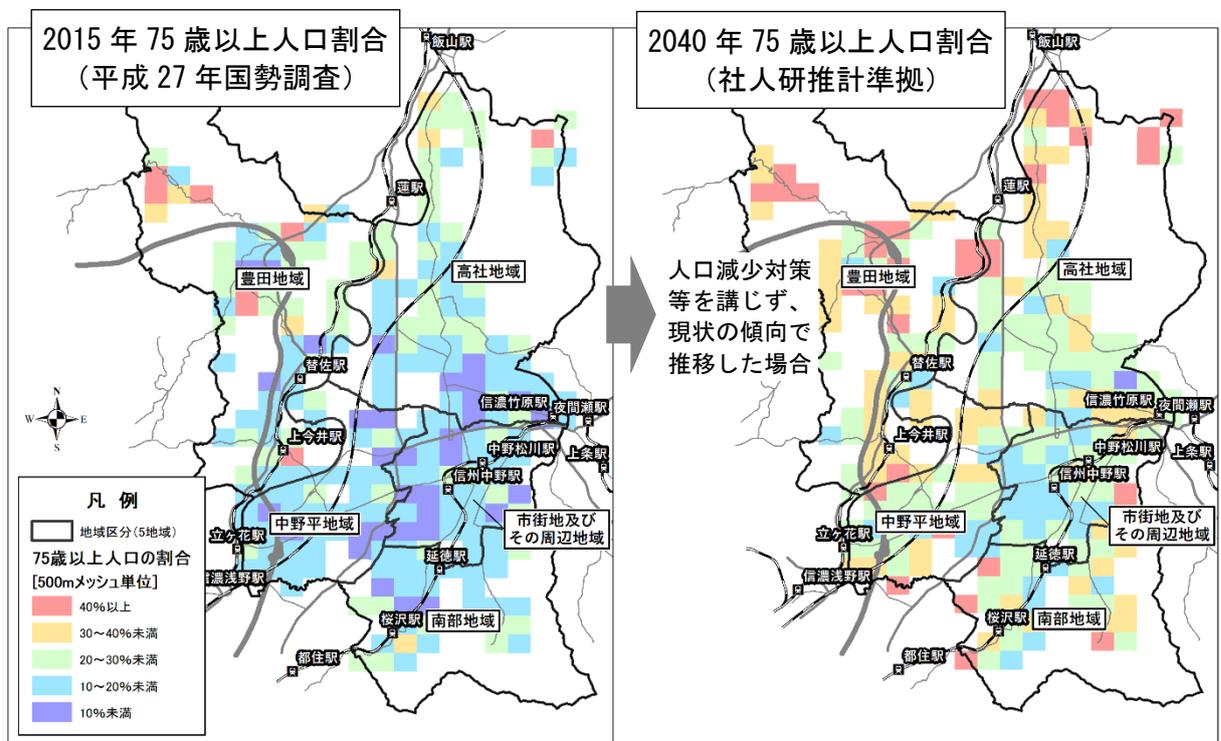


図 75歳以上人口割合の動向：2015年→2040年

資料：【2015年】総務省統計局「平成27年国勢調査地域メッシュ統計(500mメッシュデータ)」

【2040年】国土交通省「国土数値情報 [500mメッシュ別将来推計人口データ(H30国政局推計)]」※

※H30国政局推計は、平成27年国勢調査を基準として、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠した推計データ。

③ 中心市街地(用途地域内)における人口密度の分布と見通し (100m メッシュ)

中心市街地(用途地域内)における人口密度について、平成27年国勢調査による2015年実績人口と、社人研推計に準拠した2040年将来推計人口の比較を以下に示します。

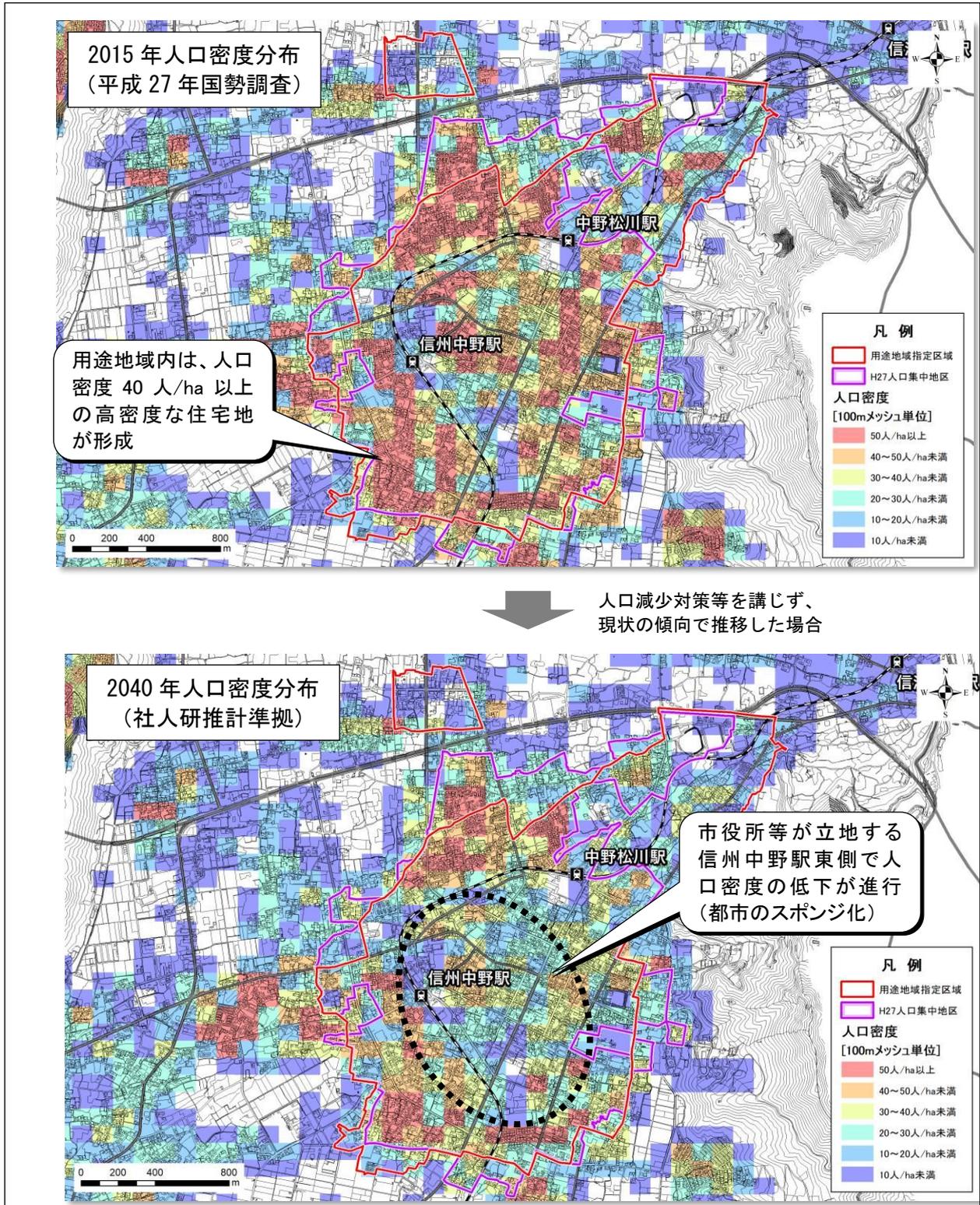


図 中心市街地における人口密度の動向：2015年→2040年

資料：【2015年】総務省統計局「平成27年国勢調査地域メッシュ統計(500mメッシュデータ)」を基に作成

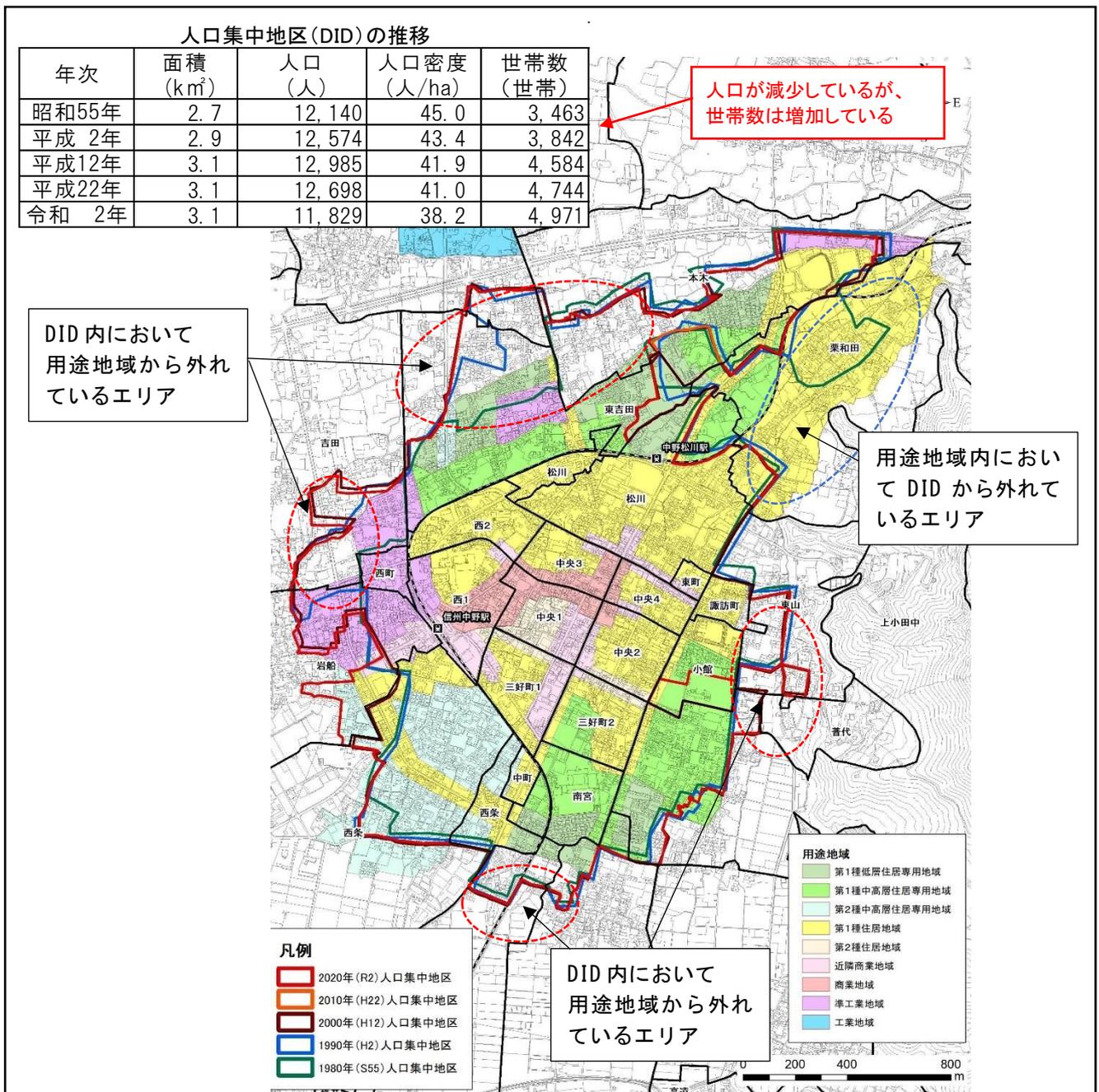
【2040年】国土交通省「国土数値情報[500mメッシュ別将来推計人口データ(H30国政局推計)]」を基に作成

(4) 人口集中地区 (DID) の推移

本市の人口集中地区 (DID) は令和 2 年現在で、面積が 3.1km²、人口が 11,829 人、人口密度が 38.2 人/ha となっています。人口は市の総人口 (42,338 人) の 27.9% を占めています。

1980 年 (昭和 55 年) から 2020 年 (令和 2 年) までの 40 年間における人口集中地区 (DID) の推移をみると、面積は大きな変動は見られないものの、人口は 2000 年 (平成 2 年) をピークに減少傾向となっています。また、世帯数は増加傾向にあります。

分布状況を見ると、東吉田、吉田、下小田中、東山などの用途地域外で DID に含まれるエリアが見られます。また、栗和田周辺は用途地域内ではあるものの DID から外れている状況となっています。



※人口集中地区 (DID): 人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位区が隣接し、5,000 人以上を有するエリア

図 人口集中地区 (DID) の推移

出典: 国勢調査

(5) 通勤・通学流動

① 通勤者

中野市常住の就業者数は24,618人で、そのうち17,035人は市内で従業し、残り7,583人は市外で従業（流出）しています。市外に常住し中野市で従業（流入）しているのは7,256人です。市外との流動では長野市が圧倒的に多くなっています。また、山ノ内町との流動も多く、流入元では2番目、流出先では4番目に多くなっています。

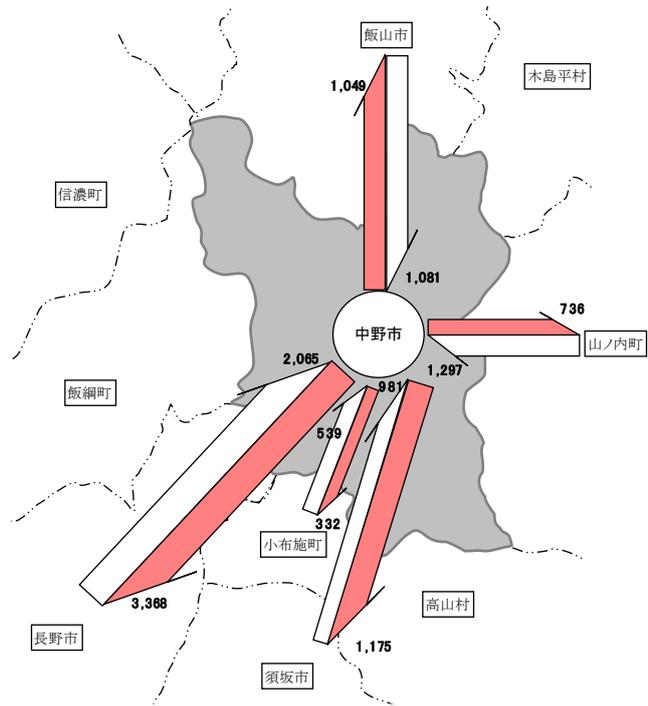


図 通勤者の流動 (H27)

② 通学者

平成27年の通学者の流出・流入別人口についてみると、流出口は938人、流入人口は649人であり、流出口が流入人口を289人上回っています。

流出先をみると、流出率の第1位は長野市で24.9%（490人）、第2位は須坂市で9.0%（177人）となっています。流入先は須坂市が第1位で、流入率13.8%（231人）で、第2位と第3位は山ノ内町及び小布施町となっています。

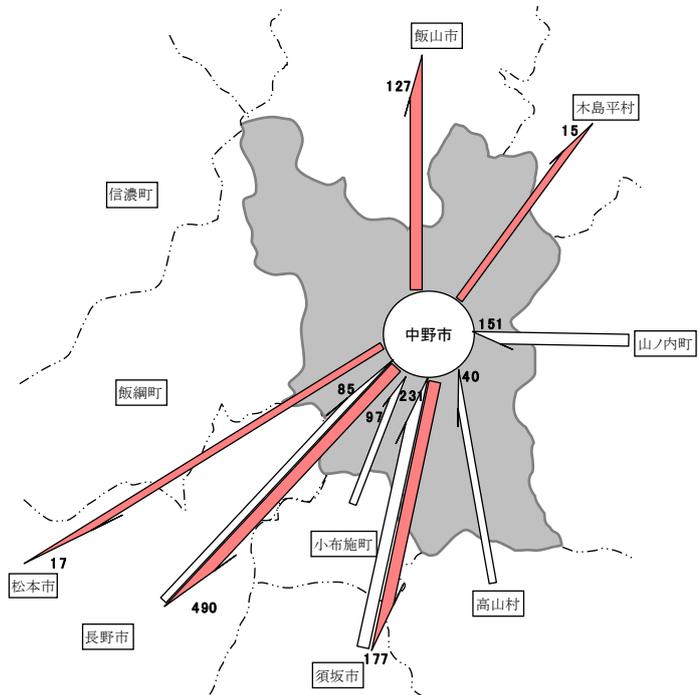


図 通学者の流動 (H27)

出典：国勢調査 (H27)

(6) 地域別人口の推移

平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間における国勢調査小地域別の人口増減率は以下の図に示すとおりです。総人口は約 7% 減少となっていますが、人口が増加している調査区は用途地域の外側に分布しています。

用途地域の中では、中央 2 丁目・3 丁目、小館などにおいて減少率が 20% 以上となっており、市街地内における人口維持が課題といえます。

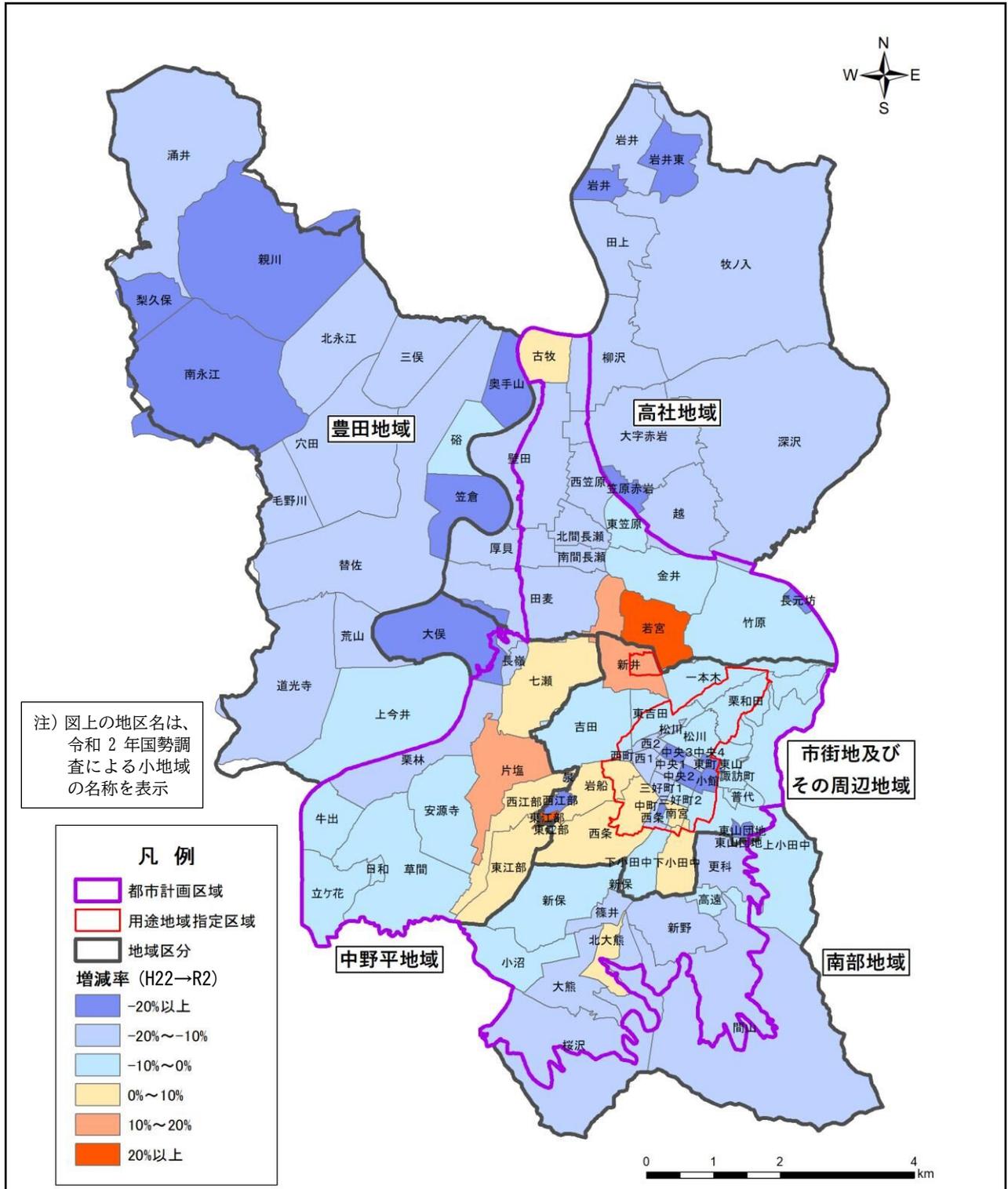


図 小地域別人口の増減率（平成 22 年～令和 2 年）

出典：国勢調査

(7) 人口密度

本市における区域ごとの人口構成及び人口密度は以下に示すとおりです。用途地域内には総人口の27.1%が居住し、人口密度は35.04人/haとなっています。

表 区域ごとの人口構成と人口密度

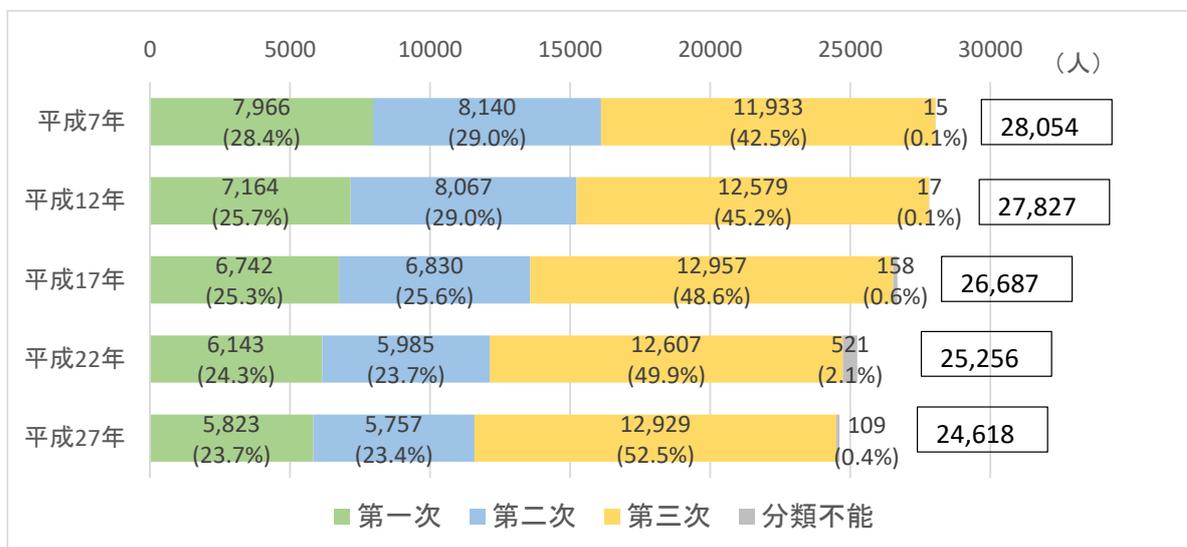
| | 面積 (ha) | 行政区域に占める 面積の割合 | 人口 (人) | 総人口に占める 人口割合 | 人口密度 (人/ha) |
|-------------|------------|-------------------|-----------|-----------------|----------------|
| 行政区域 | 11,218 | 100.0% | 43,909 | 100.0% | 3.91 |
| 都市計画区域 | 3,200 | 28.5% | 36,527 | 83.2% | 11.41 |
| 用途地域 | 340 | 3.0% | 11,912 | 27.1% | 35.04 |
| 用途指定地域外(白地) | 2,860 | 25.5% | 24,615 | 56.1% | 8.61 |
| 都市計画区域外 | 8,018 | 71.5% | 7,382 | 16.8% | 0.92 |
| 人口集中地区(DID) | 310 | 2.8% | 12,343 | 28.1% | 39.82 |

出典：都市計画基礎調査(H30)

(8) 産業別就業人口

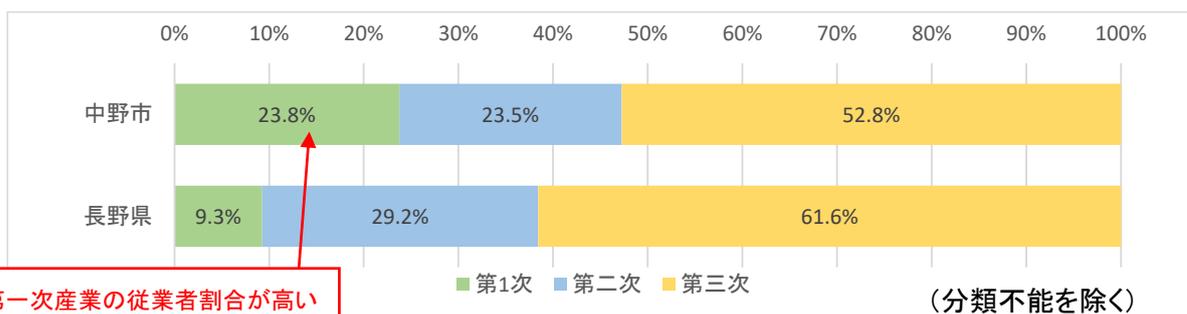
本市の就業人口は減少傾向となっており、産業別でみると第一次、第二次が減少、第三次はほぼ横ばいで推移しています。

産業別の構成は、第三次が約5割で、第二次と第三次はほぼ同じ割合となっています。第一次産業は、県全体では就業者数の約1割程度であることから、第一次産業の就業者の割合が大きいことが本市の特徴といえます。



出典：国勢調査(H27)

図 産業別就業人口の推移



第一次産業の従業者割合が高い

(分類不能を除く)

図 産業別就業人口の県との比較

出典：国勢調査(H27)

1-2 土地利用

(1) 法規制状況

① 都市計画関連の法規制

ア 都市計画区域

本市の都市計画区域は、行政区画の一部に指定されており、面積は 3,200ha となっています。これは行政区画面積 (11,218ha) の 28.5% を占めています。

イ 用途地域

本市の用途地域面積は 340ha であり、都市計画区域の 10.6% を占めています。内訳をみると、住居系用途地域が 78.4% を占め、商業系用途地域は 10.0%、工業系用途地域は 11.6% となっています。

なお、本市の用途地域面積は同規模都市(県内の人口 5 万人程度の都市)と比較して面積が小さく、用途地域内の人口密度が高いことが特徴となっています。

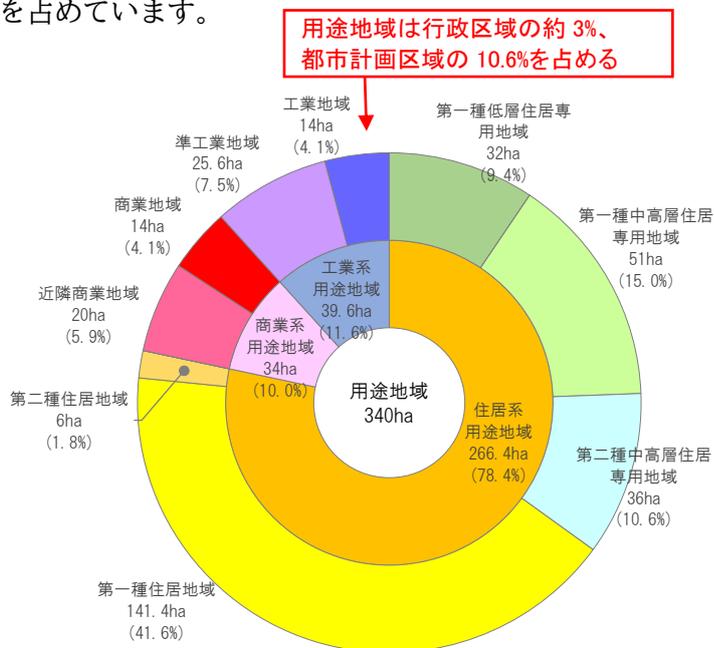
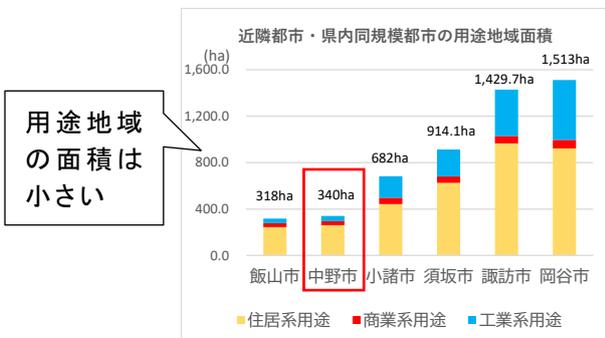
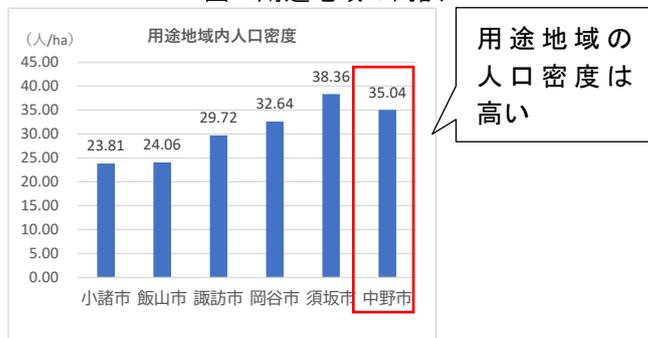


図 用途地域の内訳



用途地域の面積は小さい



用途地域の人口密度は高い

ウ その他の法規制等

| 種別 | 名称 | 面積 | 決定年月日 | 概要 |
|--------|---------------|-------|----------|---|
| 地区計画 | 新井工業団地地区計画 | 7.1ha | H7.8.1 | ○良好な工業団地の環境の創出と保全を図る。 ・壁面位置の制限 2.0m ・垣根の制限 ・高さ制限 15 m ・敷地面積の最低限度 500 m ² |
| 特別用途地区 | 中野市特別工業地区建築条例 | 62ha | S48.10.1 | 出力の合計が 20 キロワット以下の原動機を使用し、かつ、えのき茸栽培を行なう作業場で、床面積の合計が 300 平方メートル以下の建築物は、建築することができる |

| 種別 | 名称 | 決定年月日 | 概要 |
|-------------------------|----------------------|-------------------------|--|
| 建築協定 | 長嶺ニュータウン 建築協定 | H23.7.3 (期限：20 年) | <p>①敷地の分割及び地盤面の変更禁止。</p> <p>②長屋及び共同住宅の建築禁止。</p> <p>③建築物の高さは地盤面から 9.5 メートル以下。軒の高さは 7.0 メートル以下。</p> <p>④建ぺい率 5/10 以下、容積率は 8/10 以下</p> <p>⑤外壁の後退距離は、隣地境界線から 1.2 メートル以上。道路境界線から 1.5 メートル以上。</p> <p>⑥敷地の囲障で道路に面する側は、生垣又は生垣に透視可能なネットフェンス、鉄さくなどを併用したものとし、高さは 1.5 メートル以下。</p> <p>⑦歩道に面する部分は、車の出入口禁止。敷地内の空き地は植樹などで緑化。</p> <p>⑧外壁、屋根の色は、刺激的な色を避け、周辺環境に調和させる。</p> <p>⑨広告物は、自己用以外は禁止。自己用でも表示面積 1 平方メートル以内。</p> <p>⑩店舗などは指定区画で住宅と併用で建築。お客様の駐車場など設置。</p> <p>⑪建築物の雨水は、敷地内の雨水桝により排水すること。</p> |
| 住民協定 | 中野市東吉田地区 景観形成住民協定 | H9.3.27 | 平成 9 年 3 月に都市計画街路・相生町線が供用開始にあわせ、長野県景観条例に基づく認定を申請し、沿道の美化や看板の規制等について定められている。 |
| 建築基準法 第 22 条指定 区域 | | | 住宅を建設する場合、一定の不燃材料にて屋根を造ることを義務化 |

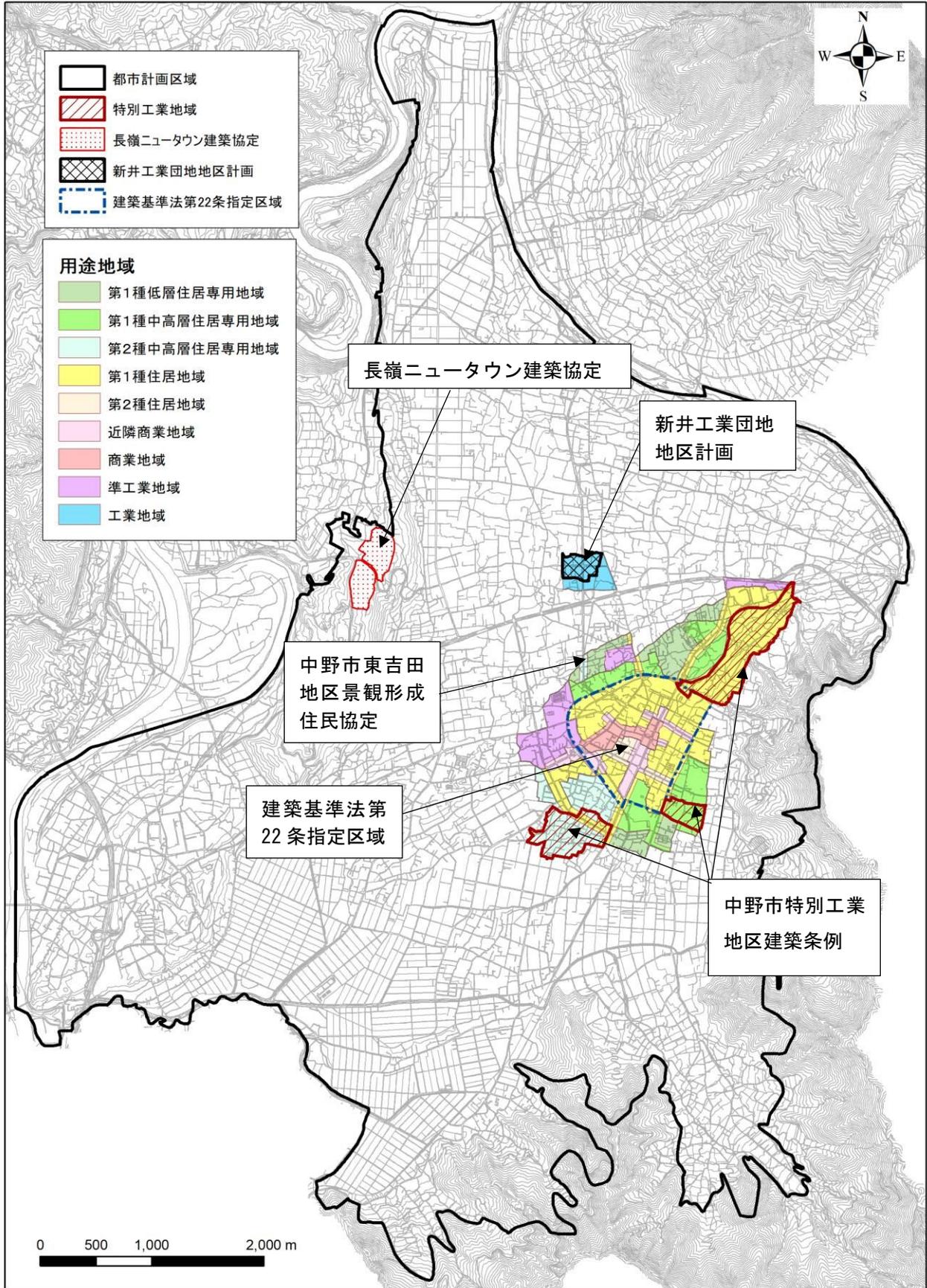


図 都市計画関係の法規制状況

② 森林・農業規制

本市における、森林及び農業に関連する法規制は以下に示すとおりとなっています。森林については、国有林は存在せず、すべて民有林であり、一部が保安林に指定されています。

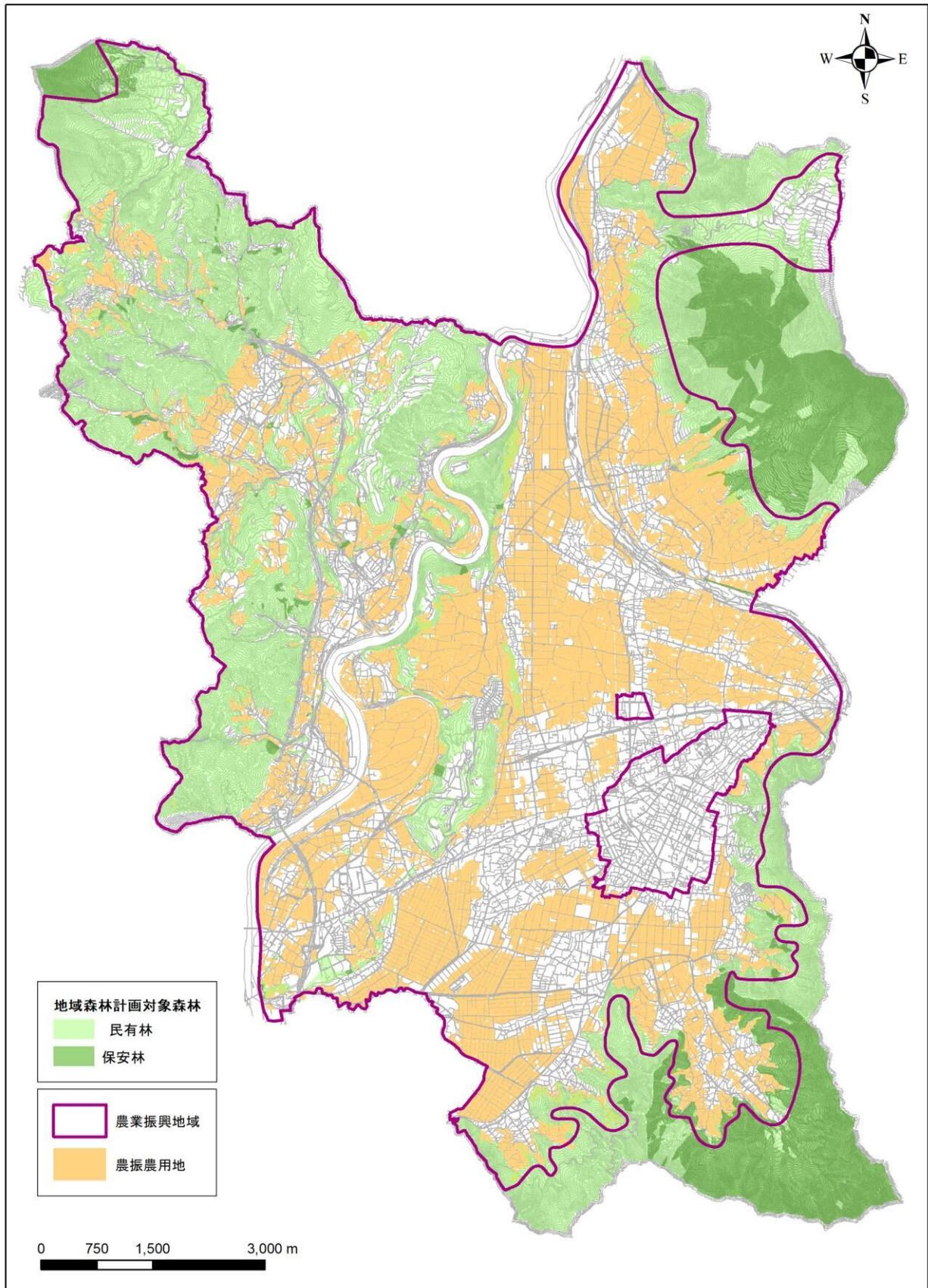


図 森林・農業に関する法規制状況

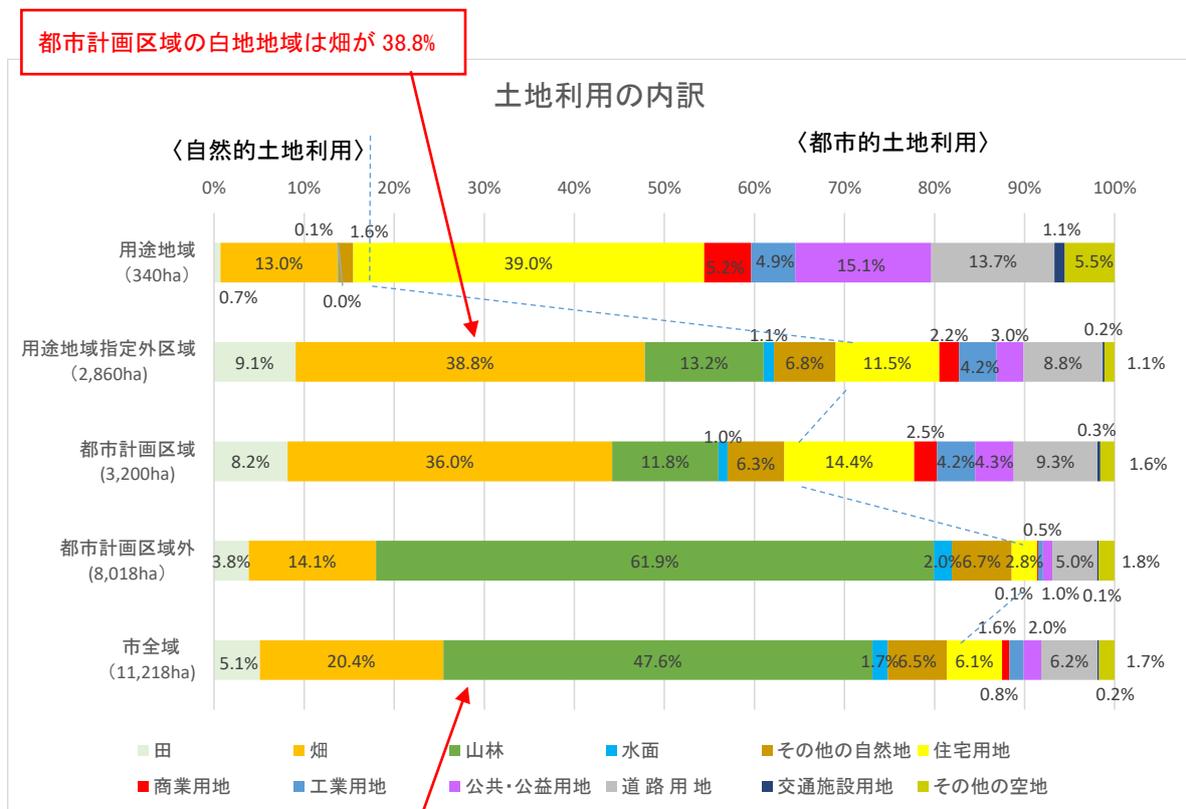
(2) 土地利用現況

本市の土地利用現況をみると、市域全体では自然的土地利用が8割以上となっており、そのうち山林が47.6%で占める割合が最も大きくなっています。

都市計画区域内では、自然的土地利用が約6割を占めており、その内訳は、畑が36.0%で最も大きく、以下、住宅用地（14.4%）、山林（11.8%）となっています。

用途地域内では都市的土地利用が約8割を占めており、その内訳は、住宅用地が39.0%で最も大きく、以下、公共・公益用地（15.1%）、道路用地（13.7%）となっています。

都市計画区域の中の用途指定外区域（白地地域）は、都市計画区域の89.4%を占めており、その内訳は、畑が38.8%で最も大きく、以下、山林（13.2%）、住宅用地（11.5%）となっています。



出典：都市計画基礎調査

図 土地利用の内訳

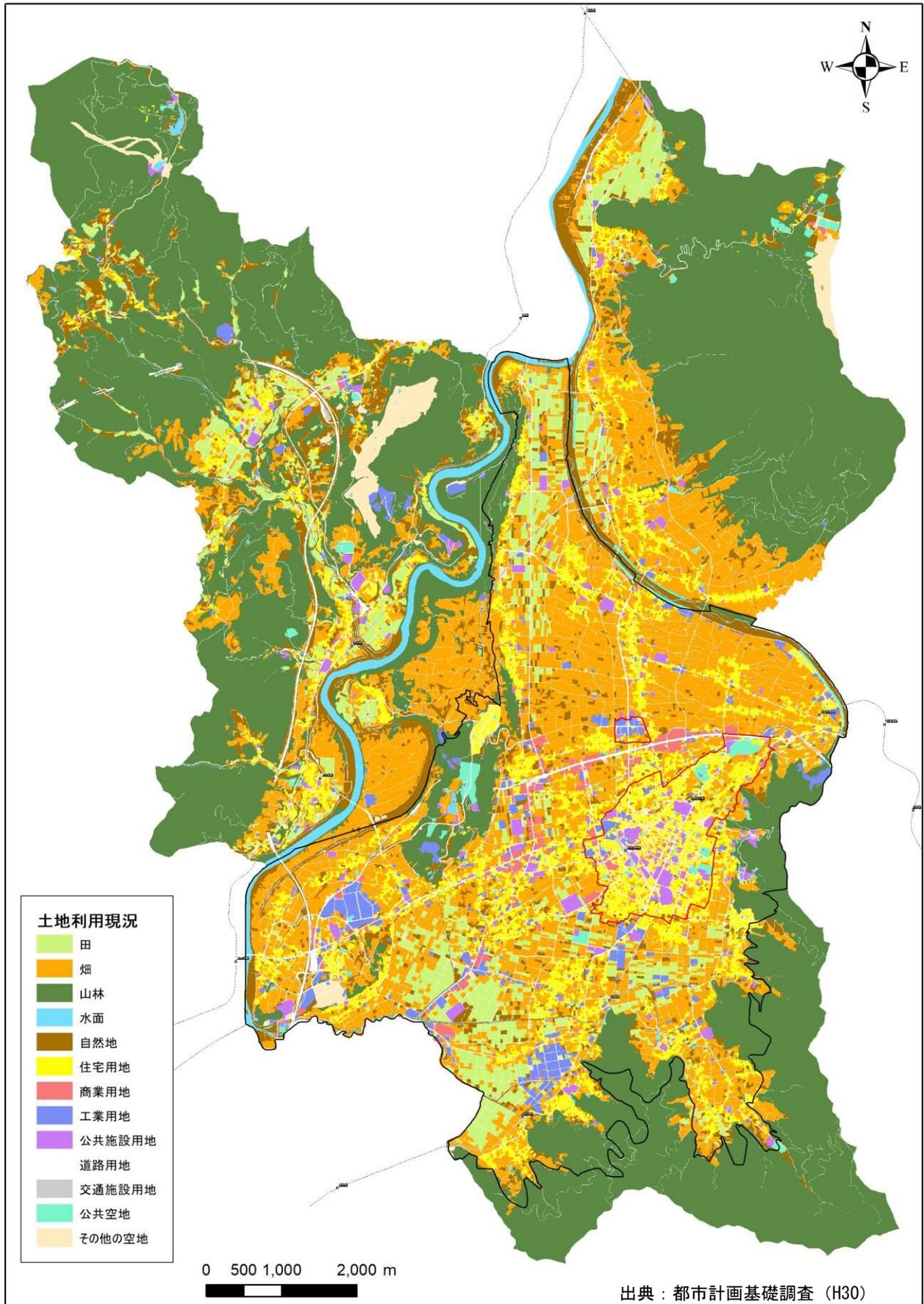
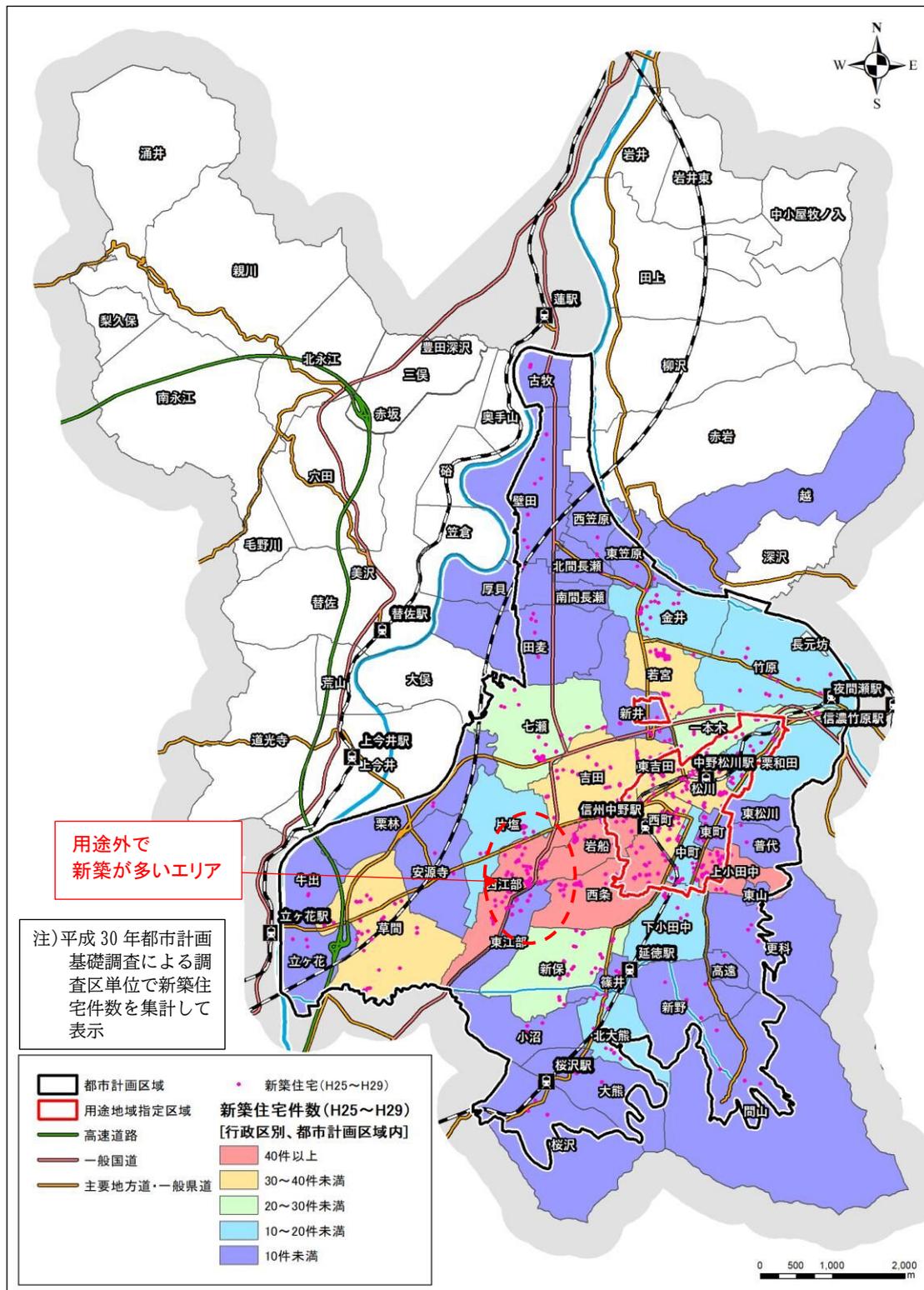


図 土地利用現況図

(3) 新築建物の動向

本市の都市計画区域内の新築件数は、平成25年から平成29年にかけて973件で、その内訳は住宅が多く715件（73.5%）を占めています。

また、新築件数973件のうち、用途地域外での新築が714件あり、全体の73.4%を占めています。特に市街地の西側に新築が多いエリアが分布しています。

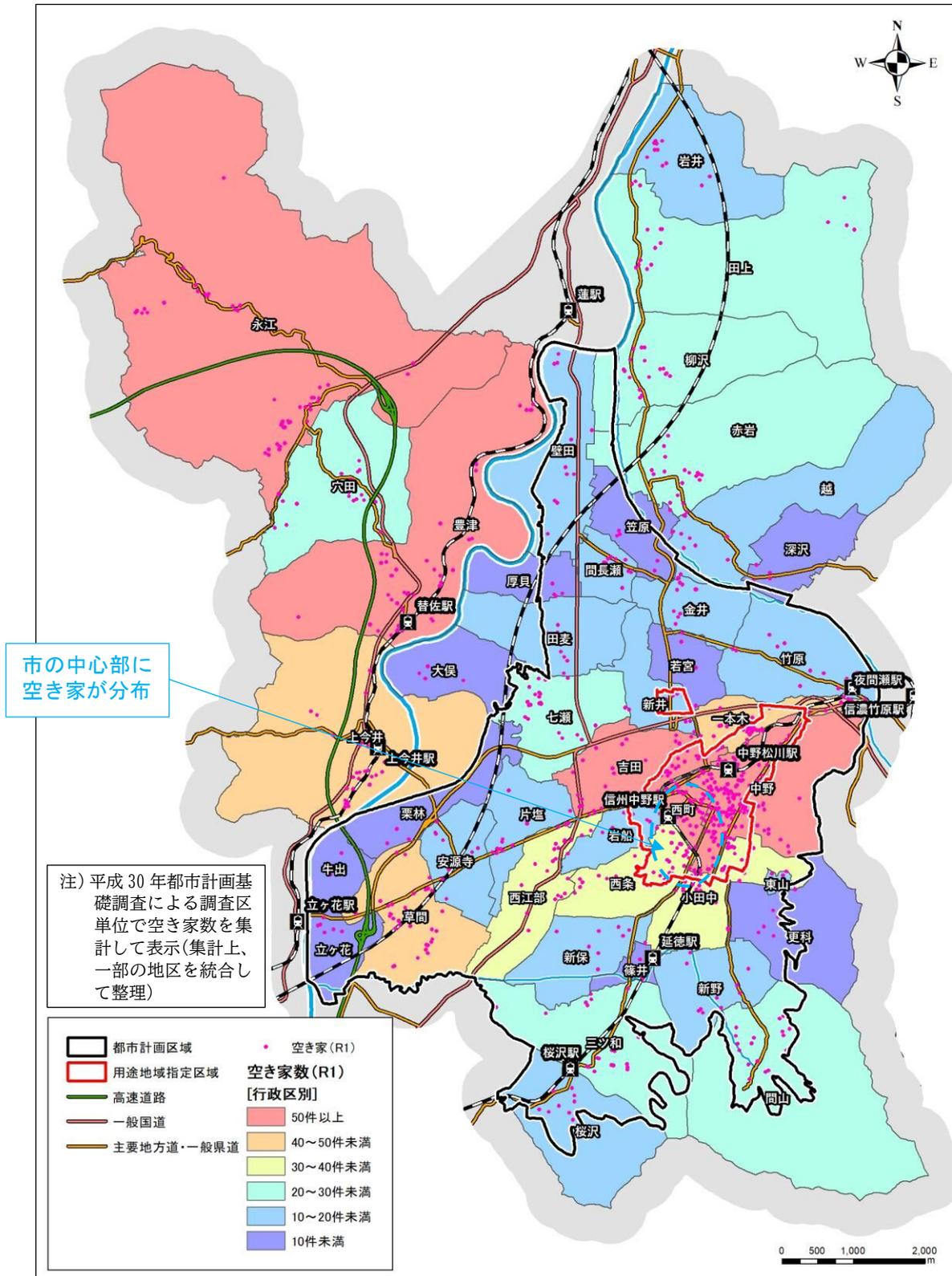


出典：都市計画基礎調査

図 新築住宅の動向（行政区別、都市計画区域内）

(4) 空き家の分布状況

本市の空き家の分布状況を見ると、市域全体の空き家数は1,089件で、そのうち、用途地域内が331件(30.4%)、用途地域外が758件(69.6%)となっています。市の中心部に空き家が多く分布しています。



出典：中野市「空き家候補抽出一覧表（令和元年度）」

図 空き家の分布状況（行政区別）

1-3 都市施設

(1) 都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路は17路線（約38.76km）であり、平成29年度末現在での整備済み延長が26.04kmで、改良率は67.2%となっています。しかし、未整備の路線は用途地域内に多く見られることから、交通需要を踏まえた効率的な道路ネットワークの形成が必要となっています。

表 都市計画道路一覧

| 都市施設名称 | | 都市計画決定事項 | | | 計画決定年次 (最終) | 整備状況 |
|----------|---------|----------|--------|------------------------------|----------------|-------------------|
| | | 延長 (m) | 幅員 (m) | 形式 | | |
| 3. 5. 1 | 三好町線 | 1,170 | 15 | 地表式 | 昭和48年 6月25日 | 未整備 (一部概成済) |
| 3. 5. 2 | 岩船線 | 250 | 16 | 地表式 | 昭和61年10月30日 | 整備済 |
| 3. 5. 3 | 北中野線 | 370 | 16 | 地表式 | 昭和38年 3月30日 | 概成済 |
| 3. 5. 4 | 駅前線 | 910 | 12 | 地表式 | 昭和61年10月30日 | 未整備 (一部概成済) |
| 3. 5. 5 | 相生町線 | 4,100 | 12 | 地表式 | 平成21年 3月 2日 | 整備済 |
| 3. 5. 6 | 辰巳町線 | 3,320 | 12 | 地表式 | 昭和46年10月 4日 | 未整備 (一部整備・概成済) |
| 3. 5. 7 | 西町上小田中線 | 2,880 | 12 | 地表式 | 平成28年12月 1日 | 事業中 |
| 3. 5. 8 | 中町線 | 3,420 | 12 | 地表式 | 平成 6年 3月22日 | 整備済 |
| 3. 5. 9 | 立ヶ花東山線 | 6,740 | 12 | 地表式 | 平成28年12月 1日 | 事業中 |
| 3. 3. 10 | 吉田栗和田線 | 5,160 | 25 | 地表式・ 嵩上式 | 平成 6年 3月22日 | 整備済 (一部概成済) |
| 3. 5. 11 | 吉田西条線 | 2,210 | 12 | 地表式 | 平成 4年 2月29日 | 整備済 |
| 3. 5. 12 | 東吉田線 | 880 | 12 | 地表式 | 平成14年 2月28日 | 未整備 |
| 3. 6. 13 | 南宮線 | 1,270 | 8 | 地表式 | 昭和61年10月30日 | 未整備 (一部概成済) |
| 3. 6. 14 | 草間七瀬線 | 4,070 | 10 | 地表式・ 地下式・ 嵩上式 (2箇所) | 平成 6年 3月22日 | 整備済 |
| 3. 5. 15 | 栗和田線 | 1,230 | 12 | 地表式 | 平成 6年 3月22日 | 整備済 |
| 3. 4. 16 | 松川一本木線 | 680 | 16 | 地表式 | 平成14年 2月28日 | 未整備 |
| 8. 7. 1 | 中野駅東西線 | 100 | 4 | 嵩上式 | 平成 6年 3月22日 | 整備済 |

※概成済みは、概ね計画幅員の2/3以上の幅員があり、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間

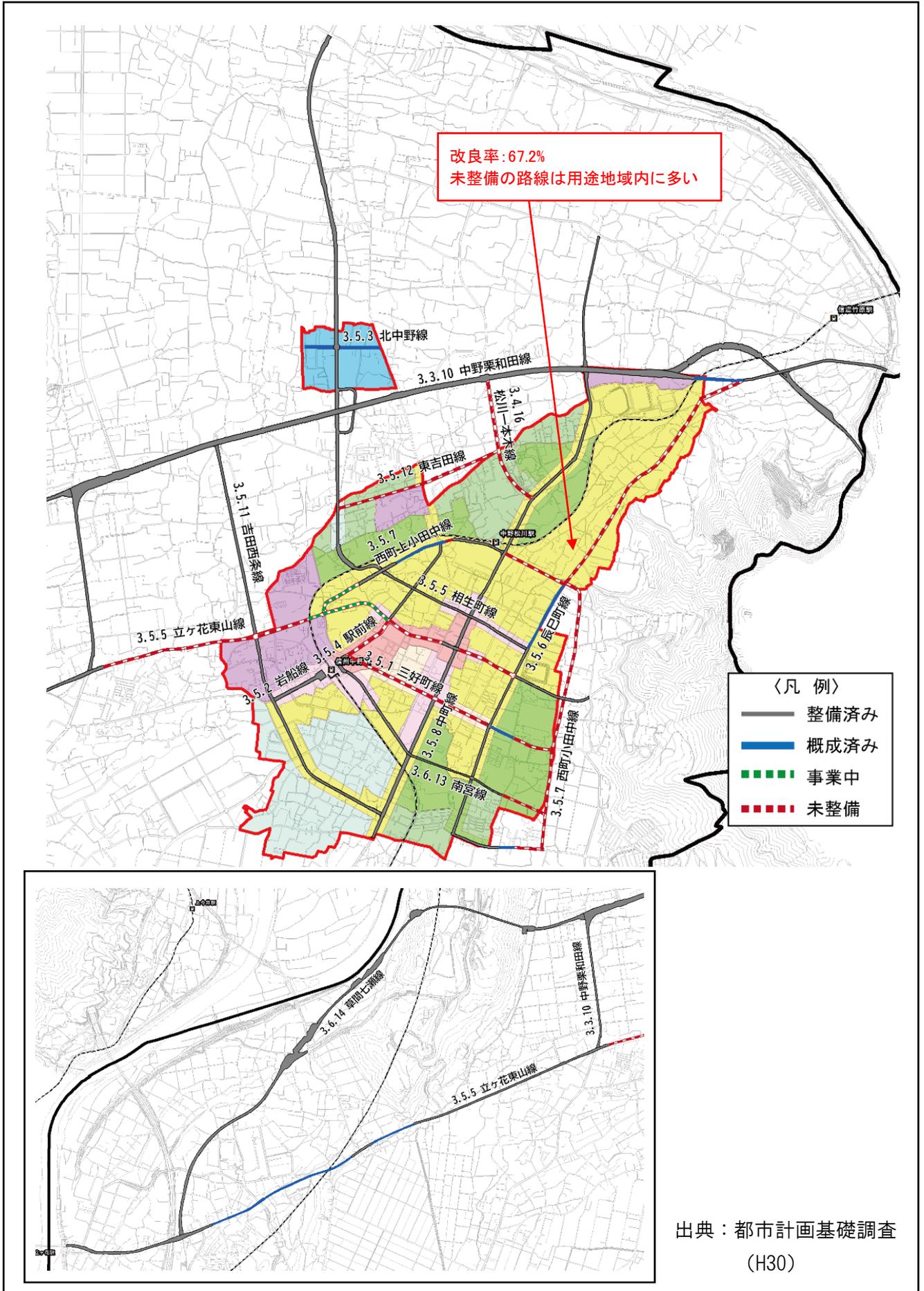


図 都市計画道路の整備状況

(2) 都市公園の指定、整備状況

本市の都市計画決定されている都市公園は、総数で 12 箇所 20.14ha あり、すべて開設済みとなっています。その内訳は、街区公園が 8 箇所 1.14ha、近隣公園 2 箇所 4.8ha、地区公園 1 箇所 7.0ha、緑地 1 箇所 7.2ha となっています。

また、都市計画決定していない開設済の公園(平成 29 年度現在)は 9 箇所 20.10ha あり、開設済都市公園の合計は 21 箇所 40.24ha となっています。なお、都市計画区域人口 1 人当たりの面積は 11.01 m²であり、県平均 (14.99 m²) を下回っています。

表 都市計画決定されている都市計画公園

| 種別 | 名称 | 面積 | 施設概要 | 決定年月日 |
|------|---------------|----------|--|--|
| 地区公園 | 4・4・1号 北公園 | 約 7.00ha | 野球場、テニスコート、運動場、弓道場 | 昭和 27 年 1 月 28 日 (昭和 51 年 3 月 1 日) |
| 近隣公園 | 3・3・1号 一本木公園 | 約 3.40ha | 野外ステージ、園路、花壇 | 昭和 56 年 6 月 25 日 (平成 14 年 2 月 28 日) |
| | 3・3・2号 高梨館跡公園 | 約 1.40ha | | 昭和 63 年 6 月 30 日 |
| 街区公園 | 2・2・1号 原町公園 | 約 0.11ha | 遊具、パーゴラ、植栽 | 昭和 47 年 8 月 10 日 |
| | 2・2・2号 東町公園 | 約 0.11ha | 遊具 水飲場 | 昭和 48 年 10 月 1 日 |
| | 2・2・3号 西町公園 | 約 0.11ha | 遊具 花壇 | 昭和 49 年 10 月 25 日 |
| | 2・2・4号 西条公園 | 約 0.11ha | シェルター、遊具、花壇 | 昭和 53 年 9 月 10 日 |
| | 2・2・5号 中町公園 | 約 0.11ha | 休養、遊戯、修景 | 昭和 62 年 3 月 2 日 |
| | 2・2・6号 延徳公園 | 約 0.29ha | 運動広場、遊具広場、幼児広場、砂場、花壇、便所、パーゴラ、水飲場、等 | 昭和 63 年 12 月 7 日 |
| | 2・2・7号 平野公園 | 約 0.13ha | 便所、水のみ、ベンチ、リング、ブランコ、砂場、二方スベリ台、パラレルシーソー、スツール、築山 等 | 平成 2 年 2 月 23 日 |
| | 2・2・8号 東吉田公園 | 約 0.17ha | | 平成 3 年 2 月 20 日 |
| 都市緑地 | 1号 夜間瀬川中央河川公園 | 約 7.20ha | 便所、東屋、せせらぎ水路、遊歩道等 | 平成 28 年 1 月 6 日 |

表 都市計画決定のない都市公園

| 名称 | 面積 | 施設の内容 |
|---------------------|----------|------------------------------|
| 長丘公園 | 0.20 ha | 遊具、水飲み場、便所 他 |
| 高丘公園 | 0.25 ha | 遊具、便所 他 |
| 岩船公園 | 0.15 ha | 遊具、便所 他 |
| 西条宮の森公園 | 0.35 ha | マレットゴルフコース、遊具、便所 他 |
| 岩船南公園 | 0.30 ha | 遊具、便所 他 |
| 中野陣屋前広場公園(街区公園) | 0.22 ha | 便所 他 |
| 中央広場公園(街区公園) | 0.15 ha | イングリッシュガーデンスタイル 遊具、パーゴラ、流れ工他 |
| 北信濃ふるさとの森文化公園(総合公園) | 15.48 ha | 創造館、温室・昆虫館、マレットゴルフ場他 |
| 夜間瀬川竹原河川公園(都市緑地) | 2.88 ha | マレットゴルフコース、あずまや、便所 他 |

(3) その他の都市施設

処理施設としては、東山清掃工場が立地しています。また、駐車場が1施設、都市下水路があります。公共下水道は962haが都市計画決定されています。

表 その他の都市施設の概要

| 決定年月日 | 名称 | 概要 |
|---------------------------|------------|---|
| 昭和54年3月20日 (平成7年3月6日) | 東山清掃工場 | 焼却場 約1.5ha 処理能力 130t/日 |
| 昭和52年11月8日 | 駐車場(第2) | 広場式 約0.1ha 駐車台数 27台 |
| 昭和39年7月31日 | 都市下水路(西条) | 排水面積 約95ha 下水管渠 |
| 昭和51年3月1日 (平成15年3月18日) | 公共下水道(中野市) | 計画面積 962ha 処理方法・標準活性汚泥法・回分式活性汚泥法 排除方法・分流式 |

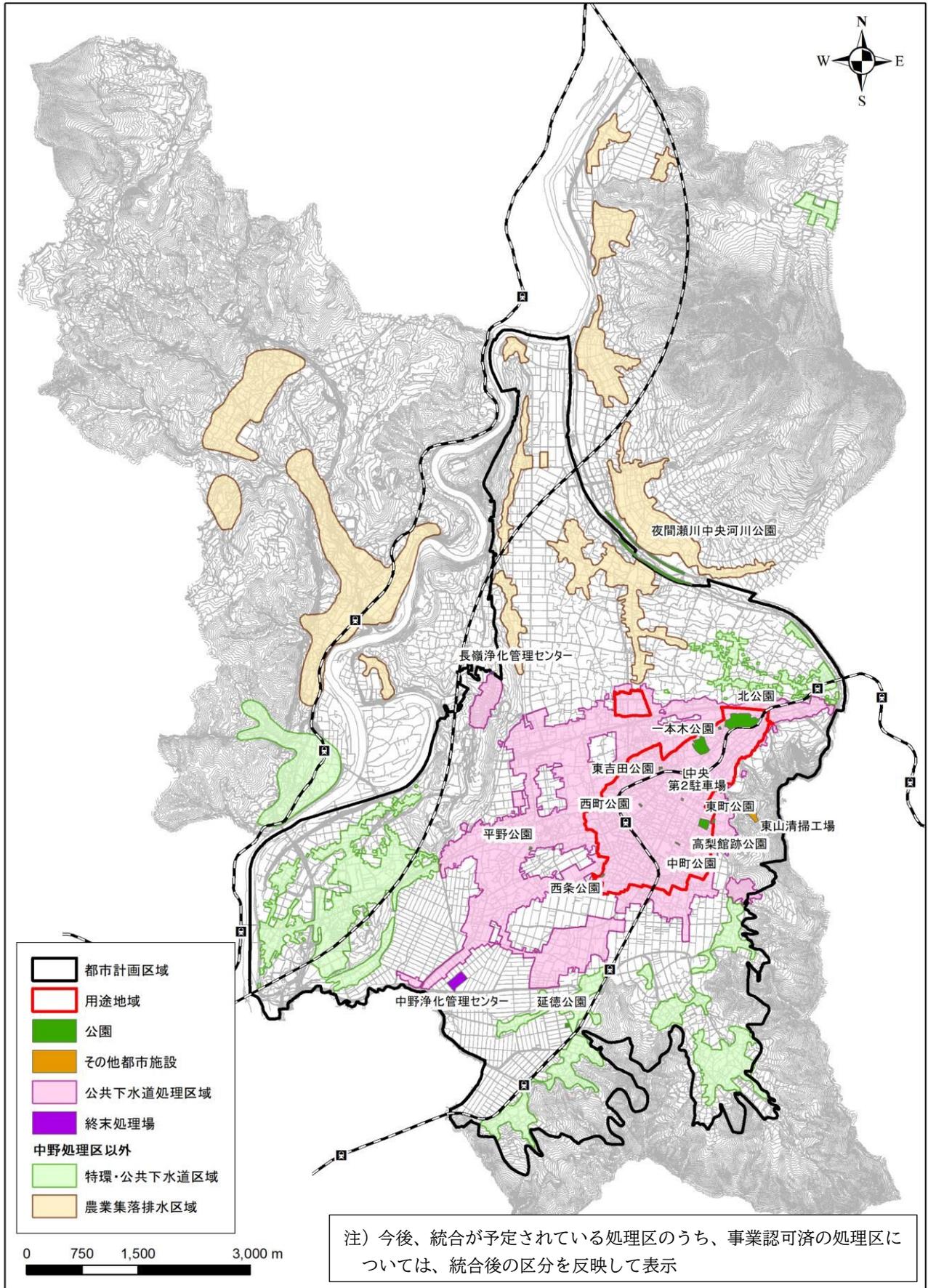


図 都市施設の分布状況

1-4 都市交通

(1) 交通量混雑状況

平成27年における12時間交通量の多い路線は、(国)292号、同403号、(主)中野豊野線で10,000台以上と多く、特に(国)292号(観測地点：一本木)では18,244台となっています。

混雑時の平均旅行速度をみると、市の中心部から長野方面を結ぶ(一)中野小布施線、(一)中野豊野線が混雑しており、市街地における円滑な交通処理が課題となっています。

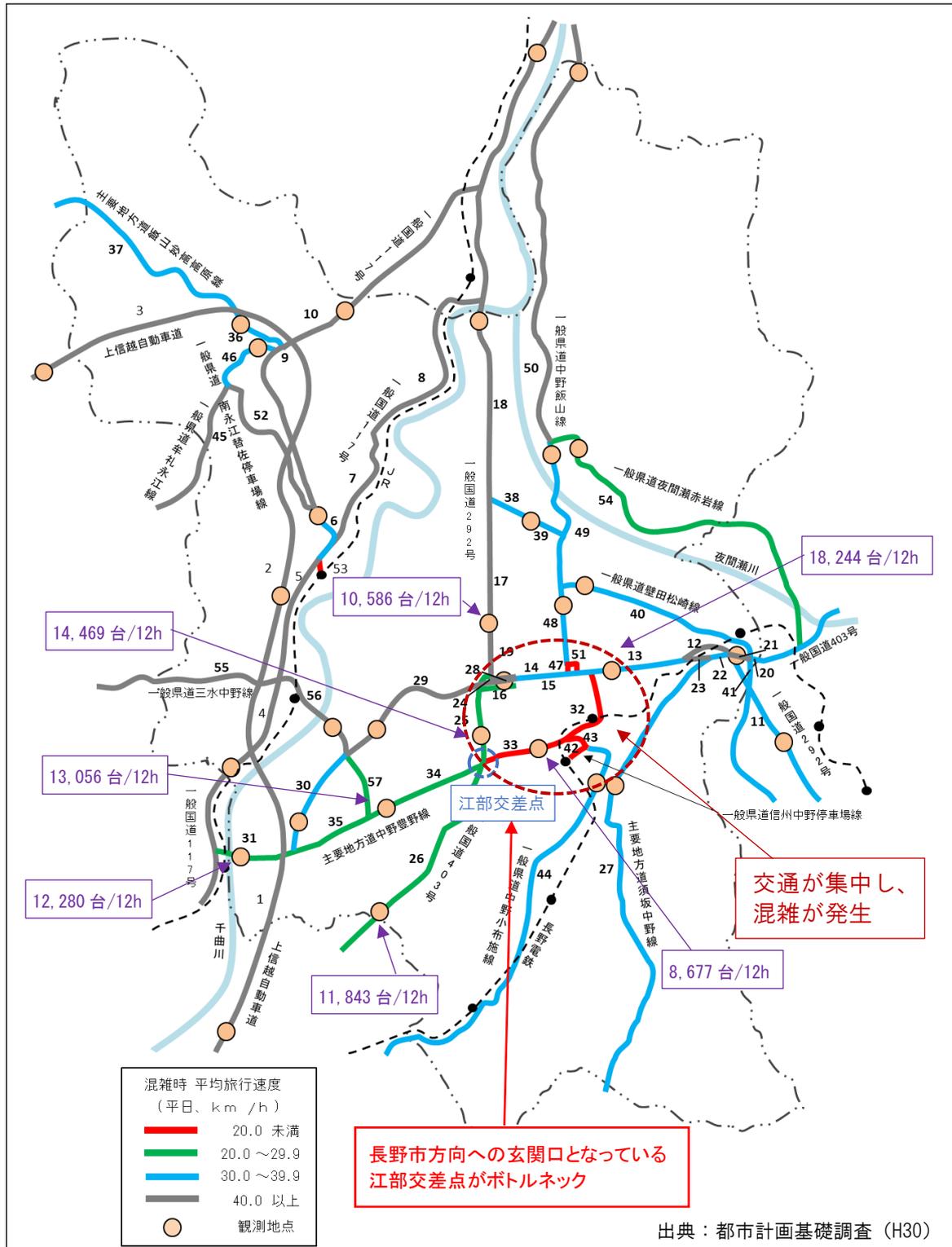


図 混雑時平均旅行速度分布図 (平成27年)

(2) 公共交通

① 鉄道の利用者数

ア) 長野電鉄

本市には、長野電鉄の駅が5駅立地しています。このうち、拠点駅である信州中野駅は、令和2年度の年間の乗降客数が88万4千人であり、日当たり約2,400人となっています。年次ごとの推移をみると、令和元年までは年間110万人程度で推移していましたが、令和2年度では約20万人の減少となっています。

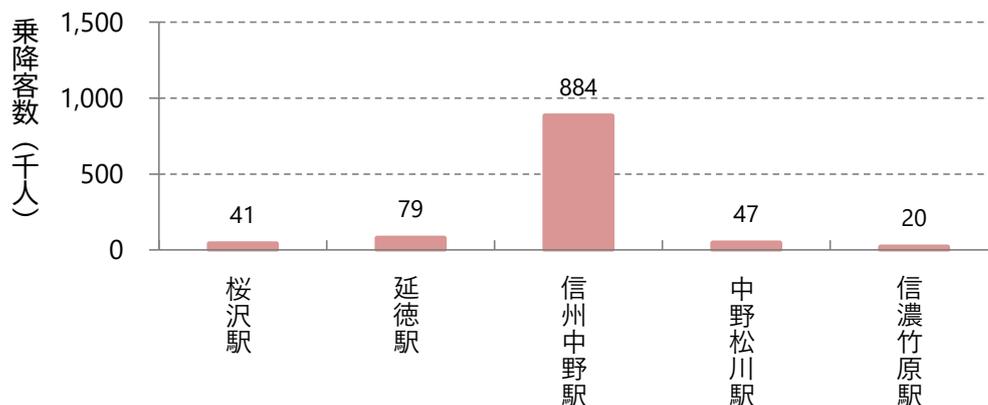


図 長野電鉄の駅別乗降客数（令和2年度）

出典：中野市統計書（令和3年版）

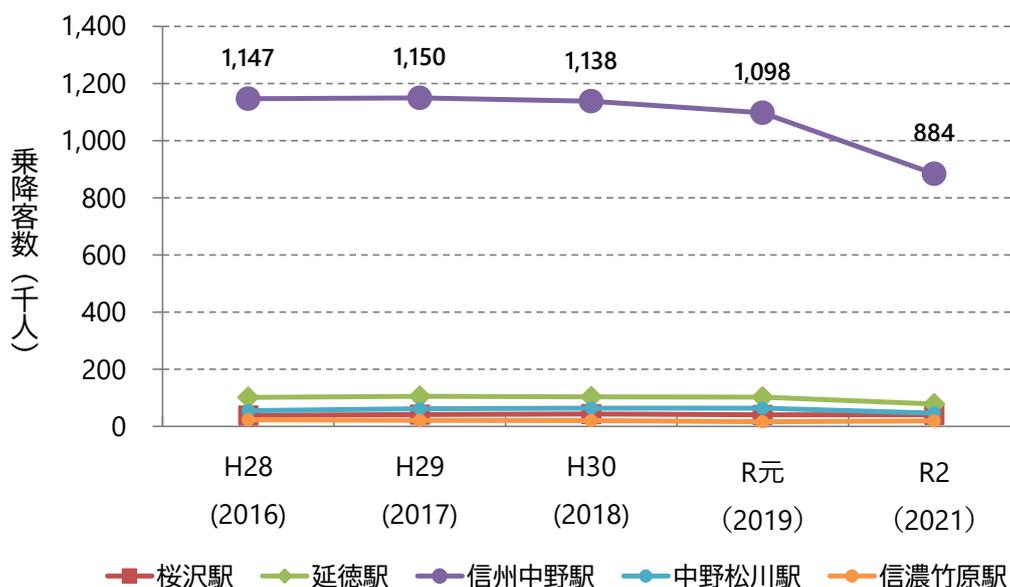


図 長野電鉄の駅別乗降客数の推移

出典：中野市統計書（令和3年版）

イ) 飯山線

豊田地区に上今井駅と替佐駅があります。いずれの駅も、路線バス「永田親川線」、「豊田地域ふれあいバス」に接続しています。また、中野平地域の高丘地区に隣接した市域外に立ヶ花駅があり、路線バス「立ヶ花線」に接続しています。

令和3年度における1日平均乗車人員は、替佐駅で87人となっています。

② バス・デマンド交通

本市では以下の4つの形態のバス・デマンド交通があります。路線バスについては、山ノ内町及び飯山市に乗り入れる路線を含め6路線が運行されています。ふれあいバスは、公共交通空白地帯を対象に市が運行主体となっているもので、3路線が運行されています。

お出かけタクシーは、デマンド型の公共交通であり、予約制の運行となっています。乗り合いタクシー深沢永田線は飯山市との共同運行で、豊田地域の永田地区と飯山市方面を結ぶ路線となっています。

路線バスの令和2年度における延べ利用者総数は、20.8万人となっています。路線ごとで見ると、最も利用者が多いのは中野木島線であり、令和2年度では約14万5千人となっています。

ふれあいバスの令和2年度における延べ利用者総数は、9.4千人となっています。路線ごとで見ると、最も利用者が多いのは間山線であり、令和2年度では約6.2千人となっています。

お出かけタクシーの令和2年度における延べ利用者総数は、0.4千人となっています。

いずれの交通も、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用者の減少が顕著となっています。

表 バス・デマンド交通の構成

| 種別 | 運行主体 | 路線 |
|----------|----------------|---|
| 路線バス | 長電バス | (地域間幹線系統：3路線) 上林線、永田線、中野木島線 (廃止路線代替バス：3路線) 立ヶ花線、菅線、合庁線 |
| ふれあいバス | 中野市地域公共交通対策協議会 | 倭・科野地区、間山線、豊田地域の3路線 |
| お出かけタクシー | 中野市地域公共交通対策協議会 | 運行エリア内にバス停設置。予約制、500円/予約 ※中野市民のみ利用可 |
| 乗り合いタクシー | 飯山市と連携 | 深沢永田線 |

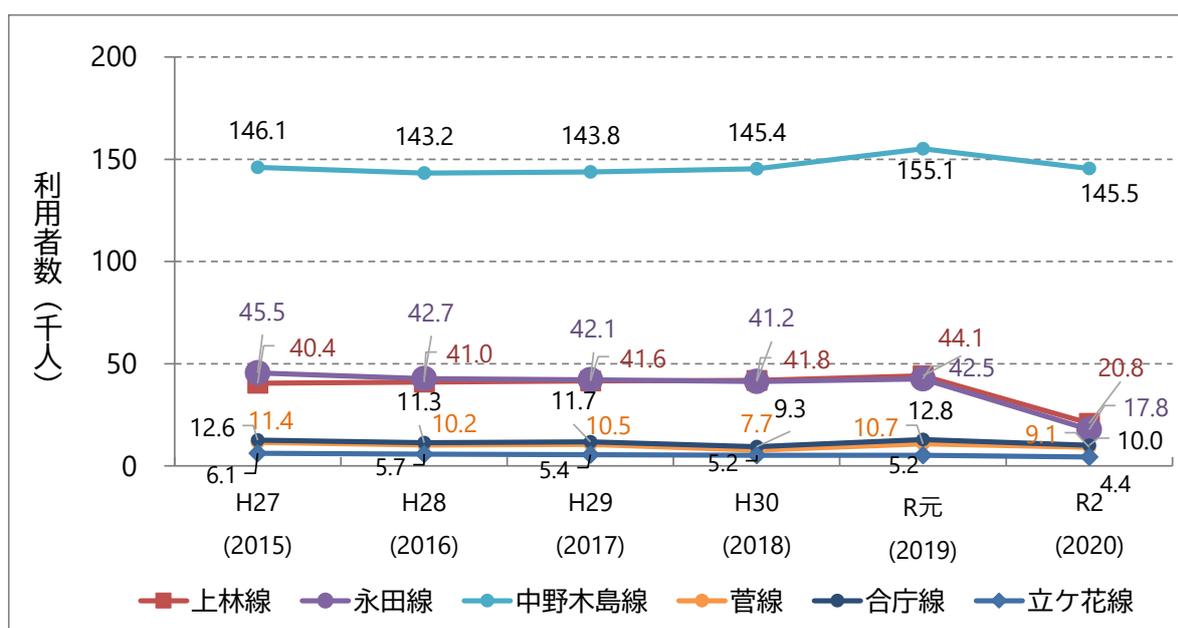


図 路線バスの年間利用者数の推移 (バス事業年度)

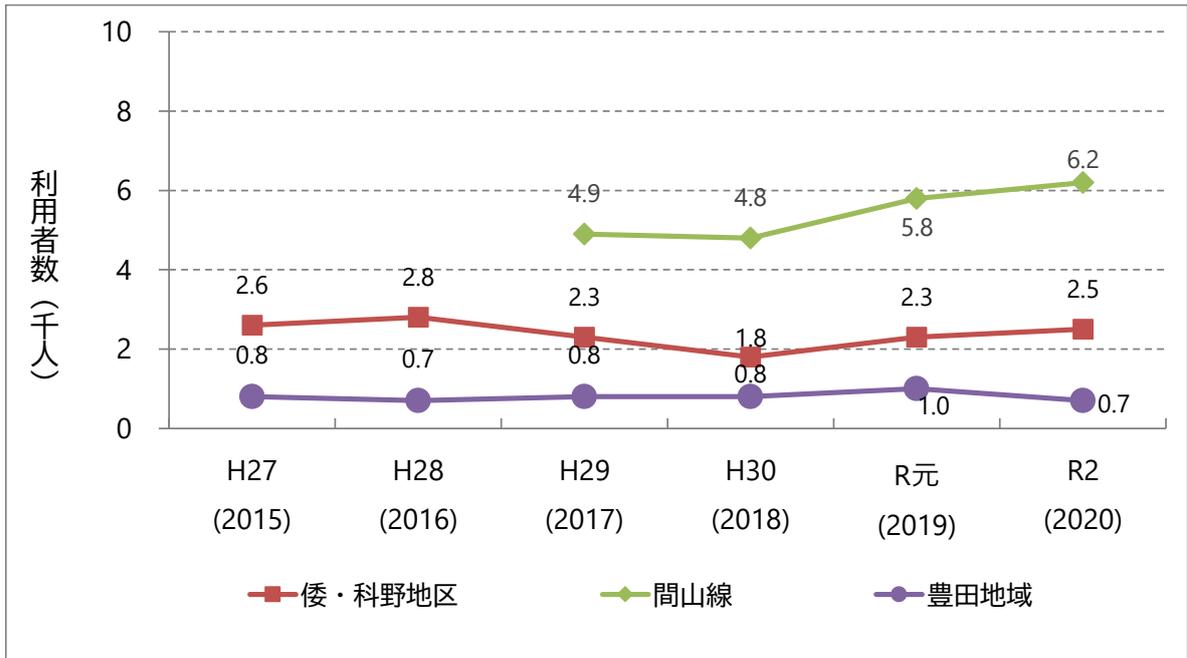


図 ふれあいバスの年間利用者数の推移（バス事業年度）

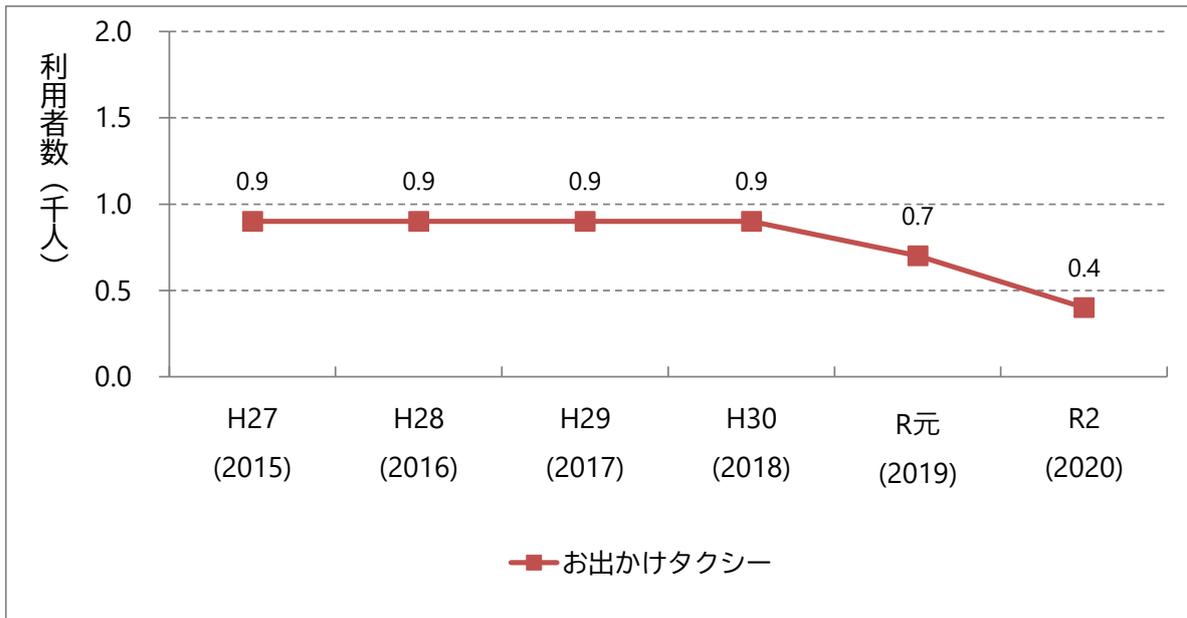


図 お出かけタクシーの年間利用者数の推移（バス事業年度）



図 中野市公共交通マップ

出典：中野市「中野市公共交通マップ（令和4年10月1日改訂版）」

1-5 都市機能

(1) 公共公益施設

市民の生活を支える基幹的な施設は信州中野駅東側の中心市街地に立地しています。市では現在公共施設の再編等を進めており、市民会館のリノベーション事業が進められています。

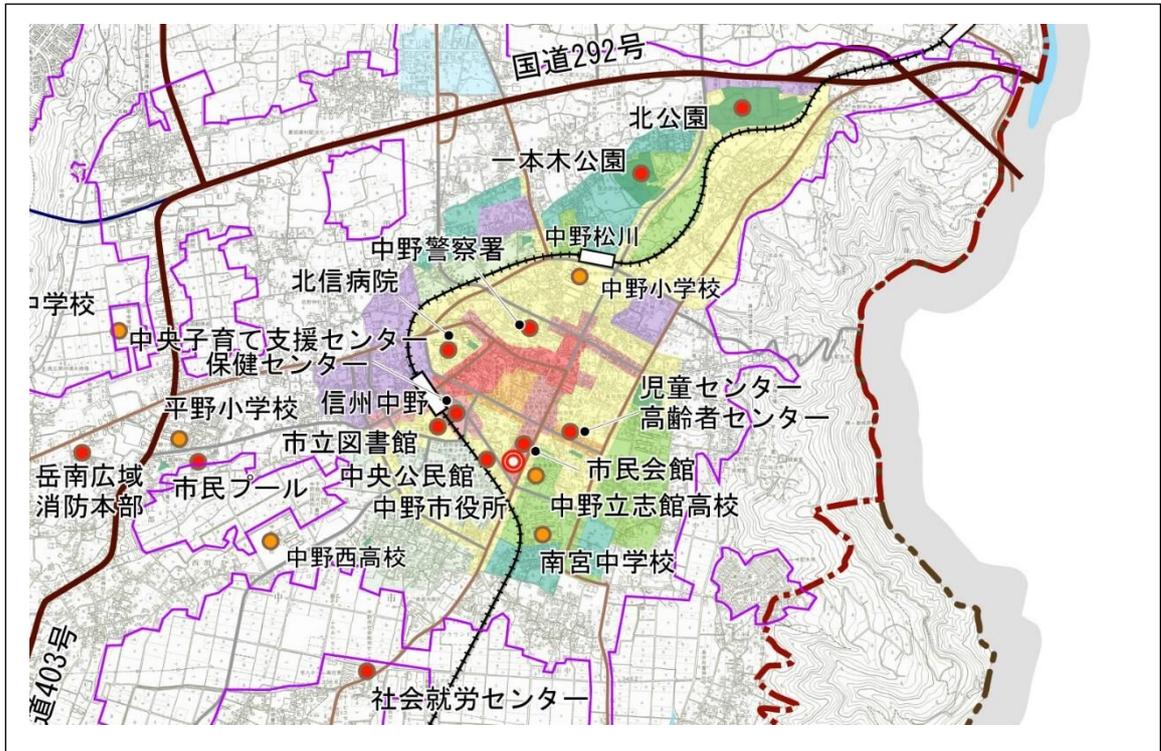


図 市中心部における主な公共公益施設の分布状況

(2) 商業機能

中野市の商圏人口は10万8千人(県内13位)であり、市の商業機能の集積は周辺都市の暮らしを支える役割を担っています。商業施設は、用途地域外である(国)292号沿道に集積が見られ、本市はもとより周辺都市の生活を支えるうえで重要な役割を担っています。

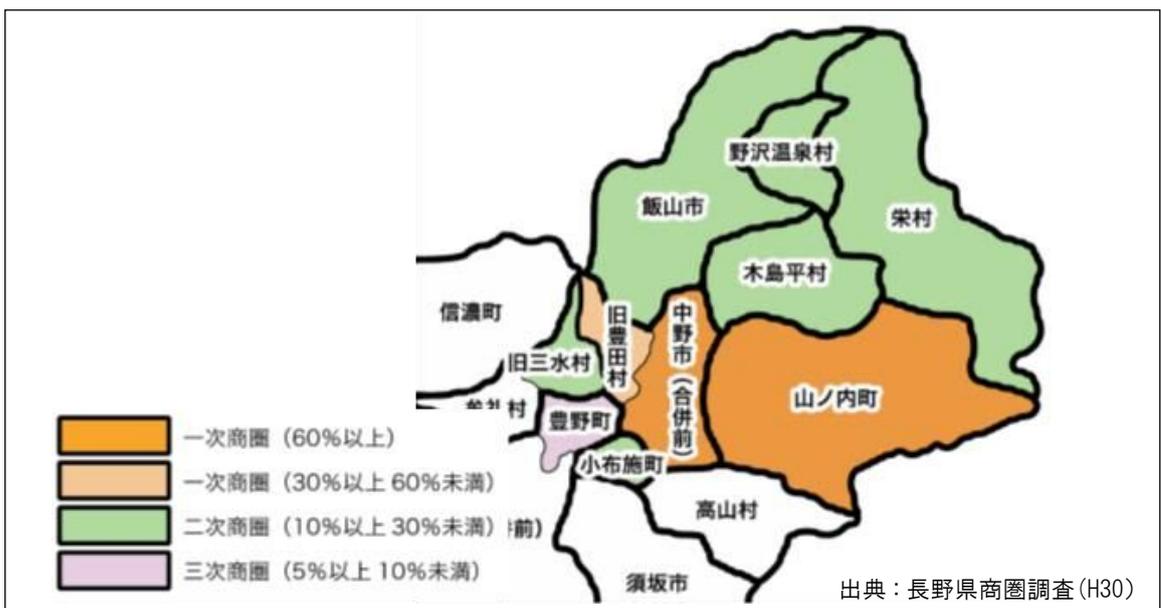


図 中野市の商圏

1-6 地価

本市では、地価公示の調査地点が5か所、県の地価調査の調査地点が9か所あり、それぞれの調査地点の地価の動向（平成17年から令和2年）は、以下に示すとおりです。

最も地価が高いのは、国5-1（中央一丁目の商業地）の45,400円/㎡となっています。なお、住宅地では、県-2（中央二丁目の既成市街地内住宅地）の40,300円/㎡となっています。

各調査地点の地価推移をみると、すべての調査地点において減少傾向となっています。平成17年から令和2年までの15年間で下落率が大きかったのは、県5-2（西一丁目商業地域）の-44.4%、国5-1（中央一丁目商業地域）の-44.0%、国5-2（中央一丁目既成商業地域）の-42.2%となっており、いずれも中心市街地の3地点となっています。

平成27年から令和2年までの5年間における全調査区の下落率の平均は-8.4%であり、平成22年から平成27年までの5年間の下落率（-14.3%）よりも減少しています。特に、県-4（江部郊外住宅地）が-2.1%、県-2（中央二 既成住宅地）が-2.4%、県-1（小田中 農家・7⁰等混在地域）が-4.0%、国-2（中野字霊閑寺 新興住宅地）の-4.4%であり、一部の住宅地では下げ止まり傾向がみられます。

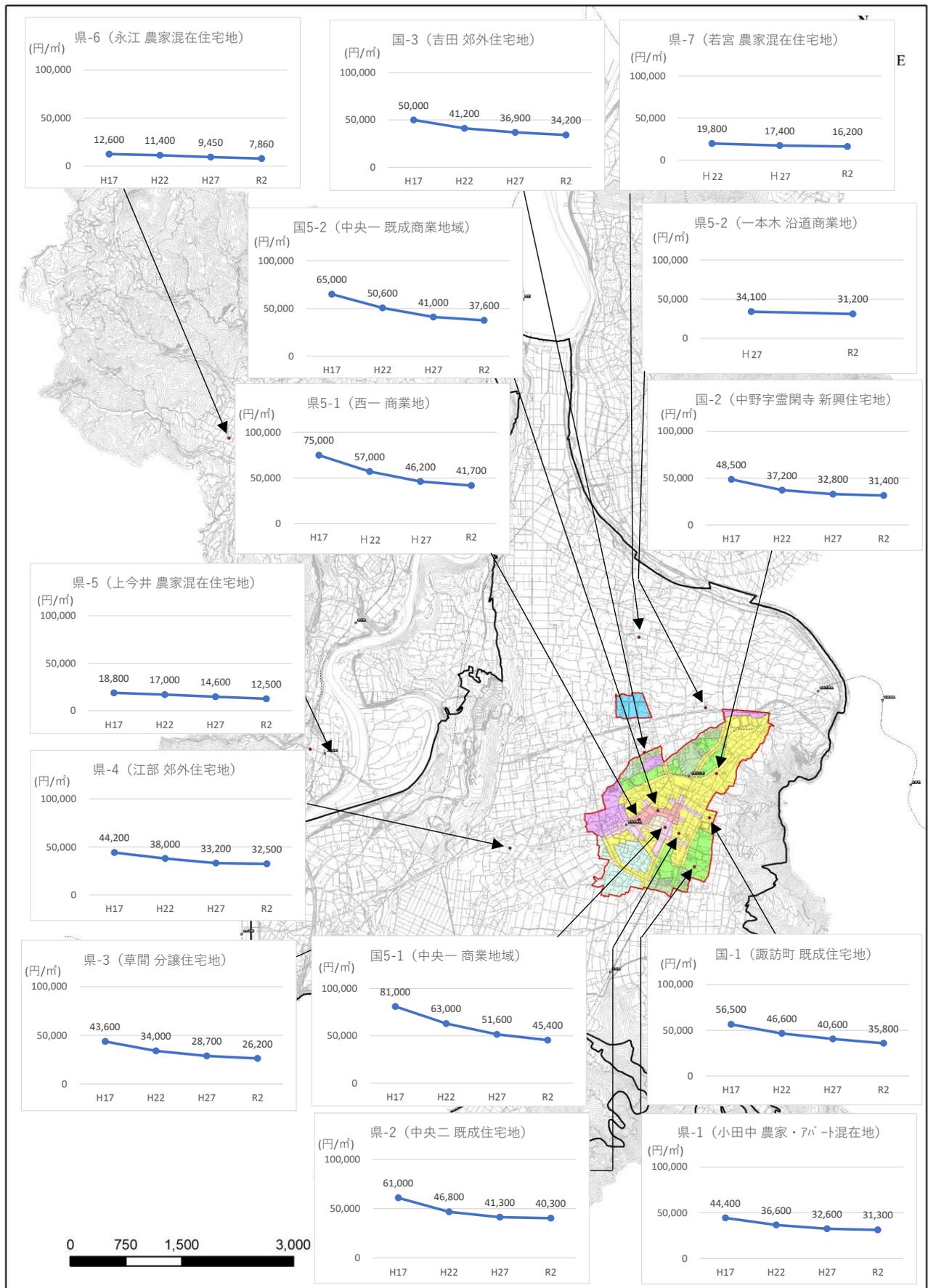
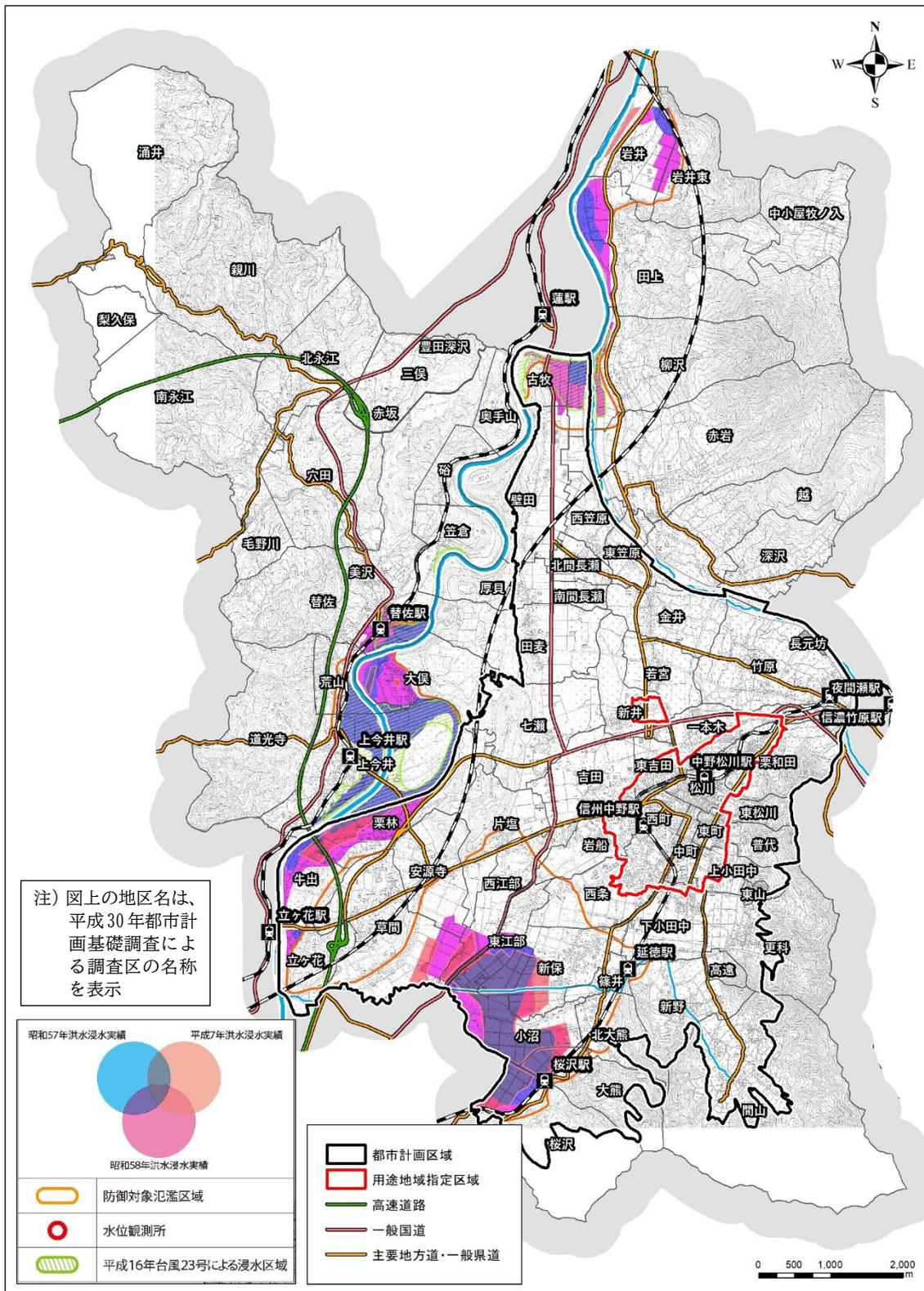


図 地価の分布と推移

1-7 災害

(1) 災害履歴（水害）

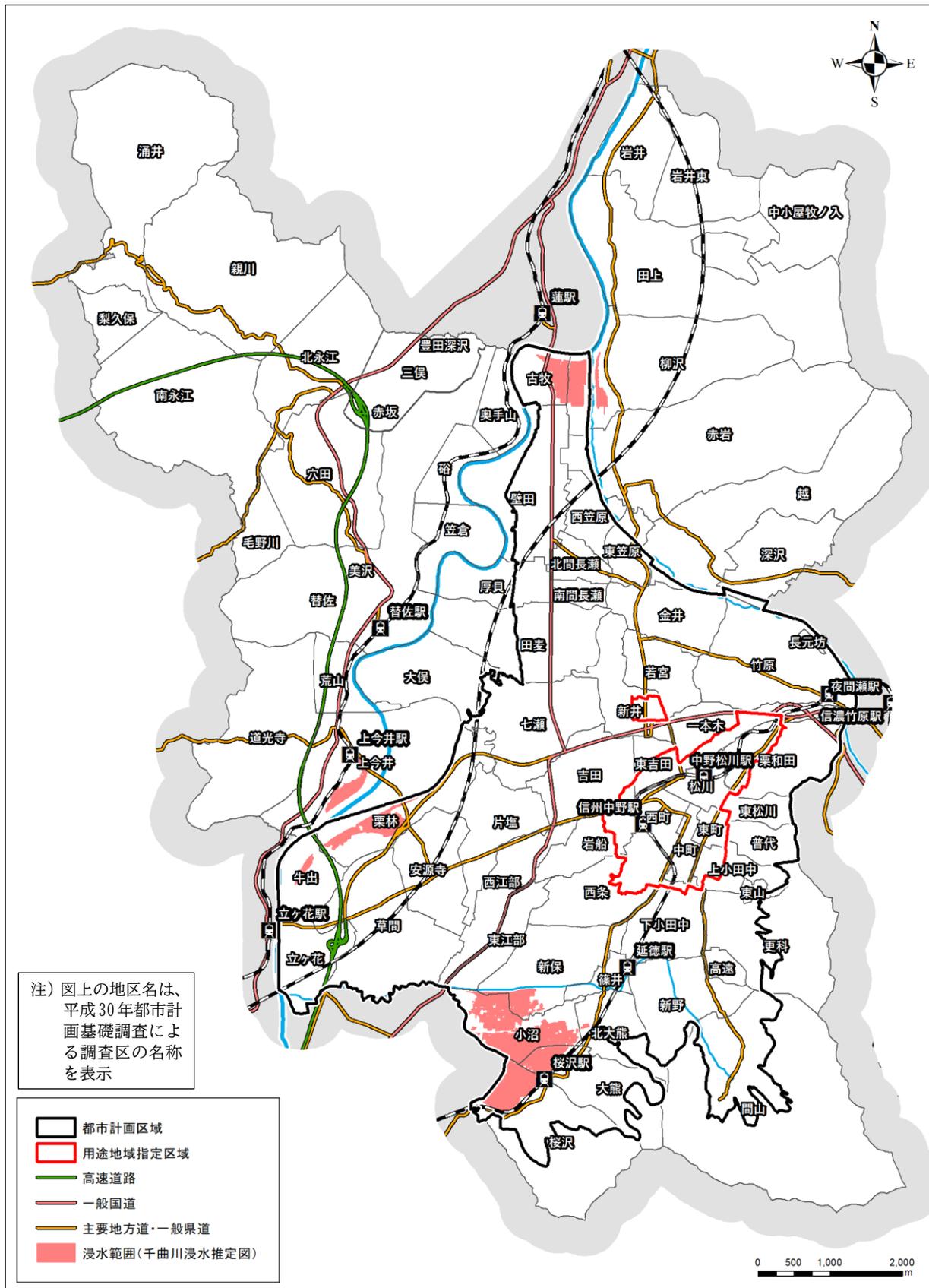
浸水実績図（千曲川）による昭和57年・58年及び、平成7年・16年の浸水範囲をみると、上今井、栗林、新保、小沼、古牧などの地区で浸水被害が発生しています。



出典：中野市地域防災計画（直轄沿川浸水実績図）

図 浸水実績図（千曲川）

令和元年東日本台風に伴う大雨による浸水推定図をみると、前頁の浸水実績図における浸水エリアの一部で浸水被害が発生しています。



出典：国土地理院「浸水推定図（千曲川）」

図 令和元年東日本台風に伴う大雨による浸水推定図（千曲川）

(2) 浸水想定区域の指定状況

① [篠井川・真引川] L1：計画規模降雨

水防法による篠井川・真引川の「浸水想定区域(L1：計画規模降雨)」の指定状況を下図に示します。

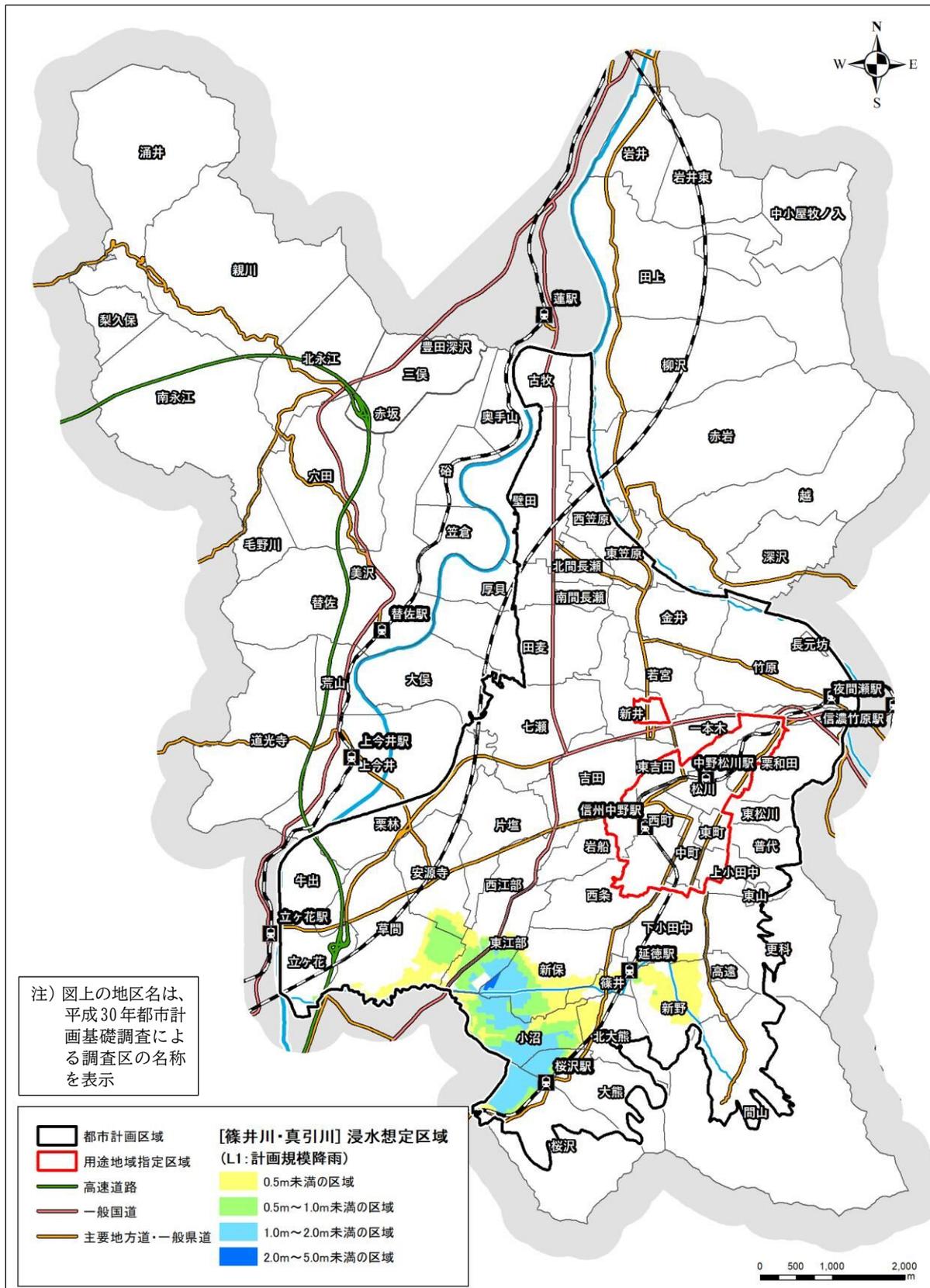


図 [篠井川・真引川] 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

② [千曲川] L1：計画規模降雨

水防法による千曲川の「浸水想定区域（L1：計画規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

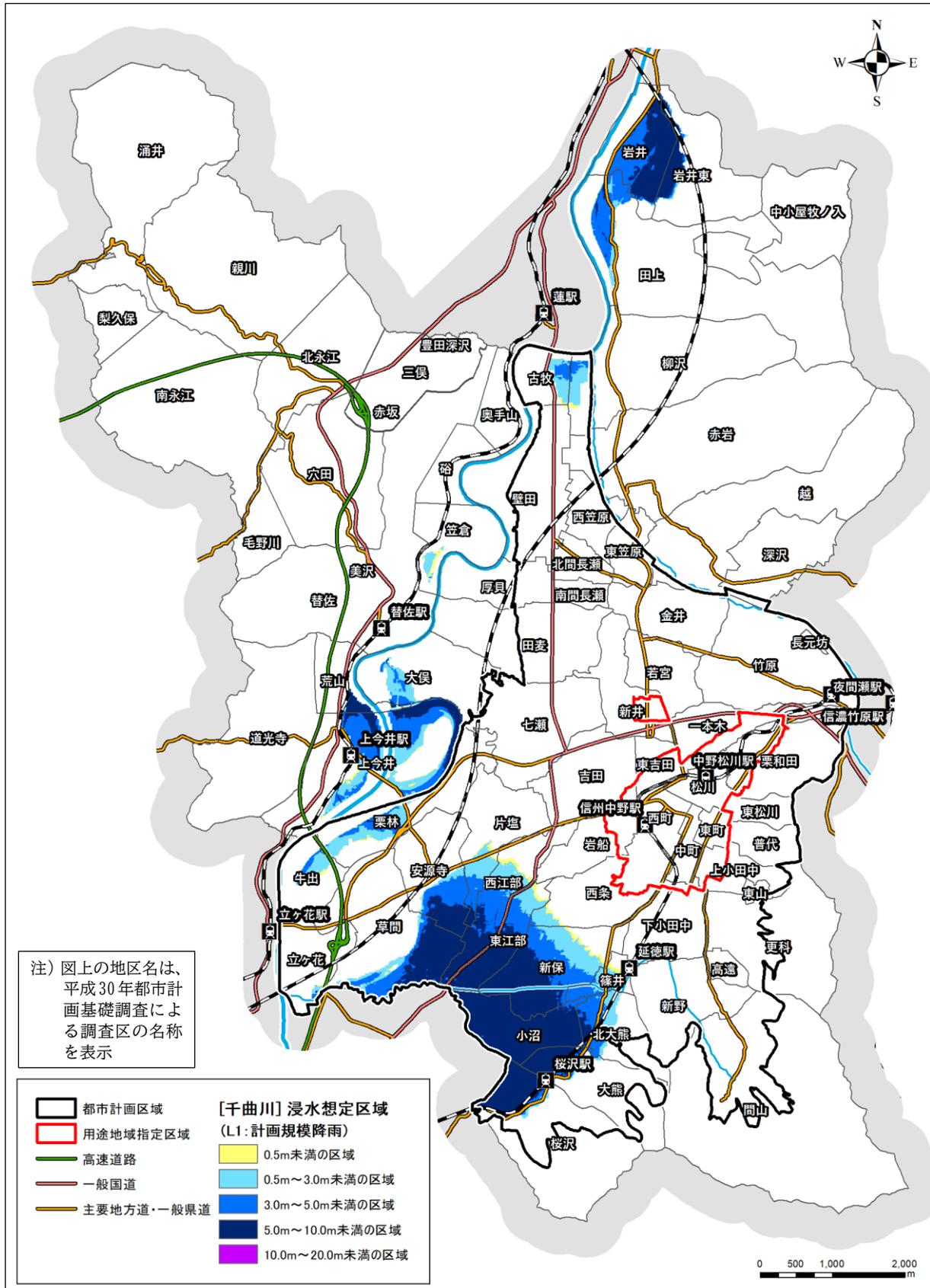


図 [千曲川] 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

③ [千曲川] L2：想定最大規模降雨

水防法による千曲川の「浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

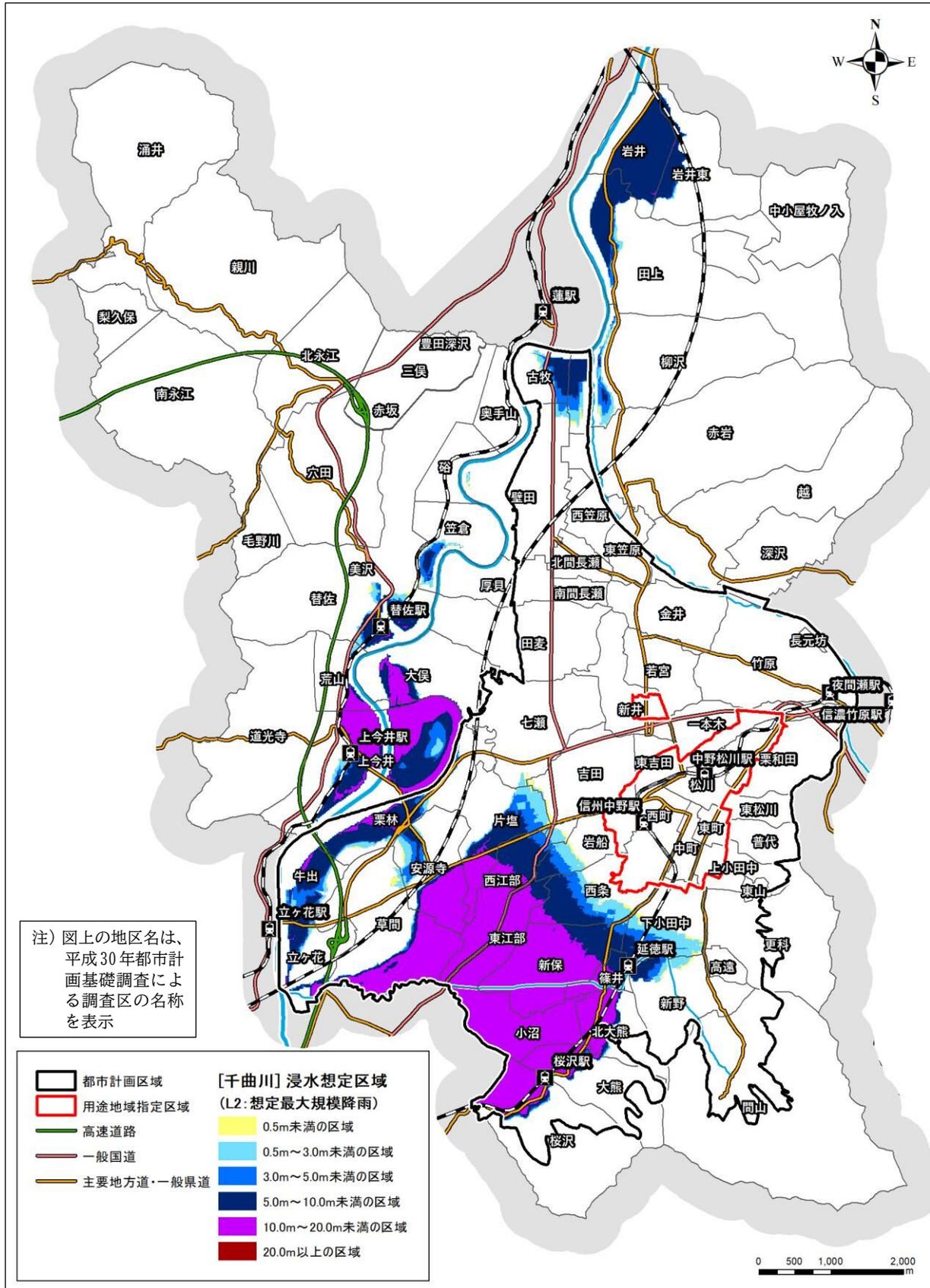


図 [千曲川] 浸水想定区域 (L2：想定最大規模降雨)

④ [夜間瀬川] L1：計画規模降雨

水防法による夜間瀬川の「浸水想定区域（L1：計画規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

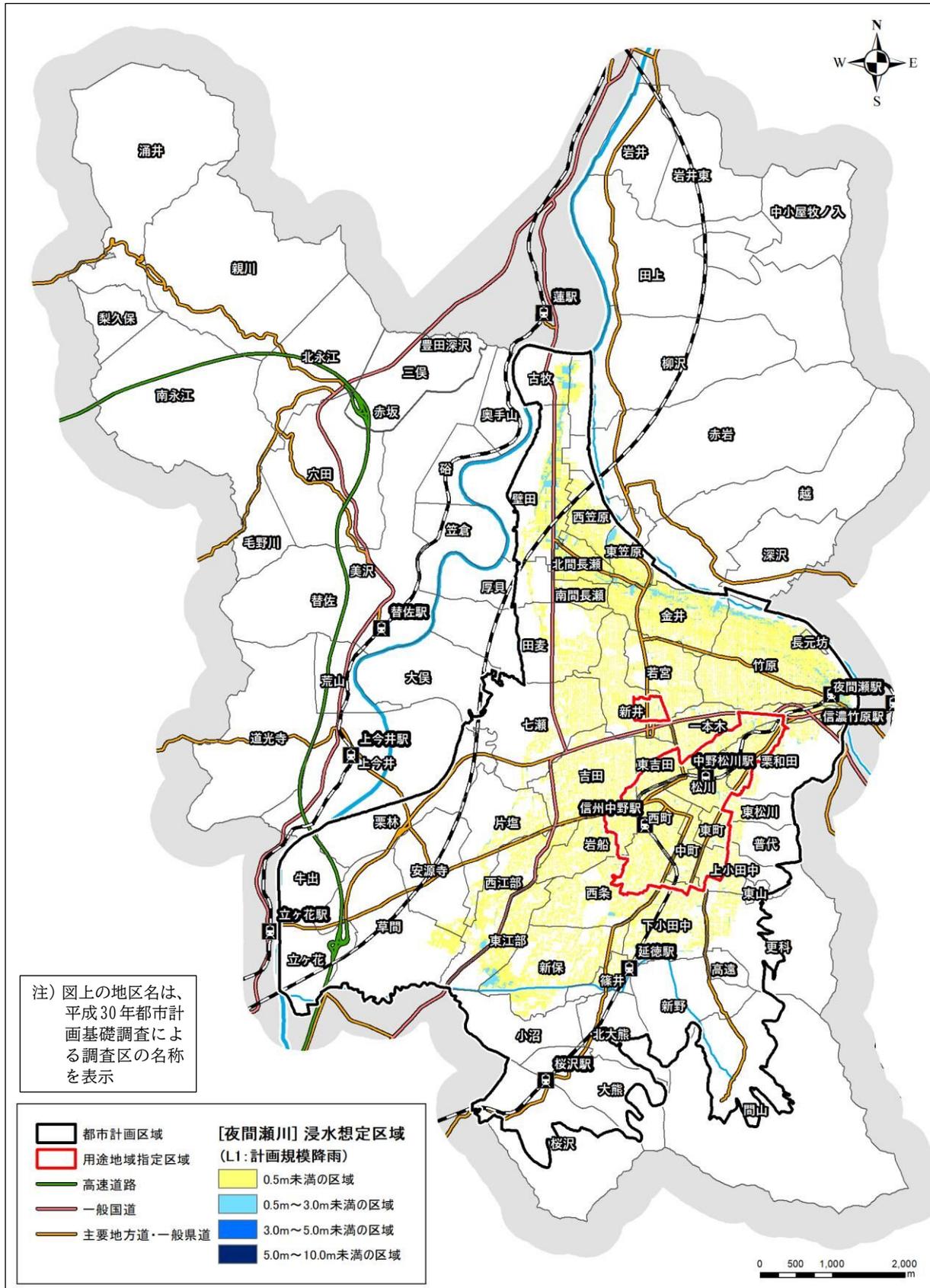


図 [夜間瀬川] 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

⑤ [夜間瀬川] L2：想定最大規模降雨

水防法による夜間瀬川の「浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

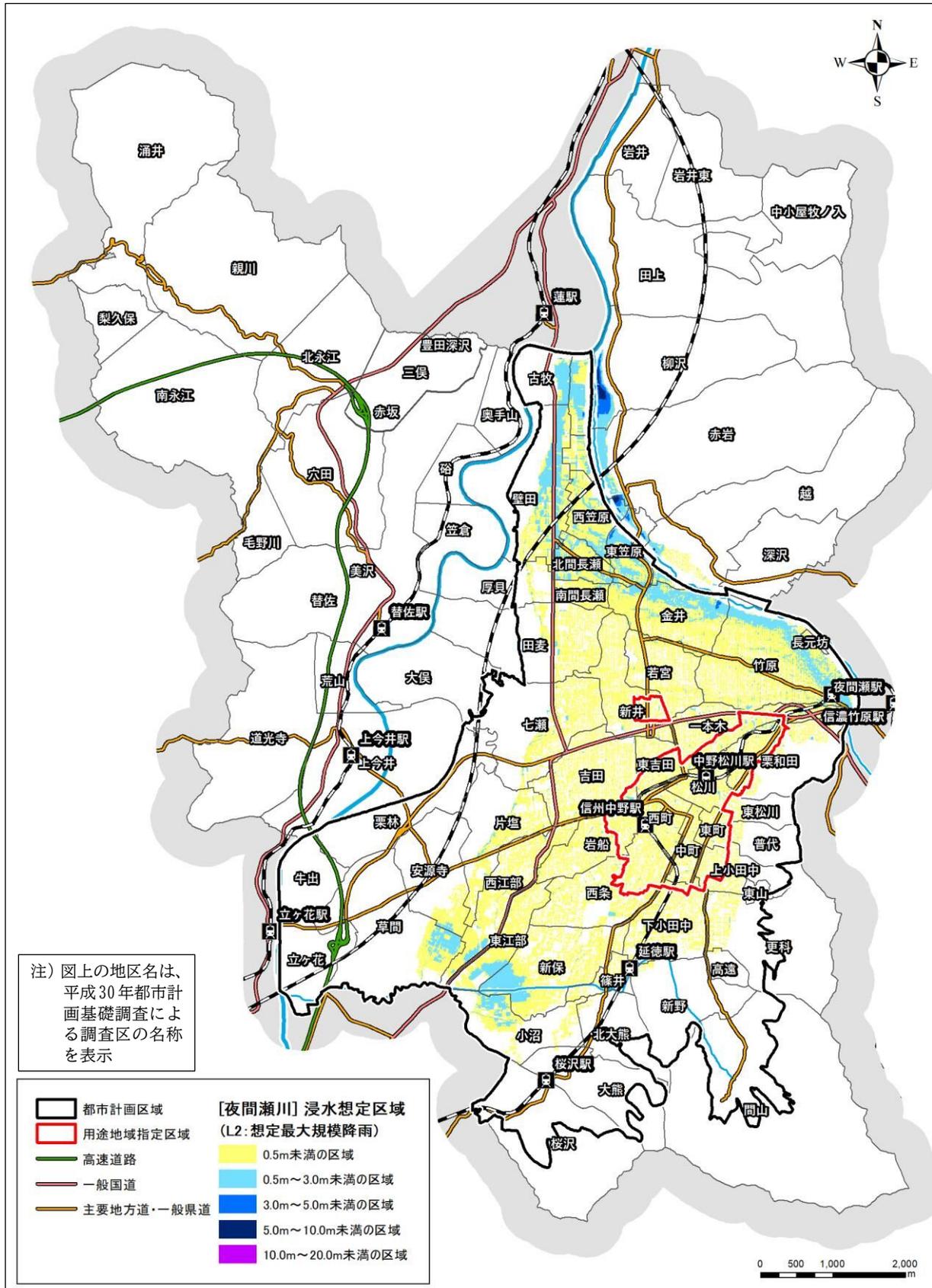


図 [夜間瀬川] 浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）

(3) 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」、地すべり防止法による「地すべり防止区域」、急傾斜地法による「急傾斜地崩壊危険区域」の指定状況を下図に示します。

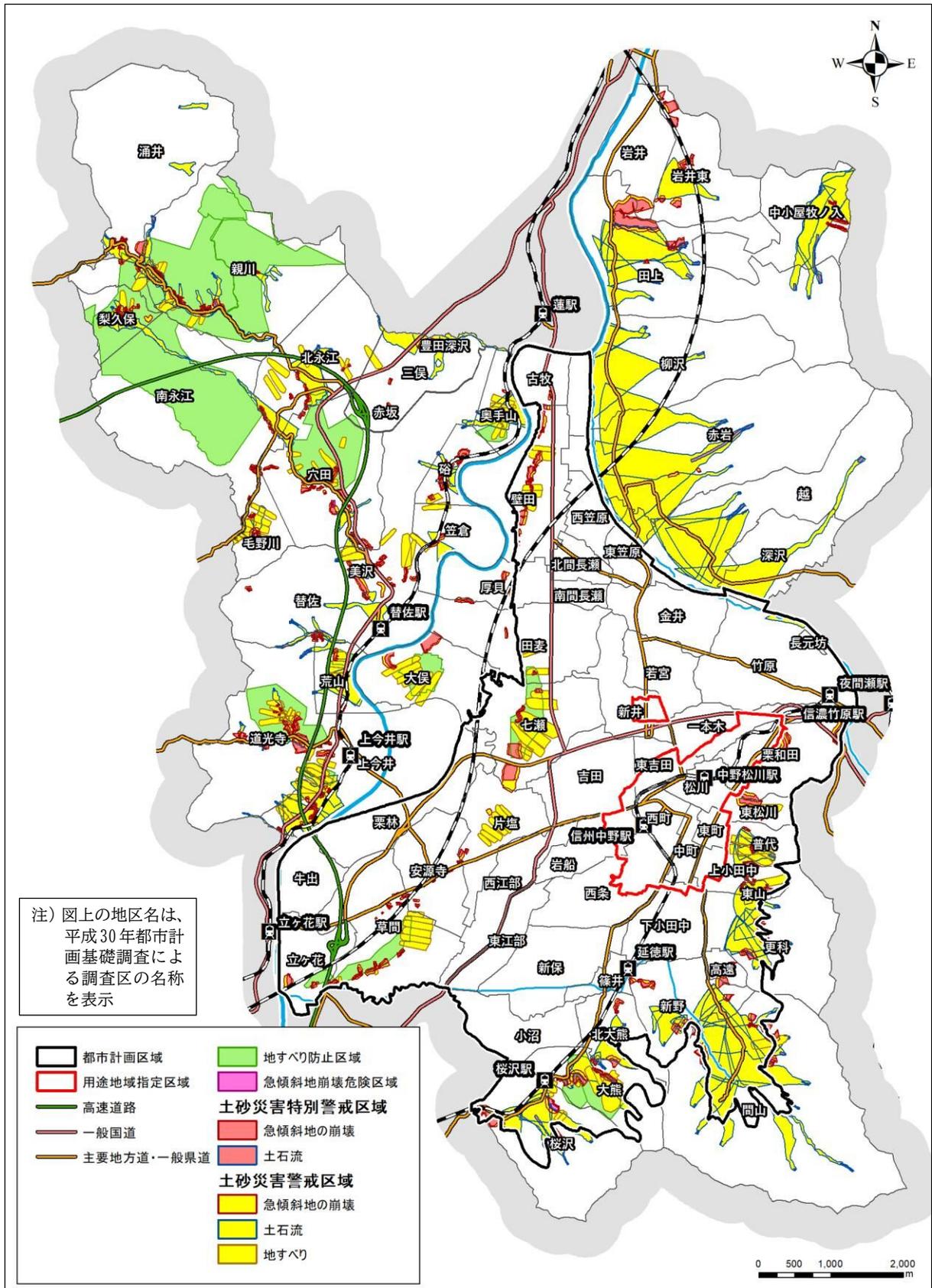


図 土砂災害警戒区域等の指定状況

2 上位・関連計画

2-1 第2次中野市総合計画（基本構想・後期基本計画）

総合計画は、市におけるまちづくりの方向性を示す計画として最上位に位置し、行政の各計画及び施策の展開方針など、まちづくりの方向性と目標を示すものです。

| | |
|--------|--|
| 計画期間 | 基本構想：平成28年（2016年）～令和7年（2025年） 後期基本計画：令和4年（2022年）～令和7年（2025年） |
| 将来都市像 | 緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち |
| 基本構想 | <p>（基本政策5）安心・安全な住みよいまちづくり（定住環境） 〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国的に地震、水害などが多発し、危機管理、防災体制、消防・救急体制の充実が求められています。 ● 市民が不安のない暮らしを送るため、交通安全・防犯対策の推進に加え、消費者・生活者の相談体制の充実を図る必要があります。 ● 高齢化の進行に伴い、誰もが安心して移動することのできる交通基盤の整備が求められています。 ● 都市基盤施設の老朽化が進んでいるため、これらの適切な維持管理や長寿命化が求められているほか、集中豪雨などへの対策を進める必要があります。 <p>〈大綱〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった取組を推進し、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、災害に強いまちづくりを進めます。また、危機管理、消防・救急体制の充実や、交通安全・防犯対策を強化し、事故や犯罪などから市民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。 ○道路や上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理を進めるとともに、環境負荷を抑え、コンパクトで快適な住環境の質の向上に努めます。 ○また、より身近な生活道路の整備や公共交通の利用促進、駅周辺の利便性向上などにより、市民生活を支える交通ネットワークの充実を図ります。 |
| 後期基本計画 | <p>政策2：身近な生活基盤の充実</p> <p>【施策01：住空間の質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○憩いの空間の充実 子どもや高齢者をはじめとする市民誰もが安心安全で快適に利用でき、そして集い、楽しめる魅力ある公園づくりを進めます。 ○良好な景観づくり 良好な景観を保全するため、景観づくり団体等と協働して景観育成を図ります。花苗を希望する区・ボランティア団体・公共施設等に配布します。 周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある特定空家等について、改善措置の指導等を行います。 <p>【施策02：地域公共交通と道路網の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な公共交通の運行・改善 まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通を推進します。市民一人ひとりが地域公共交通を守り育てるという意識の醸成や、地域ニーズに合わせた効率的な運行等による利用促進を推進します。 通勤者のための駐駐輪場を運営し、パークアンドライドを促進します。 |

| | |
|--|---|
| | <p>○道路・橋梁の維持・整備 暮らしを支える身近な生活道路・橋梁等の点検や計画的な修繕・改良を推進します。 都市計画道路の整備や計画変更を推進します。 道路維持について、民間委託等効果的で経済的な手法を検討します。</p> <p>政策3:安心・安全なまちづくりの推進</p> <p>【施策01:災害に強いまちづくりの推進】</p> <p>○地域防災力の向上 自主防災組織の立ち上げの促進、活動（資器材の購入費用等）の補助を行います。また、自主防災組織のリーダー研修及び防災訓練等の実施により、平常時から消防機関との連携強化を図ります。</p> <p>○豪雨災害への備えの充実 市が管理する準用河川、普通河川及び水路等の整備を推進するとともに、市街地や集落内に下流域への流出抑制設備の設置を検討します。また、千曲川の無堤地区の解消、夜間瀬川・篠井川等の未改修部分の改修等を関係機関に要請・促進します。</p> |
|--|---|

2-2 第2期 中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

| | |
|-------------|---|
| 人口ビジョン | <p>①第2期中野市総合戦略 最終目標年度 令和6（2024）年度：目標人口40,500人</p> <p>②中野市人口ビジョン 最終目標年度 令和27（2045）年度：目標人口35,000人</p> |
| 第2期 総合戦略 | <p>計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度</p> <p>〈4つの基本目標〉</p> <p>基本目標1 子育て子育て安心戦略～自然減の抑制～ 基本目標2 「故郷」のふるさとに住まう人口定着戦略 ～社会増への転換～ 基本目標3 雇用創出と「信州なかの」ブランドをいかした産業振興戦略 ～労働と基幹産業の安定～ 基本目標4 確かな暮らし実現戦略 ～安心安全・健康長寿のまちづくり～</p> <p>〈第2期における重点施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や地域の人たちと多様な形で関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大 ・企業や個人による寄付・投資等 ・Society5.0の実現に向けた技術の活用 ・SDGsを原動力とした取組 ・人材の掘り起こしや育成、活躍を支援 ・地域づくりを担うNPO等の組織や企業と連携 ・女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが活躍できる地域社会 ・地域経営の視点で取組む |

2-3 長野県流域治水推進計画（令和3年2月 長野県）

| | |
|--------------|--|
| 計画期間 | 令和3年度～令和7年度 |
| 流域治水における取組項目 | <p>【取組目標】</p> <p>1. 河川整備の取組</p> <p>水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進します。（国や県などの河川管理者が河川整備計画等に基づき、整備を推進します。）</p> <p>2. 流域における雨水貯留等の取組</p> <p>降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設における雨水貯留浸透施設設置 ② 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度 ③ 雨水排水規制ガイドライン等の策定 ④ ため池を活用した雨水貯留の取組 ⑤ 水田を活用した雨水貯留の取組 ⑥ 公共下水道（雨水）の整備 ⑦ 流域の森林整備 ⑧ 排水ポンプ車の配置 <p>3. まちづくりや住民避難の取組</p> <p>長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置 ② 浸水想定区域図の作成 ③ 住まい方の工夫の取組 ④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成 ⑤ 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成 ⑥ 防災知識の普及に関する取組 ⑦ 「災害時住民支え合いマップ」の作成 |

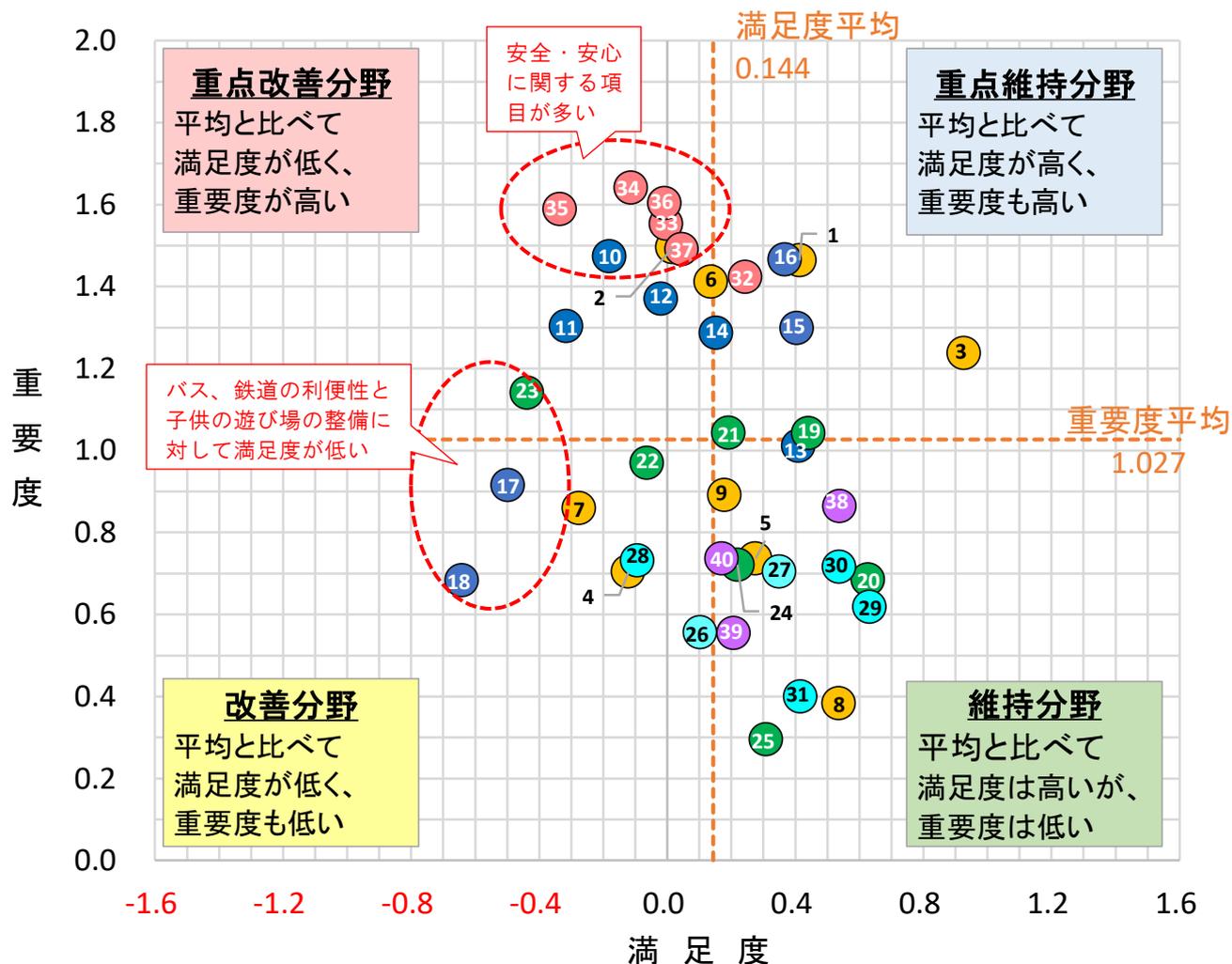
3 都市づくりに関する市民の意識

まちづくり基本計画の策定にあたり、市民のまちづくりに関する意向を把握し、計画に反映させることを目的として、16歳以上の市民3,000人を対象としてアンケート調査を実施しました。（郵送による配布、郵送及びインターネットによる回答、回収率41.6%）

3-1 お住まい周辺の住みやすさ（満足度・重要度）

施策の重要度をみると、全ての項目が「0」を上回っており、中でも、「③土砂災害・風水害に対する安全性」、「③⑥避難場所・避難路のわかりやすさ」、「③⑤雪害に対する安全性」、「③③地震災害に対する安全性」のいずれも「安全・安心」に関する項目が上位を占めています。

施策の満足度を見ると、「③日照や静かさのある環境」、「②⑨田園景観の美しさ」「②⑩寺社の境内地などの森の保全」が上位となっています。一方、「①⑧バスの利用しやすさ」、「①⑦鉄道の利用しやすさ」、「②⑩身近にある子どもの遊び場の整備」は満足度が低い項目となっています。



【住みやすさに関する満足度と重要度の評価点（加重平均値）】

| 設問項目 | | 満足度 | 重要度 | 傾向 |
|-------------------|----------------------------|---------------|--------------|--------|
| 土地利用・ 居住環境 | 1. 子ども・子育て世代の生活のしやすさ | 0.413 | 1.464 | 重点維持分野 |
| | 2. 高齢者・障がい者の生活のしやすさ | 0.017 | 1.495 | 重点改善分野 |
| | 3. 日照や静かさのある環境 | 0.927 | 1.237 | 重点維持分野 |
| | 4. 空き家・空き店舗の少なさ | -0.122 | 0.704 | 改善分野 |
| | 5. 近隣の建物の密集や老朽の程度 | 0.275 | 0.737 | 維持分野 |
| | 6. 近所での買い物の便利さ | 0.137 | 1.412 | 重点改善分野 |
| | 7. 市内の中心部での買い物の便利さ | -0.276 | 0.859 | 改善分野 |
| | 8. 工業団地の整備・工場などの立地状況 | 0.536 | 0.383 | 維持分野 |
| | 9. 優良な農地の保全 | 0.179 | 0.891 | 維持分野 |
| | 平均値(土地利用・居住環境) | 0.232 | 1.026 | |
| 道路・交通 | 10. 歩行者に対する安全性 | -0.180 | 1.474 | 重点改善分野 |
| | 11. 道路の通行のしやすさ（自転車・バイク） | -0.316 | 1.303 | 重点改善分野 |
| | 12. 道路の通行のしやすさ（自動車） | -0.020 | 1.370 | 重点改善分野 |
| | 13. 広域（市外）への行きやすさ | 0.409 | 1.011 | 維持分野 |
| | 14. 通勤・通学のしやすさ | 0.153 | 1.287 | 重点維持分野 |
| | 15. 買い物への行きやすさ | 0.404 | 1.298 | 重点維持分野 |
| | 16. 医療・福祉施設などへの行きやすさ | 0.368 | 1.466 | 重点維持分野 |
| | 17. 鉄道の利用しやすさ | -0.498 | 0.916 | 改善分野 |
| | 18. バスの利用しやすさ | -0.642 | 0.683 | 改善分野 |
| 平均値(道路・交通) | -0.033 | 1.202 | | |
| 公園・緑地 | 19. 森林など自然環境の保全 | 0.442 | 1.042 | 重点維持分野 |
| | 20. 寺社の境内地などの森の保全 | 0.627 | 0.685 | 維持分野 |
| | 21. 河川や湖など水辺空間の環境保全 | 0.192 | 1.042 | 重点維持分野 |
| | 22. スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備 | -0.063 | 0.969 | 改善分野 |
| | 23. 身近にある子どもの遊び場の整備 | -0.438 | 1.140 | 重点改善分野 |
| | 24. 道路や公共施設の敷地の緑化 | 0.220 | 0.721 | 維持分野 |
| | 25. 民間施設や工場の敷地の緑化 | 0.309 | 0.295 | 維持分野 |
| 平均値(公園・緑地) | 0.183 | 0.844 | | |
| 景観 | 26. 沿道や街並み、家並みの美しさ | 0.102 | 0.556 | 改善分野 |
| | 27. 水辺や眺望などの風景の美しさ | 0.350 | 0.704 | 維持分野 |
| | 28. 駅周辺や中心街の都市景観の美しさ | -0.093 | 0.731 | 改善分野 |
| | 29. 田園景観の美しさ | 0.632 | 0.618 | 維持分野 |
| | 30. 寺社や文化財など歴史的・文化的景観の保全状況 | 0.537 | 0.715 | 維持分野 |
| | 31. 看板やサインなど屋外広告物の規制 | 0.417 | 0.400 | 維持分野 |
| 平均値(景観) | 0.324 | 0.621 | | |
| 安全・安心 | 32. 火災・延焼に対する安全性 | 0.244 | 1.423 | 重点維持分野 |
| | 33. 地震災害に対する安全性 | -0.003 | 1.553 | 重点改善分野 |
| | 34. 土砂災害・風水害に対する安全性 | -0.113 | 1.641 | 重点改善分野 |
| | 35. 雪害に対する安全性 | -0.335 | 1.588 | 重点改善分野 |
| | 36. 避難場所・避難路の分かりやすさ | -0.008 | 1.603 | 重点改善分野 |
| | 37. まちの防犯対策 | 0.045 | 1.491 | 重点改善分野 |
| | 平均値(安全・安心) | -0.029 | 1.550 | |
| 市民参画等 | 38. ご近所付き合いの機会 | 0.538 | 0.864 | 維持分野 |
| | 39. まちづくりへの市民参画の機会 | 0.208 | 0.554 | 維持分野 |
| | 40. まちづくりに関する情報提供 | 0.170 | 0.736 | 維持分野 |
| | 平均値(市民参画等) | 0.309 | 0.719 | |
| 平均値(全体) | | 0.144 | 1.027 | |

満足度・重要度が平均値(全体)を上回る場合⇒赤

※評価点は、満足度及び重要度について、以下のように点数を付与して算出した。

| 選択肢 | 点数 |
|------------------|-----|
| 非常に満足 / 非常に重要 | 2点 |
| ほぼ満足 / やや重要 | 1点 |
| やや不満 / あまり重要ではない | -1点 |
| 不満 / 重要ではない | -2点 |

3-2 中野市の将来像について

「地震や大雨、大雪、火災などのあらゆる災害に強いまち(59.7%)」が最も高く、以下、「買い物がしやすく、活気があふれる中心市街地をもつまち(51.5%)」、「生活道路や公園などが充実した、住みやすいまち(36.2%)」の順となっています。なお、若い世代では「買い物がしやすく、活気があふれる中心市街地をもつまち」の回答割合が高い傾向があります。

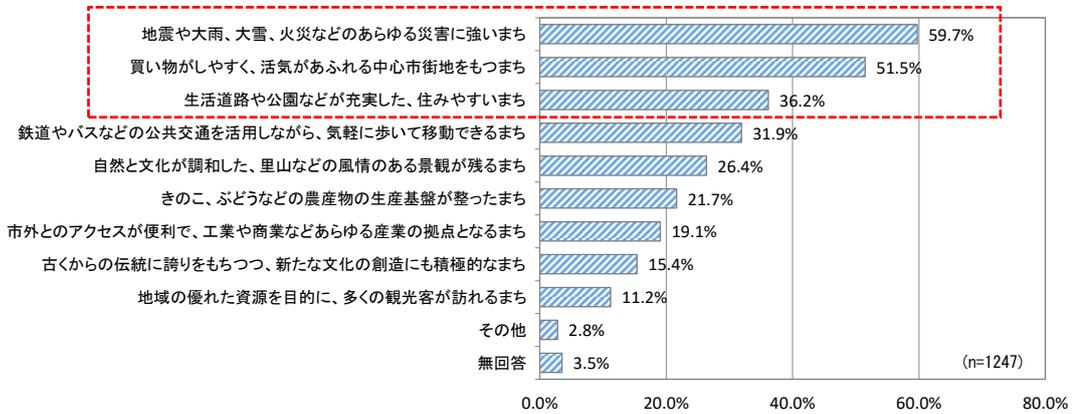
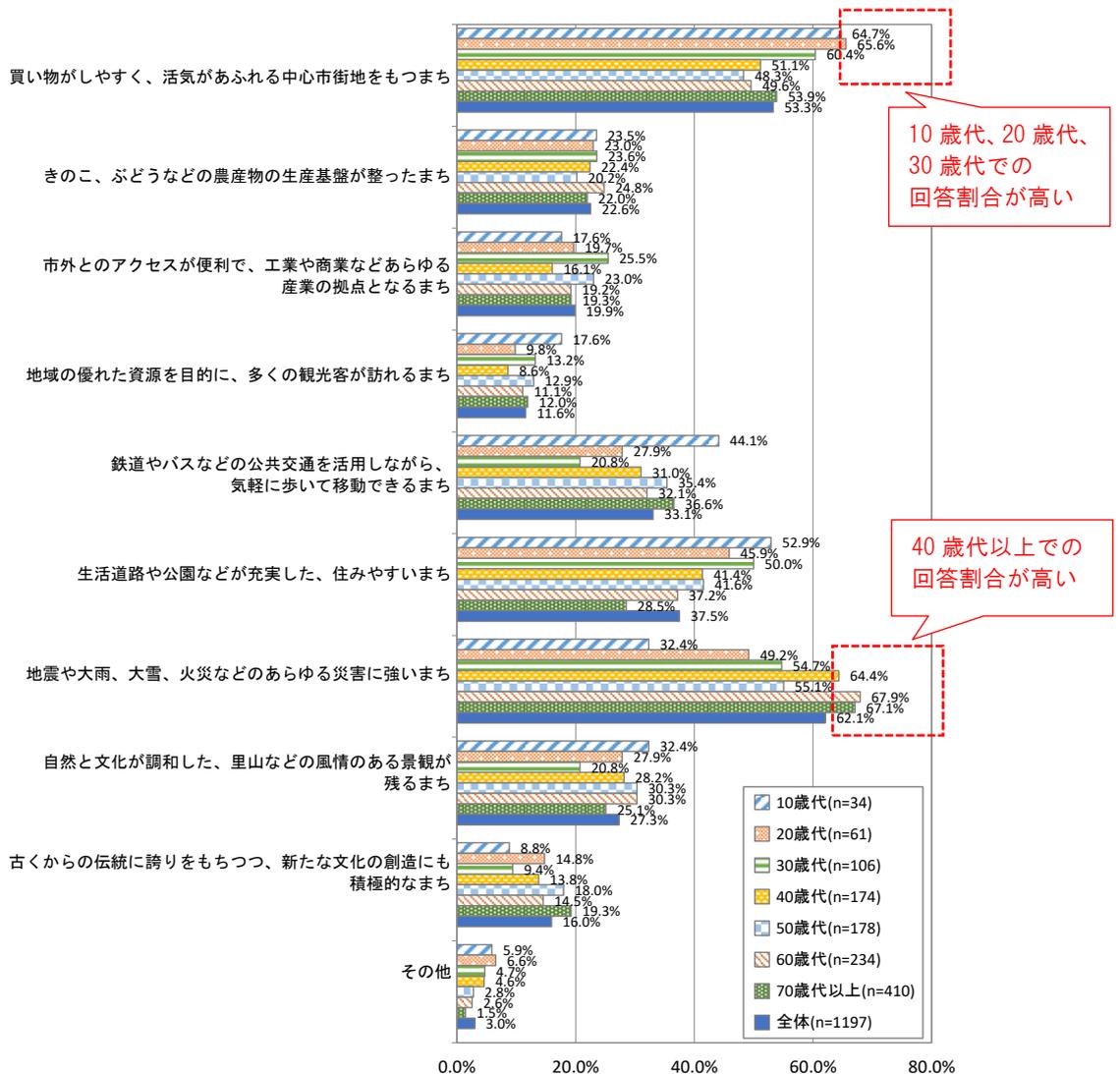


図 中野市の将来像（単数回答）



中野市の将来像（年代別クロス）

3-3 定住意向

全体としては、約8割が「現在の居住地に住み続けたい」と回答しています。しかし、年代別で見ると、若い年代ほどその割合が低く、「市内の利便性の高い中心市街地に住み替えたい」の回答は20歳代で最も高くなっています。

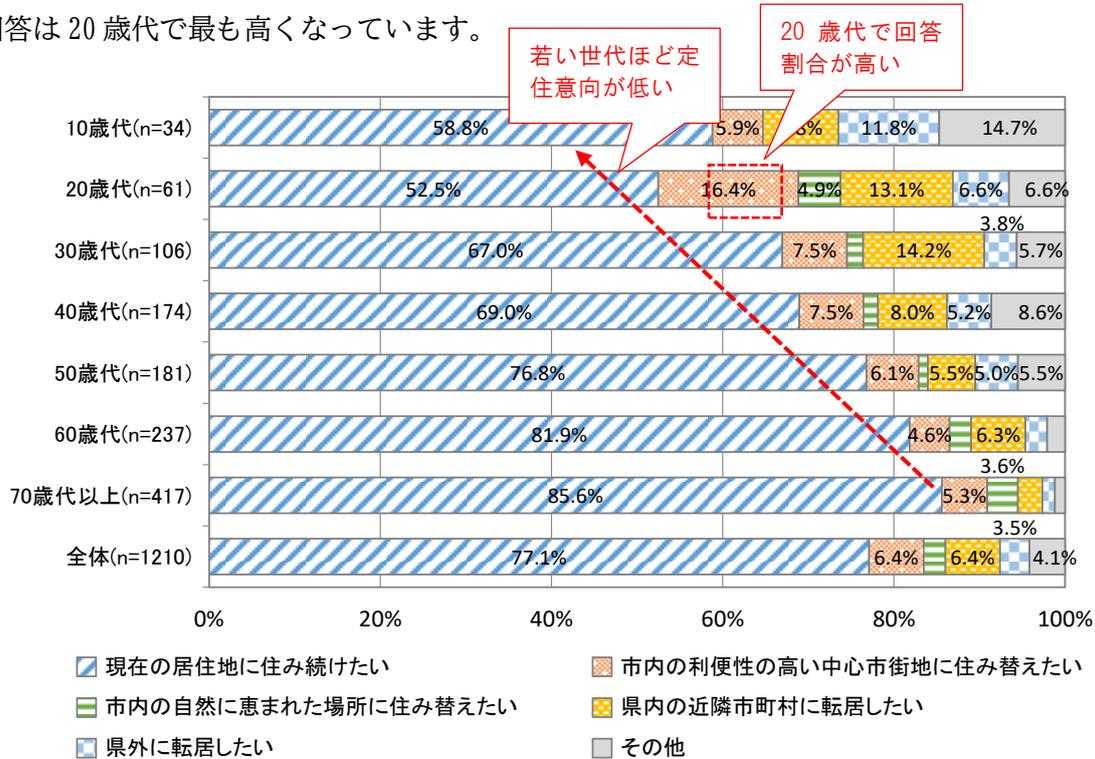


図 定住意向（年代クロス）

地域別で見ると、「現在の居住地に住み続けたい」の回答割合が最も高いのは「市街地及びその周辺地域」であり、最も低いのは豊田地域となっています。

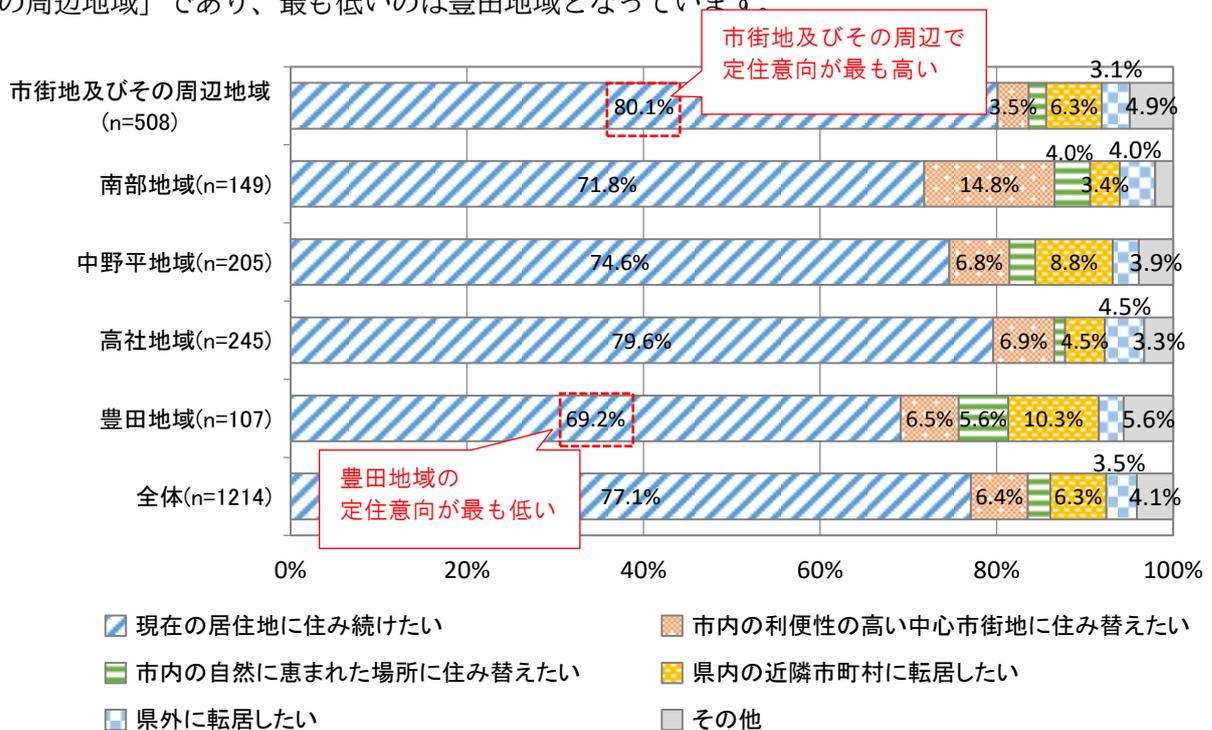


図 定住意向（地域クロス）

3-4 外出する際に最も利用する交通手段

全体としては、8割以上が自家用車となっています。地域別でみると、路線バスの回答割合が最も高いのは豊田地域となっています。

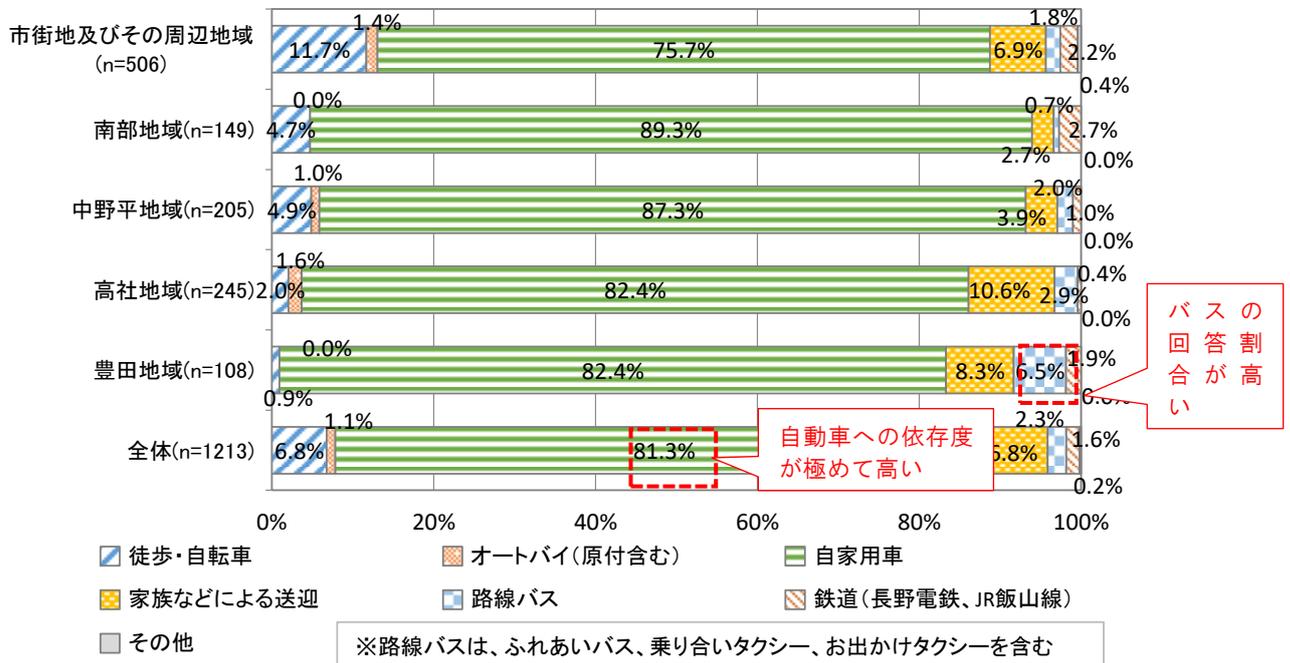


図 最も利用する交通手段（地域クロス）

年代別でみると10歳代と70歳代以外のすべての年代において、自家用車が概ね9割程度となっています。路線バスについては、60歳代未満の年代は1%未満となっています。また、70歳代以上でも約7割が自家用車と回答しており、高齢による免許返納後の移動手段確保が課題といえます。

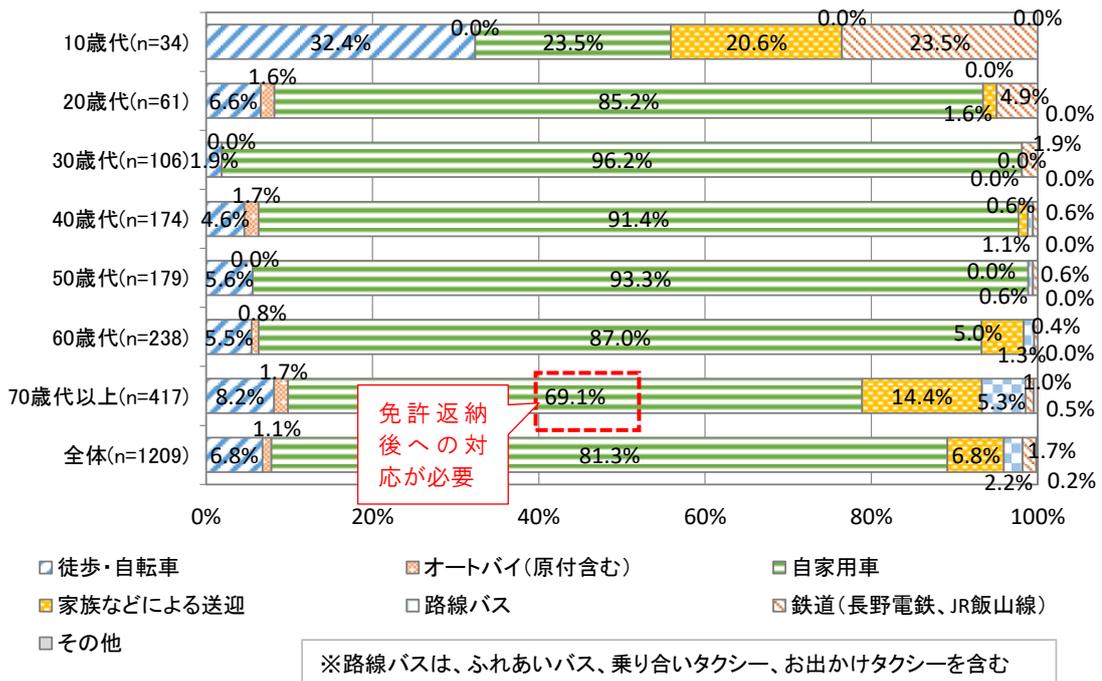


図 最も利用する交通手段（年代クロス）

3-5 中心市街地で維持・充実すべき施設

中心市街地(信州中野駅周辺)で維持・充実すべき施設として、「総合的な医療サービスを受けることができる病院(64.7%)」、「生鮮食品や日常生活品が揃う商業施設(60.1%)」の割合が特に高く、市民生活を支える基幹的な機能の適正な配置が求められています。

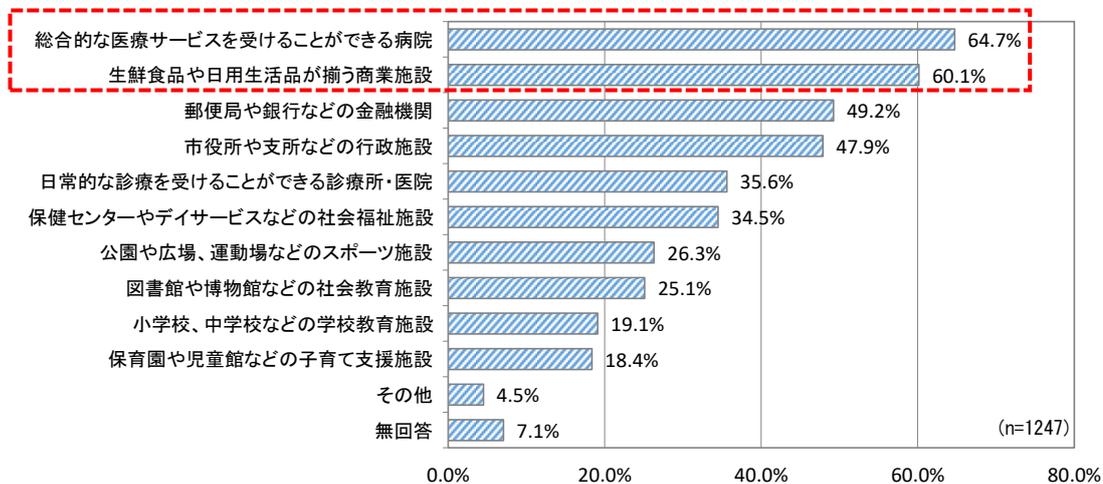


図 中心市街地で維持・充実すべき施設（5つまで回答）

3-6 (国) 292号の沿道及びその周辺地域で維持・充実すべきだと思う施設

(国) 292号の沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設として、「生鮮食品や日常生活品が揃う商業施設(71.8%)」の割合が特に高く、次いで「公園や広場、運動場などのスポーツ施設(42.3%)」、「郵便局や銀行などの金融機関(40.3%)」の割合が高くなっており、自家用車での利便性が高い施設の立地が求められています。

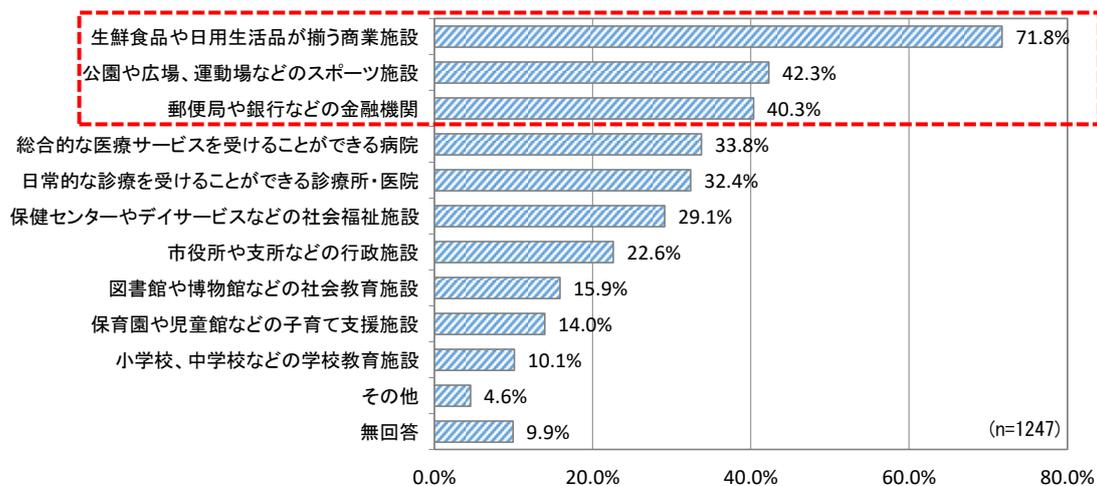


図 (国) 292号の沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設（5つまで回答）

3-7 防災・減災対策として、重視すべき取り組み

(1) ハード対策

ハード対策として、特に「主要河川や水路における河川改修などの氾濫対策(65.0%)」を重視している傾向があります。

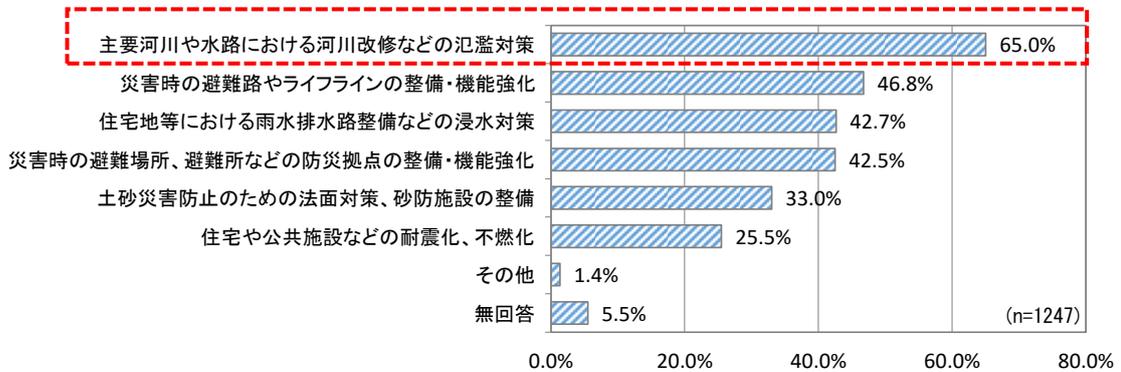


図 防災・減災に向けたハード対策（3つまで回答）

(2) ソフト対策

ソフト対策として、特に「防災行政無線や緊急メールなどの情報伝達手段を活用した、迅速かつ正確な情報発信(73.4%)」、「自力で避難することが困難な人が速やかに避難できる、支え合いの仕組みづくり(70.0%)」を重視している傾向があります。

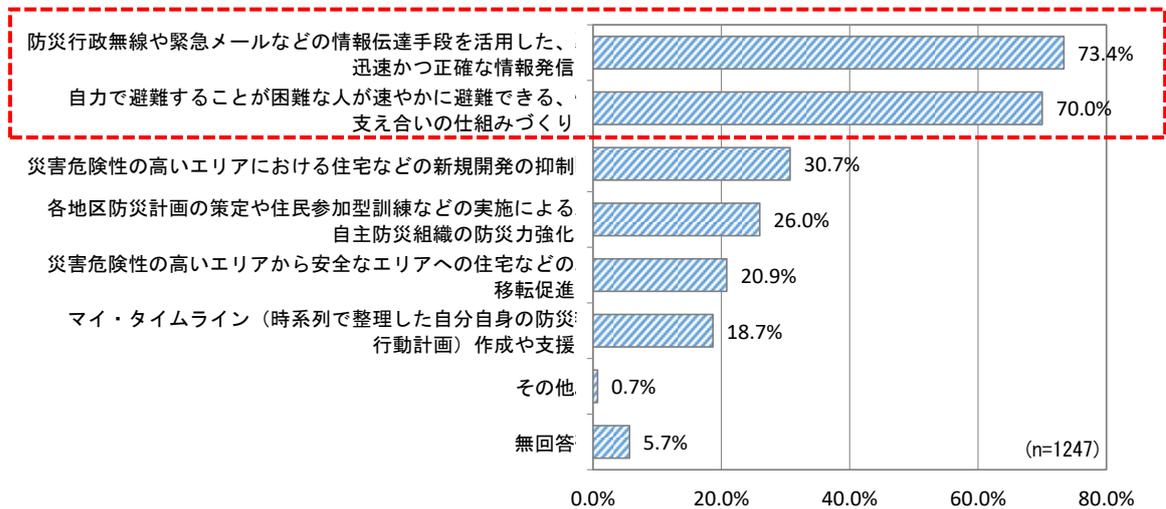


図 防災・減災に向けたソフト対策（3つまで回答）

4 都市づくりの課題

4-1 都市のまとめ

〈傾向・特性〉

〈市民意向調査における回答傾向〉

〈都市づくりの課題〉

| | | | |
|-------------|---|--|---|
| <p>人口</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市の総人口は減少傾向にあり、市制施行以降最少となっている。ただし世帯数は増加傾向にある。DID の中では人口が減少しているが世帯数は増加している。 ・ここ2年は社会減が大きく、特に市中心部での人口減少、高齢化が顕著 ・将来推計では、令和27年(2045年)では老年人口の割合が41.8%まで上昇する一方、生産年齢人口の割合が50%を下回るものと予測されている。 ・信州中野駅周辺地域では、人口減少が更に進行すると予測されている。 ・豊田地域や高社地域で75歳以上人口の割合が30%を上回るエリアが多くなるなど、高齢化が進行すると予測される。 ・第一次産業の従業者割合が高い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の居住意向について全体としては「現在の居住地に住み続けたい」が77%を占めているが、年代別に見ると若い世代ほどその割合が減少傾向。 ・地域別で見ると、「現在の居住地に住み続けたい」の回答割合が最も高いのは「市街地及びその周辺地域」であり、最も低いのは豊田地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○人口減少の抑制に向け、特に人口減少、高齢化が顕著な市中心部への居住の受け皿づくり(住宅及び生活基盤施設) ○若い世代が住み続けたいと思えるような生活環境づくり ○市の強みである農業の生産環境の維持・保全 |
| <p>土地利用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市全体では自然的土地利用が8割以上。うち山林が47.6%。 ・用途地域は行政区域の約3%、都市計画区域の10.6%を占める。 ・都市計画区域の白地地域は、畑が38.8%。 ・新築動向(H25~H29)は、用途地域外が73.4%を占め、特に市街地西側が目立つ。 ・空き家は市の中心部に多く分布している。 ・地価は全般的に下落傾向であるが、特に中心市街地の商業地での下落率が高くなっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の将来像について、若い世代からは「買い物がしやすく活気あふれる中心市街地」が求められている。 ・中心市街地で維持・充実すべき施設は「総合的な医療サービスを受けることができる病院」、「生鮮食品や日用生活用品が揃う商業施設」の回答率が60%以上 ・(国)292号及びその周辺で維持・充実すべき施設は、「生鮮食品や日用生活用品が揃う商業施設」が70%以上、次いで「公園や広場、運動場などのスポーツ施設」 | <ul style="list-style-type: none"> ○「中野市版コンパクトシティ」の構築に向けて、立地適正化計画における適切な誘導区域の設定 ○中心市街地と郊外部(地域拠点)における都市機能の適正配置や機能分担と連携(ネットワーク)のあり方 ○宅地化が進行する白地地域において、メリハリのある土地利用を推進していくための土地利用規制の検討 ○中心市街地の土地ポテンシャルを高めていくため、空き地・空家利活用による魅力ある街なか空間の形成 |
| <p>都市基盤</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の改良率が67.2%となっているが、用途地域内の路線は未整備の箇所が多い。 ・通勤・通学の動向をみると、長野市方面とのつながりが強いが、長野市方面への玄関口となる市街地西側の江部交差点周辺がボトルネックとなり、交通混雑が発生している。 ・都市計画区域人口一人当たりの公園面積が11.01ha/人であり、県平均(14.99ha/人)を下回っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・外出する際の交通手段としては「自家用車」が約8割を占め、自動車への依存度が極めて高い ・現在のお住まい周辺の住みやすさについて「鉄道の利用しやすさ」、「バスの利用しやすさ」とともに満足度が低い、重要度は平均以下となっている。 ・現在のお住まい周辺の住みやすさについて「身近にある子どもの遊び場」についての満足度が低い。 | <ul style="list-style-type: none"> ○市街地内において円滑な交通流動を促す道路ネットワークの構築 ○高齢化社会の進行を見据えた公共交通(電車・バス)の利便性向上による自動車交通への過度な依存の抑制 ○市民の憩いや交流の場となる公園の整備・拡充 |
| <p>防災</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・千曲川、夜間瀬川、篠井川・真引川(しんびきがわ)で浸水想定区域が設定されている。 ・千曲川沿岸部や南部の水田地帯周辺は、過去に浸水被害が発生している。令和元年東日本台風を契機として、国及び県では「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づく河川改修・洪水調整施設整備が進められている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在のお住まい周辺の住みやすさについて「土砂災害・風水害に対する安全性」、「雪害に対する安全性」、「避難場所・避難路のわかりやすさ」が重点改善分野(重要度が高く満足度が低い施策)と評価されている。 ・災害に向けたハード対策は「河川の氾濫対策」ソフト対策は「迅速・正確な情報発信」が重要視されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自宅周辺の災害リスクに対する認知度の向上 ○ハード施策(河川改修等)とソフト施策(情報発信機能向上、避難所・避難路の確保、支え合いの仕組みづくり等)の連動による安全性向上 ○浸水想定区域を踏まえた居住誘導区域の設定及び防災指針における施策の整理 |

4-2 都市づくり課題図

現在進行中のプロジェクトと併せ、即地的な都市づくりの課題を以下の図に整理しました。

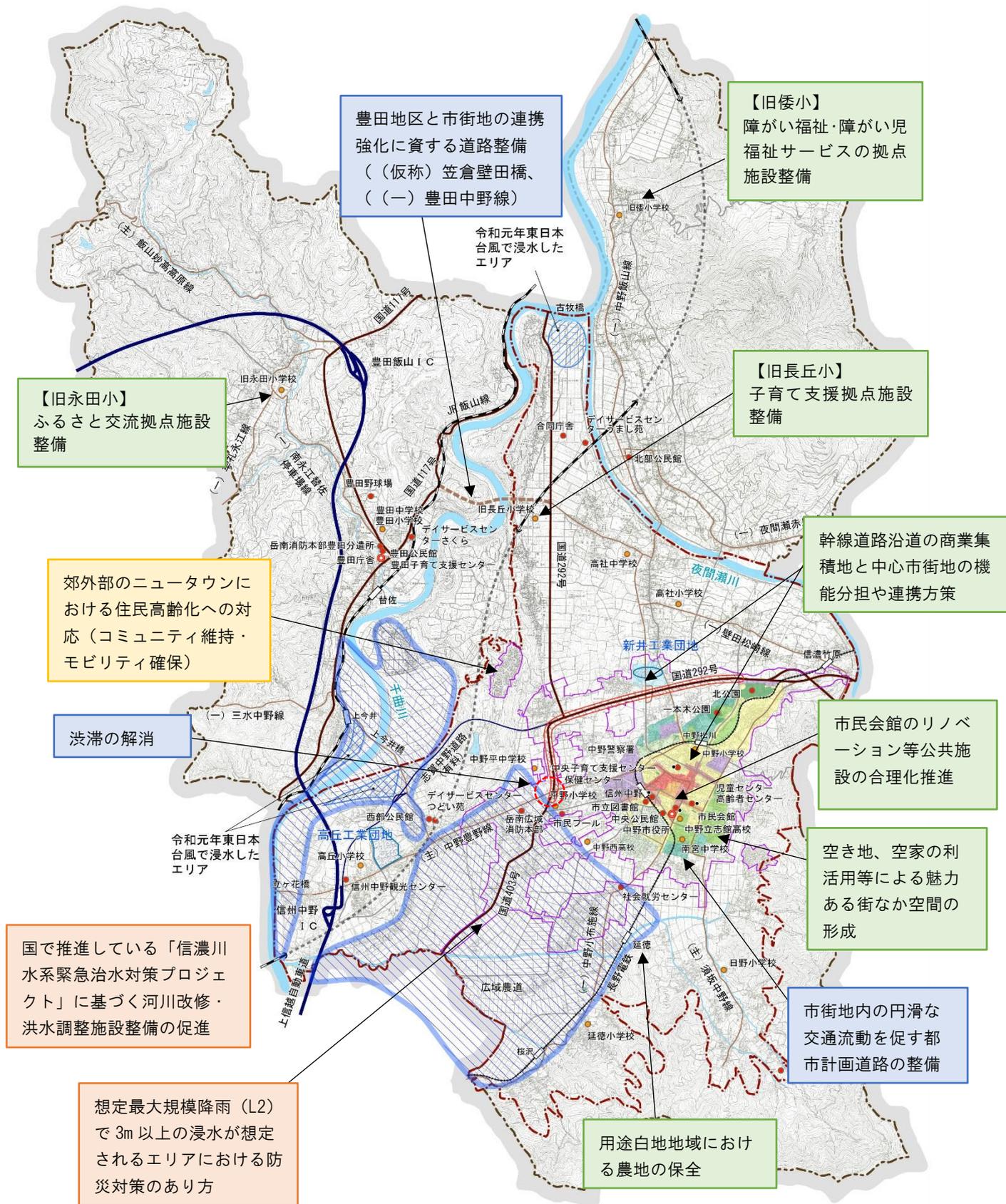
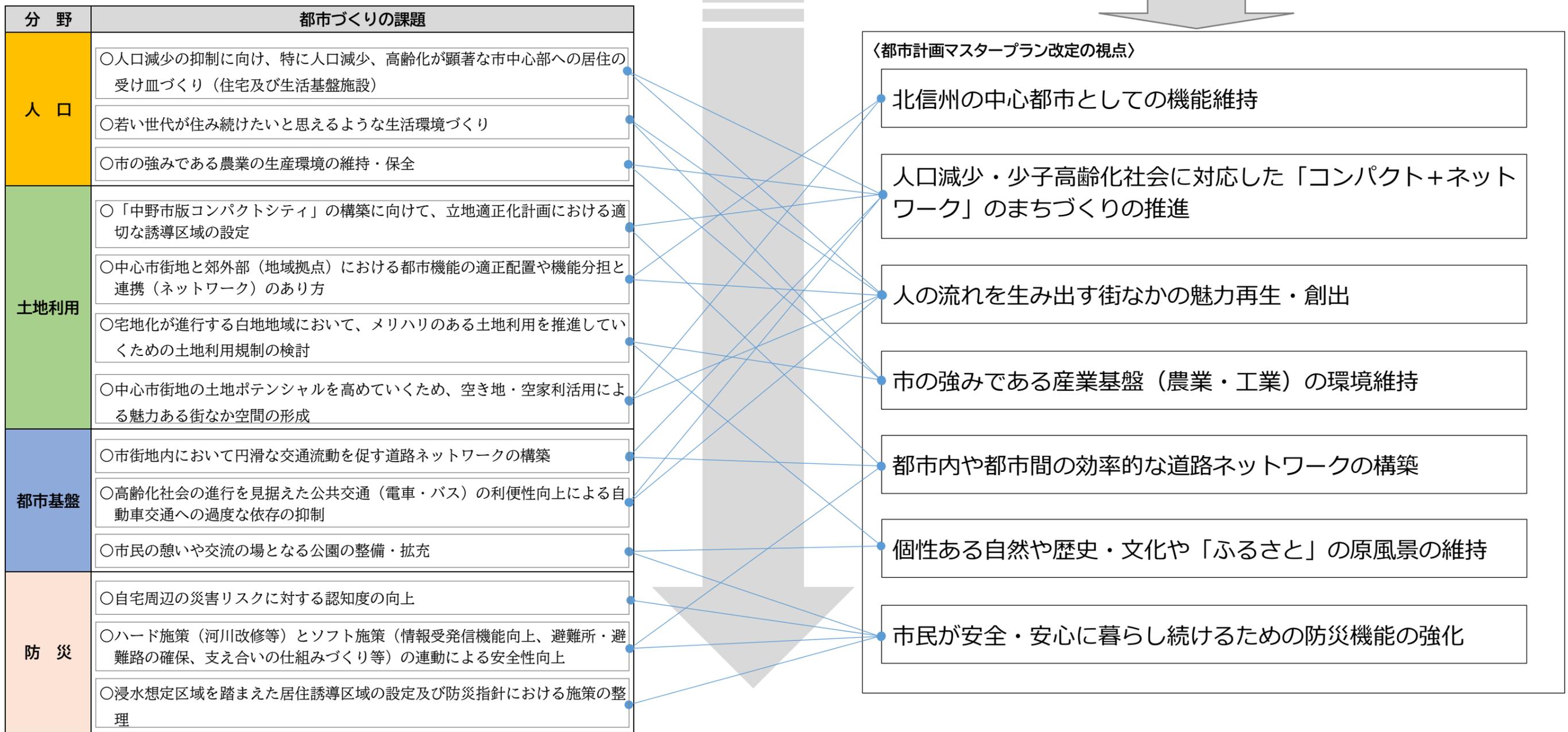
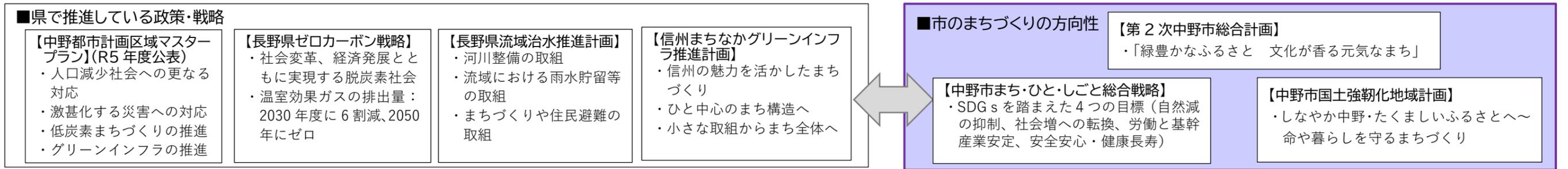


図 都市づくり課題図

第3章 全体構想

1 都市計画マスタープラン改定の視点



2 都市の将来像

2-1 将来都市像

第2次中野市基本構想（計画期間：平成28年（2016年）～令和7年（2025年））における将来都市像を「緑豊かなふるさと文化が香る元気なまち」としています。この将来像は、第1次中野市総合計画から引き継がれたものであり、中野市のまちづくりの根底を支える基本的な考え方であるといえます。

よって、中野市都市計画マスタープランにおいてもこの将来都市像を目指すものとします。

〈将来都市像〉

「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」

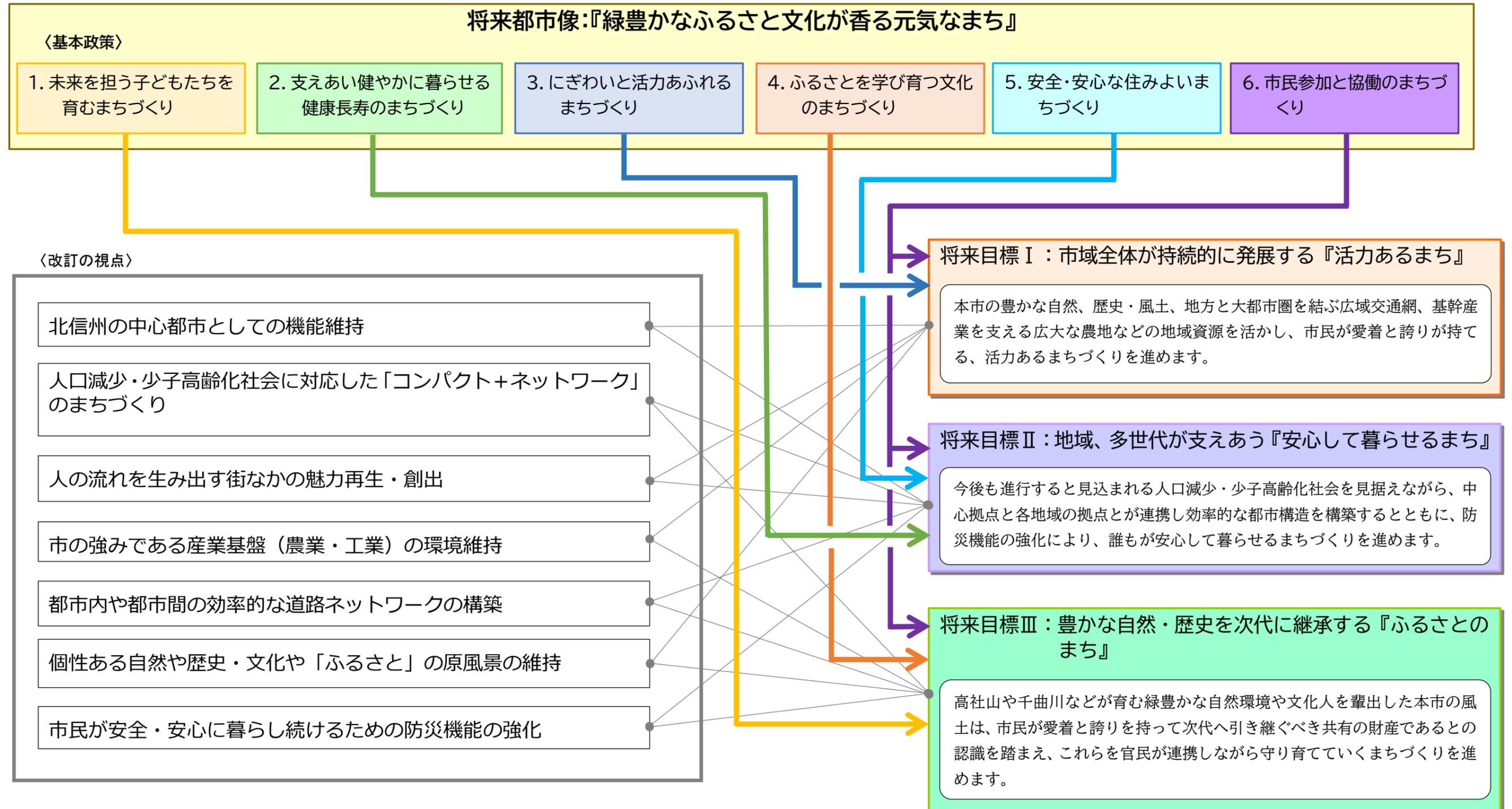
- 「緑豊かなふるさと」という表現には、「故郷（ふるさと）」の歌に代表される恵まれた自然環境と景観を大切にし、自然との共生を根幹として充実した人生を送るという意味が込められています。
- 「文化が香る」という表現には、本市出身の国文学者「高野辰之」、作曲家「中山晋平」、「久石譲」などの文化人や音楽、土びなや各地に伝わる民俗芸能など伝統文化を受け継ぎ、郷土の誇りを大切にする心を育てるとともに、住民同士が交流していくという意味が込められています。
- 「元気なまち」という表現には、この地に住み、働き、勤勉と努力で新しい価値を創造し、自助自律の未来を築きながら、元気に歌声を合わせるように協力し合うという意味が込められています。

2-2 将来目標及び基本方針

(1) 将来目標の設定

前述した、都市計画マスタープラン改定の視点及び第2次中野市総合計画における基本政策を踏まえ、総合計画に掲げる都市像「緑豊かなふるさと文化が香る元気なまち」をまちづくりの観点から支援する将来目標を次のように設定します。

〈第2次中野市総合計画〉



(2) 基本方針

都市整備の基本目標を達成するために、目標ごとの基本方針を次のように設定します。

目標Ⅰ：市域全体が持続的に発展する「活力あるまち」

【基本方針】

1) 中心市街地と幹線道路沿道の機能分担

信州中野駅東側に広がる中心市街地は古くから北信州の政治・経済の中心として発展してきた歴史があり、(国) 292号、(国) 403号、(主) 中野豊野線沿道は、本市はもとより近隣市町村の暮らしを支える役割を担っています。

そのため、今後とも北信州の中心都市としての機能の維持を図るため、中心市街地における魅力やにぎわいの創出、幹線道路沿道における適正な施設誘導により、利便性の高い機能の両立・分担による活力あるまちづくりを目指します。

2) 地域特性を活かした農業生産基盤の維持

自然環境に優れた農地を有する本市では、農業は基幹産業で、きのこ、ぶどう、花きなど高いシェアを有する特産物を生産しています。

今後とも、耕作放棄地の解消や無秩序な宅地化の抑制に資する土地利用規制等により、農地の保全や生産基盤の維持・整備を目指します。

3) 高速交通網を生かした活力の創出

上信越自動車道や北陸新幹線など広域を連携する交通網が整備され、特に上信越自動車道には、2つのインターチェンジを有しています。

このうち信州中野インター周辺は、市の玄関口として観光・サービス拠点や、製造・流通拠点としての機能の維持・活用を図ります。豊田飯山インター周辺は北信州の玄関口として、地域の活力創出に向けた土地利用の誘導を目指します。

4) 地域資源を活用した観光資源の連携

本市の観光では、自然資源を活用した観光地や歴史・文化公園などの施設を有しています。今後はこれら各種観光資源の連携強化により、一体的な魅力向上を図りながら、観光誘客を目指します。

目標Ⅱ：地域、多世代が支えあう「安心して暮らせるまち」

【基本方針】

1) コンパクト+ネットワークのまちづくり

本市の市民生活の場は、平地部から山間地まで広く、その移動手段として自動車交通への依

存が顕著となっています。

しかし、世界的な潮流である SDGs（持続可能な開発目標）や長野県ゼロカーボン戦略、高齢化社会の進行等を考慮すると、過度な自動車依存から脱却し、公共交通や徒歩、自転車など、効率的で環境負荷が低い移動手段が求められています。

そのため、市の中心部と各地域の拠点への機能の集約と、それらが有機的なネットワークでつながる「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを目指します。

2) 人にやさしいまちづくり

地域によって都市施設の整備水準が異なる現状を見据え、市域の均衡ある発展を目指し、地域の特性にあわせた生活道路の改善や身近な公園の充実、公共交通の維持による移動しやすさの確保など、暮らしやすさに配慮した居住環境の形成を目指します。

3) 災害に強いまちづくり

本市は、高社山や斑尾山からの傾斜地や千曲川・夜間瀬川流域の平地部に位置していますが、周囲を山々に囲まれアクセス路が限られた地域もあります。

近年では、気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化が世界規模で見られ、「令和元年東日本台風」では、本市においても甚大な被害が発生しました。このため、国・県とも連携しながら、防災機能の強化に取り組んでいくとともに、市民の防災力向上のための取組みも展開し、災害に強いまちづくりを目指します。

目標Ⅲ：豊かな自然・歴史を次代に継承する「ふるさとのまち」

【基本方針】

1) 官民が連携した魅力ある景観づくり

唱歌“故郷”に歌われる風景や歴史的な建造物、里山や農地と借景となる北信五岳など、自然や文化が調和した景観は、市民が誇りを持って住むことができ、来訪者には、良好な印象を与える要素です。また、市街地では各種事業の展開により新たな街並み景観が創出され、住民と連携した取組みも進められています。

今後は、これらの地域固有の景観を次世代に継承していくことを前提としながら、官民が連携しながら魅力ある景観づくりを目指します。

2) 自然・歴史的財産の保全と活用

緑豊かな自然や、地域・先人たちが残した歴史・文化財は、市民や来訪者に“ゆとり”と“うるおい”を与え、誇りと愛着をもつことが出来ます。

この自然・歴史的財産の保全に努めるとともに、周辺環境にも配慮しながら適切に活用することで新たな文化を創造するまちづくりを目指します。

2-3 将来フレーム

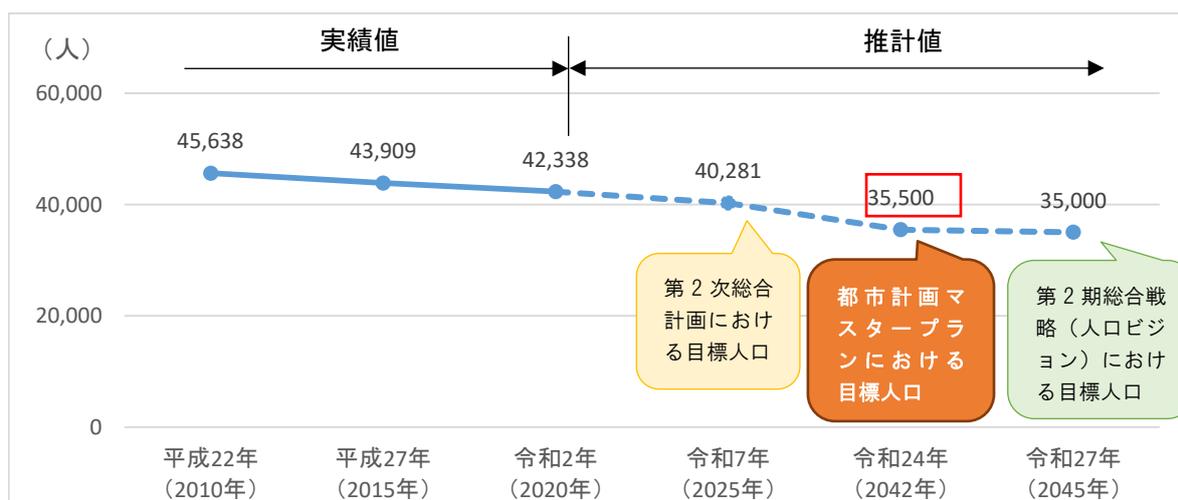
(1) 将来フレームの設定

第2期中野市まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年3月）における「中野市が目指す将来の目標人口」を踏まえて設定します。

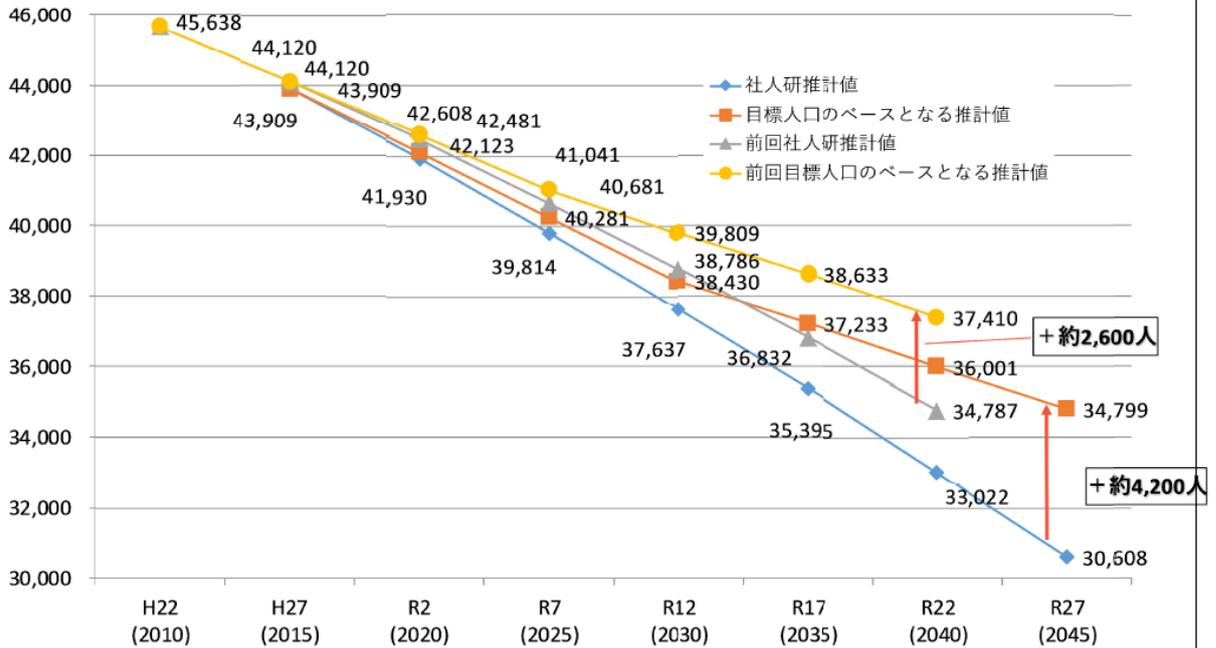
将来推計においては、今後とも人口減少及び少子・高齢化の進行が想定されていますが、市街地における適正な都市機能の配置や魅力ある街なか空間の形成等による暮らしやすい都市づくりの展開により、人口減少ペースの抑制を図ります。

〈目標年における将来目標人口〉

令和24年（2042年）：35,500人



令和27年（2045）年目標人口の推計結果



| 年 | 2015 | 2020 | 2025 | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 出生率 | 1.58 | 1.60 | 1.70 | 1.80 | 1.95 | 2.07 | 2.07 |
| 社会動態 | - | - | - | ±0 | ±0 | ±0 | ±0 |

令和27年（2045）年目標人口の推計結果

目標人口のベースとなる推計値と社人研推計値との比較

| 年 | H27 | | R2 | | R7 | | R12 | | R17 | | R22 | | R27 | |
|------------|--------|----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 人口 | 差異 | 人口 | 差異 | 人口 | 差異 | 人口 | 差異 | 人口 | 差異 | 人口 | 差異 | 人口 | 差異 |
| 男 | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 21,243 | 0 | 20,404 | 98 | 19,545 | 236 | 18,670 | 402 | 10,100 | 892 | 17,500 | 1,447 | 16,930 | 2,016 |
| 0～14歳 | 2,949 | 0 | 2,757 | 98 | 2,599 | 236 | 2,539 | 402 | 2,509 | 581 | 2,578 | 811 | 2,649 | 1,036 |
| 15～34歳 | 3,900 | 0 | 3,561 | 0 | 3,350 | 0 | 3,073 | 0 | 2,994 | 231 | 3,025 | 557 | 3,260 | 1,050 |
| 35～49歳 | 4,276 | 0 | 3,981 | 0 | 3,446 | 0 | 3,082 | 0 | 2,921 | 18 | 2,727 | -39 | 2,314 | -266 |
| 50～64歳 | 4,457 | 0 | 4,151 | 0 | 4,186 | 0 | 4,077 | 0 | 3,792 | -9 | 3,292 | -1 | 2,983 | 31 |
| 65～74歳 | 2,999 | 0 | 3,187 | 0 | 2,764 | 1 | 2,531 | 0 | 2,513 | 27 | 2,589 | 21 | 2,490 | 10 |
| 75～歳 | 2,622 | 0 | 2,767 | -1 | 3,201 | 1 | 3,375 | 1 | 3,370 | 46 | 3,296 | 99 | 3,243 | 155 |
| 女 | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 22,666 | 0 | 21,719 | 93 | 20,736 | 227 | 19,752 | 386 | 19,133 | 941 | 18,493 | 1,532 | 17,860 | 2,172 |
| 0～14歳 | 2,821 | 0 | 2,626 | 93 | 2,522 | 226 | 2,440 | 387 | 2,404 | 551 | 2,451 | 752 | 2,519 | 969 |
| 15～34歳 | 3,869 | 0 | 3,475 | 1 | 3,148 | 1 | 2,891 | 0 | 2,919 | 322 | 2,986 | 676 | 3,156 | 1,058 |
| 35～49歳 | 4,207 | 0 | 3,806 | 1 | 3,230 | 1 | 2,759 | 0 | 2,560 | 56 | 2,403 | 81 | 2,157 | 42 |
| 50～64歳 | 4,487 | 0 | 4,254 | 0 | 4,206 | 1 | 4,076 | 0 | 3,677 | -22 | 3,126 | -17 | 2,710 | 25 |
| 65～74歳 | 3,176 | 0 | 3,271 | 0 | 2,956 | 0 | 2,742 | 0 | 2,685 | 17 | 2,730 | 12 | 2,578 | -7 |
| 75～歳 | 4,106 | 0 | 4,286 | 0 | 4,674 | 0 | 4,844 | 0 | 4,888 | 19 | 4,798 | 27 | 4,741 | 85 |
| 男女計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 43,909 | 0 | 42,123 | 191 | 40,281 | 462 | 38,430 | 789 | 37,233 | 1,833 | 36,001 | 2,979 | 34,799 | 4,189 |
| 0～14歳 | 5,770 | 0 | 5,383 | 191 | 5,122 | 463 | 4,979 | 789 | 4,914 | 1,132 | 5,028 | 1,562 | 5,168 | 2,005 |
| 15～34歳 | 7,769 | 0 | 7,036 | 0 | 6,497 | 0 | 5,965 | 2 | 5,913 | 551 | 6,012 | 1,234 | 6,416 | 2,108 |
| 35～49歳 | 8,483 | 0 | 7,787 | 0 | 6,676 | 0 | 5,841 | 0 | 5,481 | 74 | 5,130 | 42 | 4,470 | -228 |
| 50～64歳 | 8,944 | 0 | 8,406 | 1 | 8,392 | 1 | 8,153 | 0 | 7,470 | -31 | 6,418 | -18 | 5,693 | 57 |
| 65～74歳 | 6,175 | 0 | 6,458 | 0 | 5,720 | 0 | 5,273 | -1 | 5,198 | 43 | 5,319 | 33 | 5,068 | 3 |
| 75～歳 | 6,768 | 0 | 7,053 | 0 | 7,874 | 0 | 8,220 | 1 | 8,257 | 64 | 8,094 | 126 | 7,984 | 240 |

- ・ 将来推計について、合計特殊出生率を国の目標値を達成し、社会動態をプラスマイナス0（ゼロ）を達成し、推移すると仮定した場合、令和27（2045）年の将来人口は34,799人となり、社人研の推計人口30,608人を約4,200人上回る人口推計となります。
- ・ 今後も人口減少が進む見通しではありますが、出生率改善による自然動態改善、社会流入の増加や社会流出の抑制による社会動態改善によって、人口減少を抑制していきます。

図 中野市人口ビジョンによる将来展望人口の推計結果

資料：中野市人口ビジョン

3 将来都市構造

3-1 将来都市構造の検討

〈中野市の都市構造構築の基本的な考え〉

本市のまちづくりの将来目標である「活力あるまち」「安心して暮らせるまち」「ふるさとのまち」を目指し、将来の都市構造を「ゾーン」、「軸」、「拠点」の連携で構築します。

(1) ゾーンの配置方針

地域の特性を踏まえた適正な土地利用を図るため、次の4つのゾーンを配置します。

① 市街地ゾーン

現行の用途地域を「市街地ゾーン」と位置づけます。立地適正化計画を踏まえ居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定し、一定程度の人口密度を維持しながら利便性の高い市街地の形成を目指します。

② 緑住共生ゾーン

用途地域の外延部並びに長嶺ニュータウン、東山団地を含み、下水道整備区域に設定されているエリアを「緑住共生ゾーン」と位置づけます。用途地域の指定はないものの、都市基盤が整備され、宅地化が進行しています。また、(国)292号、(国)403号の沿道は本市のみならず北信濃の暮らしを支える商業・業務系施設が集積しています。宅地化の受け皿として適正な土地利用誘導を図りながら周囲の自然環境や営農環境との共生を目指します。

③ 田園集落ゾーン

農振農用地や農村集落を含むエリアを「田園集落ゾーン」と位置づけます。農業は本市の基幹産業であることから、地産地消、地域ブランドの向上と観光農業などを支援する他、遊休荒廃農地の活用など良好な生産基盤の維持・充実を図ります。また、農村集落地のコミュニティ維持に向けて、生活環境や利便性の向上を目指します。

④ 里山ゾーン

高社山麓や斑尾高原など山間部のエリアを「里山ゾーン」と位置づけます。市の象徴でもある里山の原風景を守りながら、自然環境の適正な保全を図ります。

(2) 軸の配置方針

広域的な機能連携や地域間の交流・連携の強化を図るため、都市の骨格となる次の4つの軸を配置します。

① 広域連携軸

首都圏及び日本海側を結ぶ上信越自動車道を広域連携軸に位置づけ、連携・機能強化を促

進めます。

② 都市間連携軸

近隣の都市を結ぶ主要幹線道路を都市間連携軸に位置づけ、道路及び公共交通の充実により連携機能の強化を図ります。

③ 都市内交流軸

市内の主要拠点をつなぐ幹線道路を都市内連携軸に位置づけ、地域間の交流促進を図るためのネットワーク形成を図ります。

④ 水辺軸

市内を流れる千曲川、夜間瀬川を水辺軸に位置づけます。両河川は市民生活の根幹であり、市の代表的な景観形成に寄与しています。また、近年の自然災害の頻発化・激甚化への対応が求められる中で、流域治水の観点から踏まえた防災機能の強化を促進します。

(3) 拠点の配置方針

日常生活や経済活動の重心となる地域を集約し、質の高い基盤整備を目指します。

① 中心拠点

本市及び広域的な行政機能や医療・福祉などの生活支援機能が集積している社会・経済活動の中心地であり、都市機能の集約・更新にともなう利便性の向上や賑わいの再生により、魅力あふれる都市づくりを推進します。

② 産業拠点

新井工業団地及び高丘工業団地、草間山周辺の工業集積地は、産業の成熟化・高度化を推進します。

③ 交流・結節拠点

広域交通の玄関口である信州中野 IC 及び豊田飯山 IC 周辺では、立地特性を活かした交流機能の強化を図ります。また、公共交通（鉄道・バス）の結節点となる鉄道駅については、利便性向上や来訪者と市民との交流増進を促進します。

④ コミュニティ拠点

地域コミュニティの中心となる公民館や学校などの公共施設周辺では、地域で安心して暮らし続けられるための機能の維持を図ります。

⑤ スポーツ・レクリ・交流拠点

市内に点在する観光地や都市公園等では、市内外からの来訪者が気軽に楽しめる憩いの場としての環境整備を推進するとともに、周遊ネットワークを形成し、集客力のある観光基盤の構築を目指します。

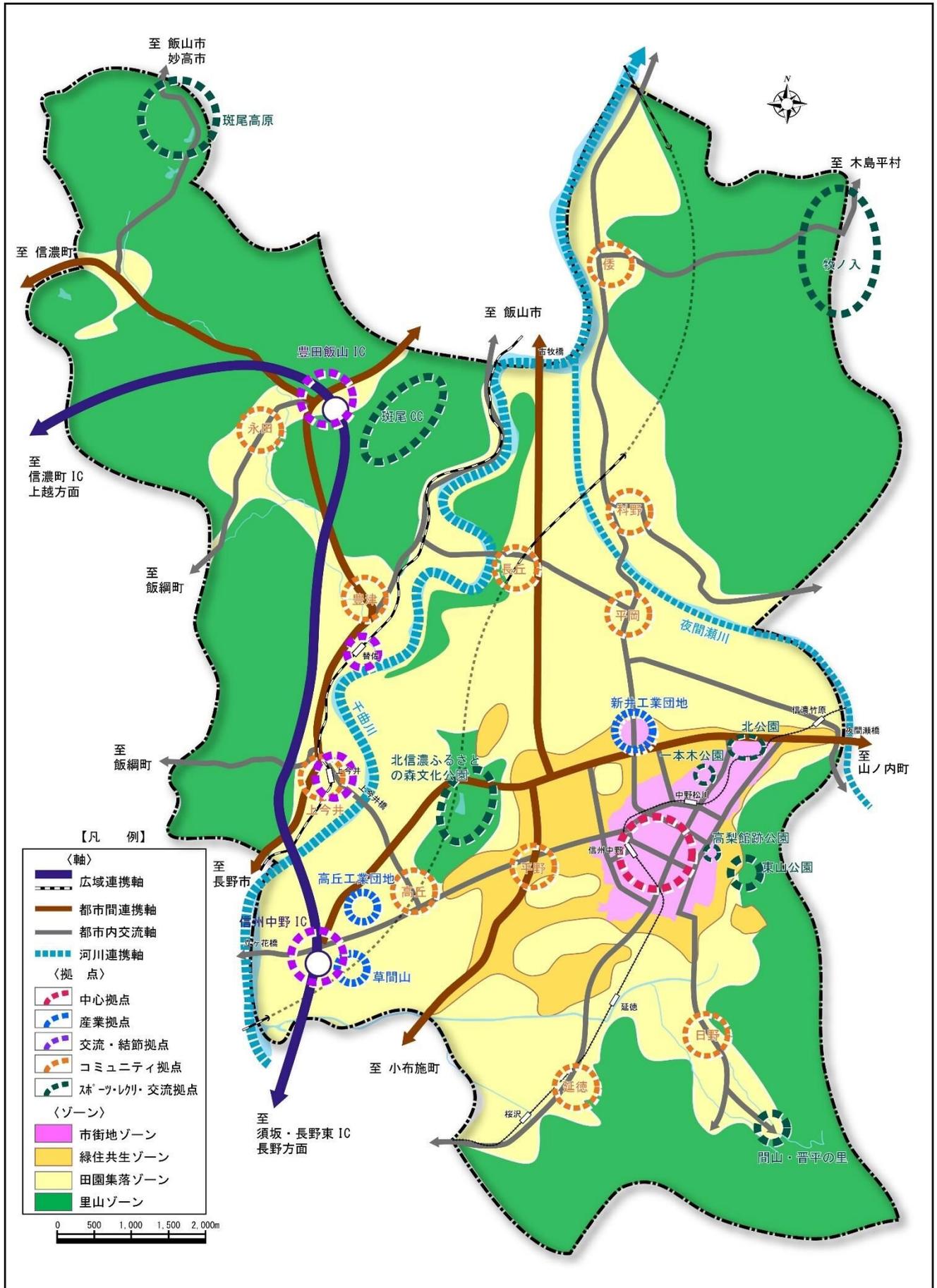


図 将来都市構造図

4 分野別都市づくりの方針

4-1 土地利用区分ごとの方針



(1) 市街地ゾーン

① 商業・業務地

中心市街地では、都市機能の集約・更新にともなう利便性の向上や賑わいの再生により、魅力あふれる都市づくりを推進します。また、官民連携により空き店舗や空き地等の有効活用を図ります。

また、歴史的、文化的施設の保全・整備とそれらを活用した賑わいづくりを促進します。

② 住居系市街地

利便性の高い魅力ある居住環境の維持・形成を図るとともに、落ち着いた街並み景観の形成により住宅市街地内への定住を促進します。

③ 工業地

既存企業の成熟化、高度化に寄与する工業集積地として、周辺への環境にも配慮しながら、適正な維持を図ります。

(2) 緑住共生ゾーン

① 沿道サービス・商業地

(国) 292号、(国) 403号及び(主)中野豊野線沿道の商業系施設や沿道サービス施設の集積地は、広域圏の生活を支える役割を担っており、周辺環境にも配慮しながら適正な土地利用誘導を図ります。

② 近郊住宅地

用途地域の外延部や長嶺ニュータウン、東山団地などの郊外型住宅地では、一定程度の都市基盤が整備されており、宅地化の受け皿となっています。周辺には農地や緑地なども広く分布していることから、適正な土地利用誘導を図りながら周囲の自然環境や営農環境との共生を目指します。

(3) 田園集落ゾーン

① 農地

水稻、畑作、きのこ、果樹など中野市の農業生産の中心地域で農地が大半を占めており、地産地消やブランド化など今後も産業の柱として農業振興に努めます。また、遊休荒廃農地の活用など良好な生産基盤の維持・充実を図ります。

② 集落地

集落地では、コミュニティ維持に向けて、生活環境や利便性の向上を目指します。

(4) 里山ゾーン

① 中山間地

中山間地では、水稻や果樹、施設園芸を中心に農業生産に取り組んでいますが、営農や観光、農業体験などに新たな農業従事者の確保と移住希望者を受け入れられる環境の整備を進めます。

また、唱歌“故郷”に歌われる集落の原風景は、懐かしさと歴史を伝える原風景であり、景観保全に特に配慮した適正な土地利用を促します。

② 高原地

高社山麓や牧の入高原、斑尾高原などの山間・高原地では、貴重な生態系を有する自然地域の保全に努めるとともに、“癒し”と“憩い”の空間を生かした観光・レクリエーション活動の拠点として自然に親しめる環境づくりに取組みます。

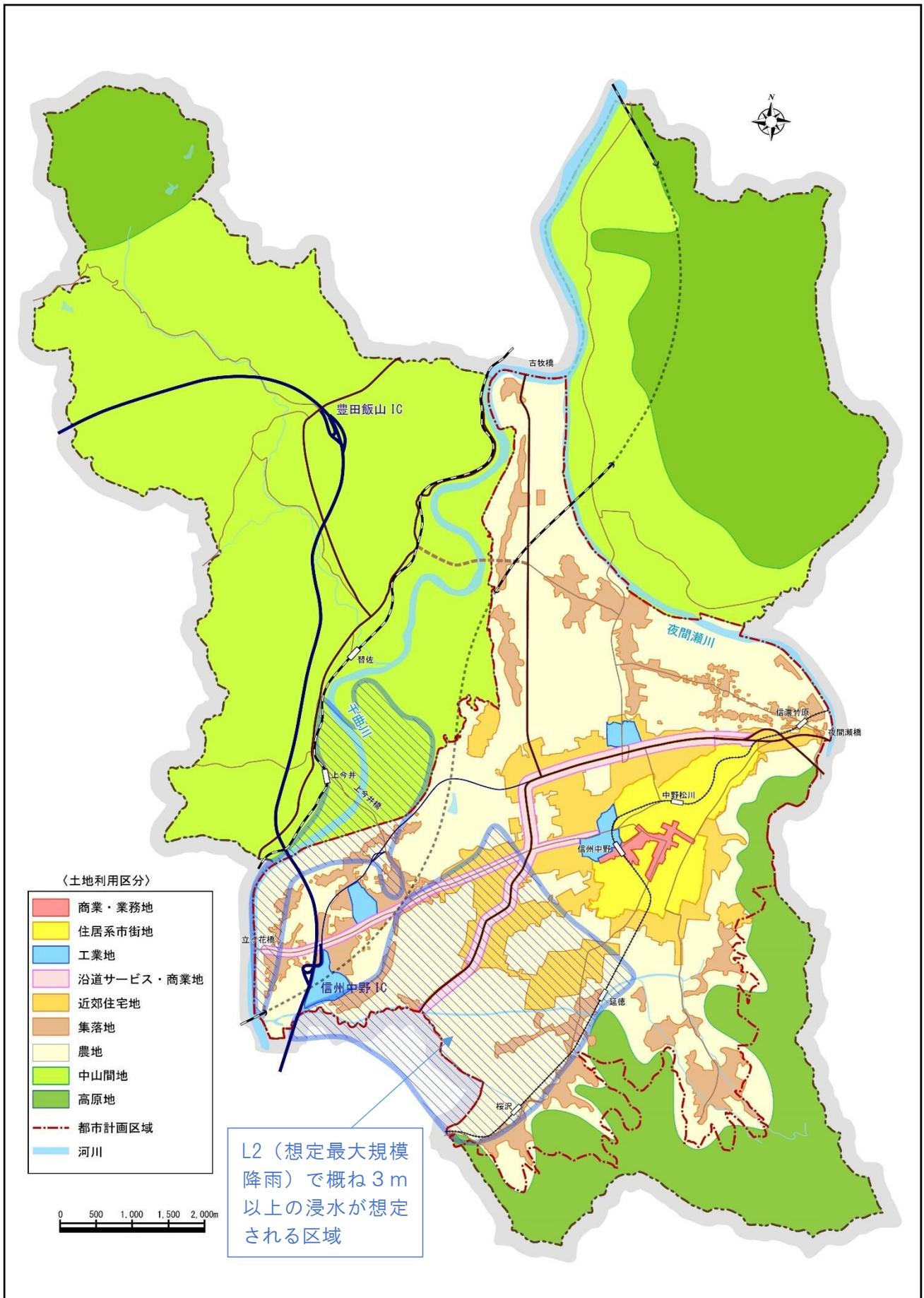


図 土地利用区分図

4-2 道路・交通の方針



広域的な視点で本市及び周辺地域を見据え、市民生活や経済、文化など様々な交流促進及び連携に機能する道路網の強化を目指します。

(1) 広域交通網の利便性確保

本市には上信越自動車道が縦貫し、「信州中野インター」と「豊田飯山インター」の2つのインターチェンジを有しています。

さらに、隣接する飯山市の北陸新幹線飯山駅は鉄道網における北信州地域の主要な玄関口となっており、(国)117号、(国)292号、(国)403号は、これらの広域交通結節点にアクセスするための重要な路線となっています。

そのため、広域的な交通利便性の確保、近隣市町村との連携強化・交流促進、また、災害時における緊急輸送道路としての役割を担うことから、適切な機能維持を促進します。

(2) 都市内道路ネットワークの構築と交通需要の適正化

市内には、千曲川と夜間瀬川が流れており、地域間のアクセスがやや困難な区間が存在しています。そのため、(一)豊田中野線(仮称)笠倉壁田橋の整備促進により、地域間連携の強化を目指します。また、地域間を結ぶ主要な県道や市道については、適切な改良等により機能維持を図ります。

市街地においては、発生・集中する交通の円滑な処理を目的として、(都)立ヶ花東山線、(都)西町上小田中線等の都市計画道路の計画的な整備を進めます。また、(仮)吉田西条先線の都市計画道路としての位置づけの検討を行うとともに、都市計画道路の見直しによる未整備路線の再評価を行います。

(3) 安全でやさしいみちづくり

暮らしを支える身近な生活道路の計画的な安全対策・改良を促進します。

また、中心市街地など歩行者の通行が多い道路においてはユニバーサルデザイン化等による「歩きやすいみちづくり」を促進するとともに、自転車利用にも配慮した安心して通行できる環境整備、通学路については「通学路交通安全プログラム」を踏まえた計画的な整備及び機能維持を図ります。さらに、風水害や地震などの災害に備え、避難経路として活用できるみちづくりにも努めます。

(4) 利用環境向上による公共交通網の維持

本市の公共交通は、JR飯山線、長野電鉄、長電バス、中野市地域公共交通対策協議会で運行するふれあいバス、タクシーがあります。

これらの公共交通は、主として運転免許を持たない学生や自家用車を運転しない高齢者等の生活を支える貴重な移動手段となっています。今後は、現行の公共交通網の維持に向けて、利用環境の向上による一般市民の利用増進や運行の効率化を図ります。

また、来訪者にとっても貴重な移動手段となっていることから、適切なルート案内や他交通(自転車など)との結節機能強化などにより利用環境の向上や利用増進に努めます。

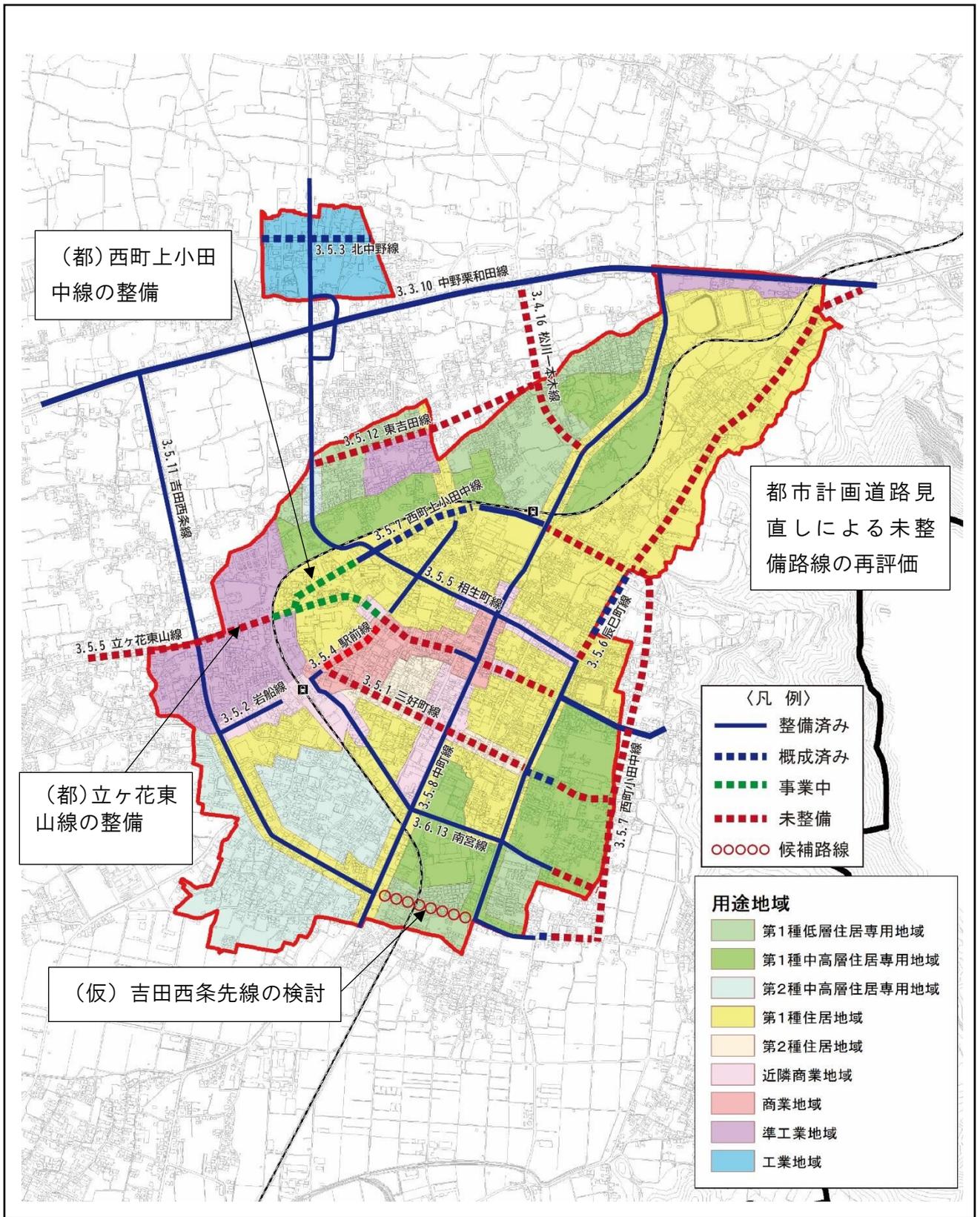


図 中心部における都市計画道路整備方針図

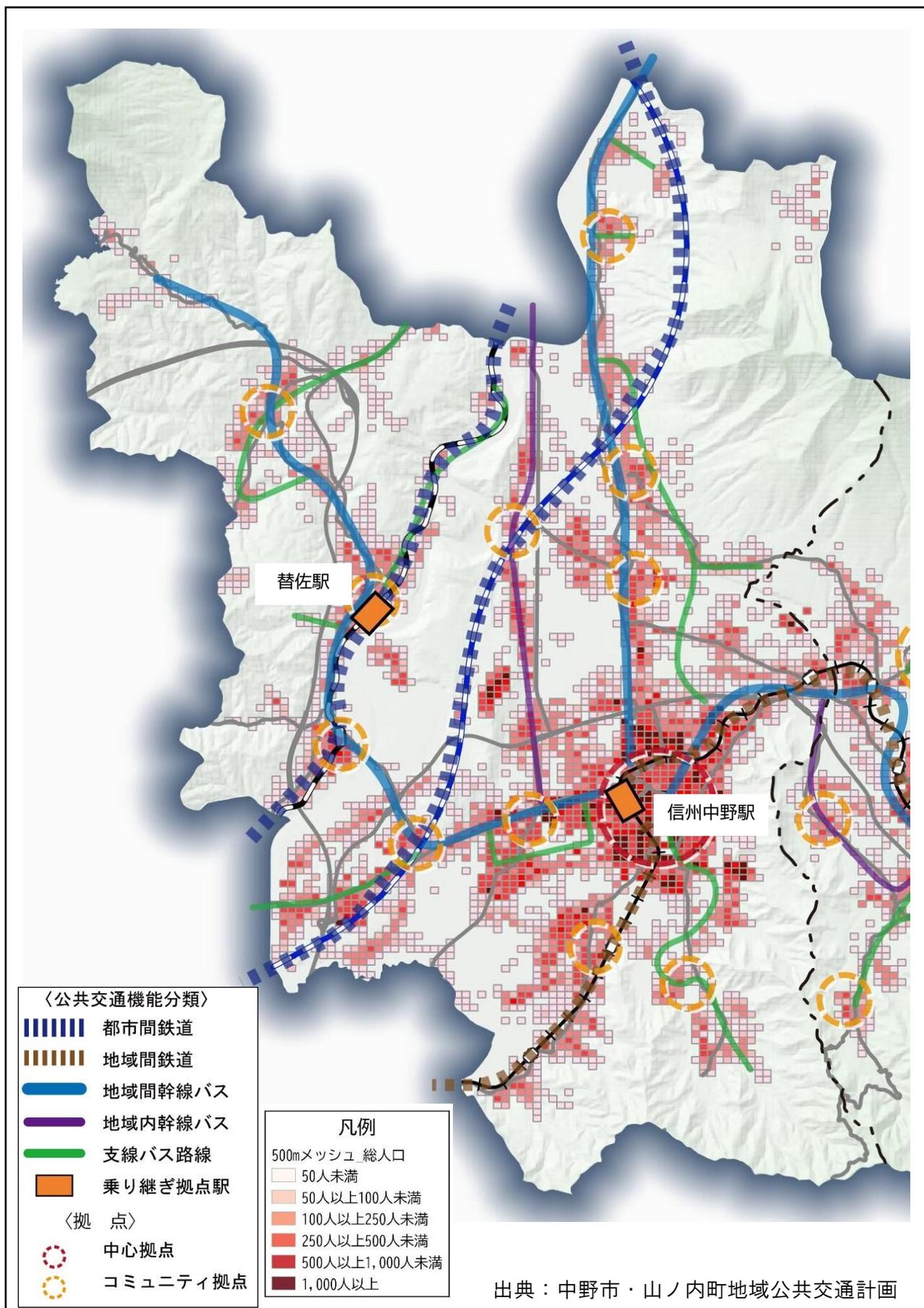


図 公共交通機能分類図

4-3 都市環境及び景観形成の方針



本市は、自然に恵まれた山野・河川と古くからこの地に住み営んできた先人達の足跡が残る歴史・文化が息づいています。

この貴重な財産ともいえる環境の保全と魅力ある新たな文化の創造・景観形成を目指します。

(1) 豊かな自然環境の保全

里山や水辺は豊かな生態系を持つ本市の財産です。このため、多様な動植物が生息できる環境の維持に努め、人と自然が共存できるように取組みます。

市では、自然保護条例を制定し自然休養地（牧の入地区と斑尾地区）における、一定の開発行為に対して規制を設けており、今後とも条例の運用により、地域固有の自然環境の保全に努めます。

また、千曲川におけるラフティング体験など、自然と触れ合いながら自然環境に対する理解や意識啓発に向けた取組みを支援します。

(2) 緑豊かな都市環境の創造

市民の生活・都市活動の場となる道路や公園など公共空間・居住環境において、街路樹や植栽など身近にふれあえる緑を保ち“ゆとり”と“癒し”のある都市空間の創造に努めます。

街なかにおいては、身近な公園・広場が不足していることから、低未利用地を活用し、防災性の向上も踏まえ、住民が利用しやすく、地域活動の拠点・コミュニティの形成の場となる公園・広場（グリーンインフラ）の整備を検討します。

また、現在進められている（仮称）笠倉壁田橋の整備と併せ、笠倉地籍に水と触れ合える場の整備を推進します。

(3) 文化を継承する歴史的財産の保全

先人達が遺した遺跡や建造物、郷土に根付いた文化は、市民の誇りであり、愛着をもった高質な都市の発展をめざす大切な財産として、次代に継承していくため保全・活用に努めます。

市内に分布する地域資源や歴史・文化資源についてネットワークを形成し、回遊性の向上により、エリア全体の魅力向上を目指します。

(4) 中野市らしい景観の保全・創出

現在本市では、「長野県景観条例」「長野県屋外広告物条例」及び「中野市沿道景観維持に関する指導要綱」の運用により、景観に関連する規制を行っています。

高社山麓や延徳田んぼ等の農地の景観も市の特色といえることから、遊休荒廃農地対策の推進により、田園景観の保全に努めます。

また、本市が有する自然地や都市・歴史的な景観要素の保全と新たな景観の創出による魅力ある中野市をつくるため、「中野市景観計画」の策定を検討します。

東吉田地区では「中野市東吉田地区景観形成住民協定」を締結し、植樹や美化、屋外広告物の設置基準を定めています。今後とも、市民の景観形成に対する意識高揚に努め、街路樹・植栽の管理や、住宅や店舗周りの景観形成、“花いっぱいのまちづくり”などを官民が連携して取組みます。また、地域景観整備事業の活用により、住民の主体的な景観育成事業を支援します。



図 都市環境整備の方針図

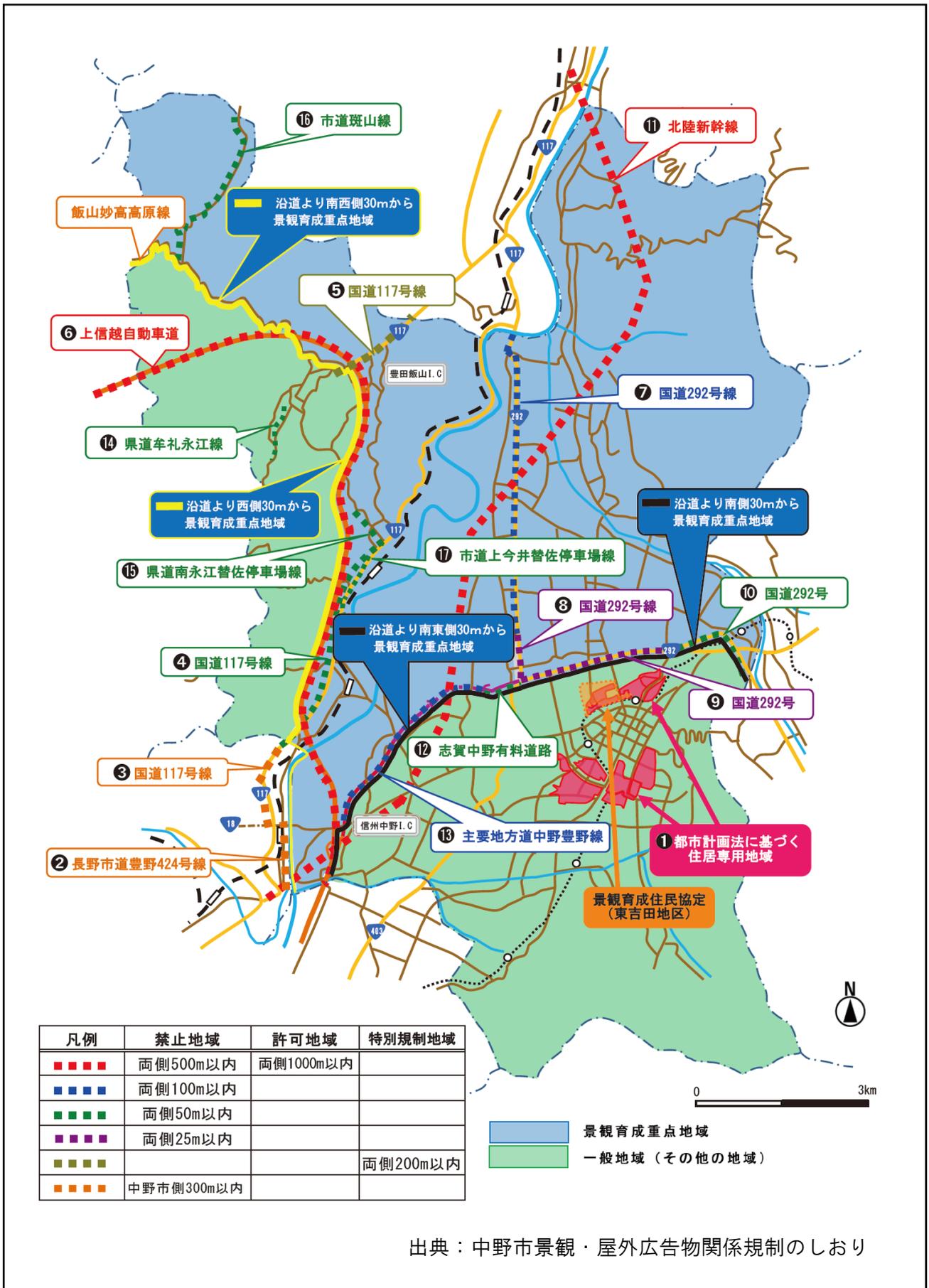


図 屋外広告物規制及び景観計画区域



4-4 都市防災の方針

近年、地球温暖化の影響等により自然災害が頻発化、激甚化しています。「令和元年東日本豪雨災害」では、本市はもとより関東、甲信、東北など東日本の幅広い範囲における記録的な大雨により甚大な被害が発生しました。

本市では、令和3年3月に「中野市国土強靱化地域計画」が策定され、強靱化の総合的な目標として「しなやか中野・たくましいふるさとへ～命や暮らしを守るまちづくり」が掲げられています。今後はそれぞれの計画が連携しながら、自然災害をはじめとする様々な危機への対応力の向上を目指していく必要があります。

さらに、本計画の「中野市立地適正化計画」における防災指針を踏まえ、地域ごとにより具体的な取組みを推進していくことにより、だれもが、安全・安心して生活できるように都市防災に努めるとともに、市民の防災意識の高揚、危機管理体制の維持・強化を目指します。

(1) 自然災害による被害の抑制

自然災害の被害を最小限にするため、河川の氾濫や急傾斜地の崩落防止など治山・治水対策を促進します。

現在、国及び県で進められている「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」が進められており、遊水地整備や河川堤防強化が事業化されています。本市においても国・県と連携を図りながら各種事業の支援に努め、住民生活の安全性確保に向けた取組みを推進します。

土砂災害対策としては、土砂災害や地すべり等が発生する恐れがある危険個所の適切な把握やその解消、安全性確保について県等と連携しながら推進します。また、大規模盛土造成地等の安全性の確認・把握、農業用ため池のハザードマップの周知、森林や農地の適切な保全に努めます。

また、冬期間の路面凍結や滞雪、雪崩、建物の倒壊等を防止するため、住民と連携した除雪・克雪対策を推進します。

(2) 都市部の防災対策

都市部や集落部においては、火災や地震などに対する防災機能の強化として、「中野市耐震改修促進計画」に基づく建築物等の耐震化や不燃化の推進、避難先となる公共施設の安全性確保、延焼遮断や避難経路となる道路や橋りょうの維持補修・改善及び都市防災上の空地確保や、グリーンインフラとしての雨水貯留機能の確保等に努めます。

また、「中野市下水道ストックマネジメント計画」、「中野市水道ビジョン」等に基づき、ライフラインの長寿命化や耐震化を推進します。

(3) 防災・防犯意識の高揚

市民への防災・防犯情報を適切に提供しながら防災・防犯意識の普及・啓発を推進するとともに、地域や自治会ごとの防災・防犯に対する協力体制づくりを進めます。そのため、地域における自主防災組織の設立・活動支援、「地区防災マップ」及び「災害時支え合いマップ」作成推進支援、出前講座等による情報提供、マイタイムラインの周知や作成支援等に取り組みます。

また、地域防災計画の適切な運用や関係機関との情報共有、非常時における情報通信機能の安定確保、非常時に備えた設備・備蓄等を計画的に進め、危機管理体制の確立を目指します。

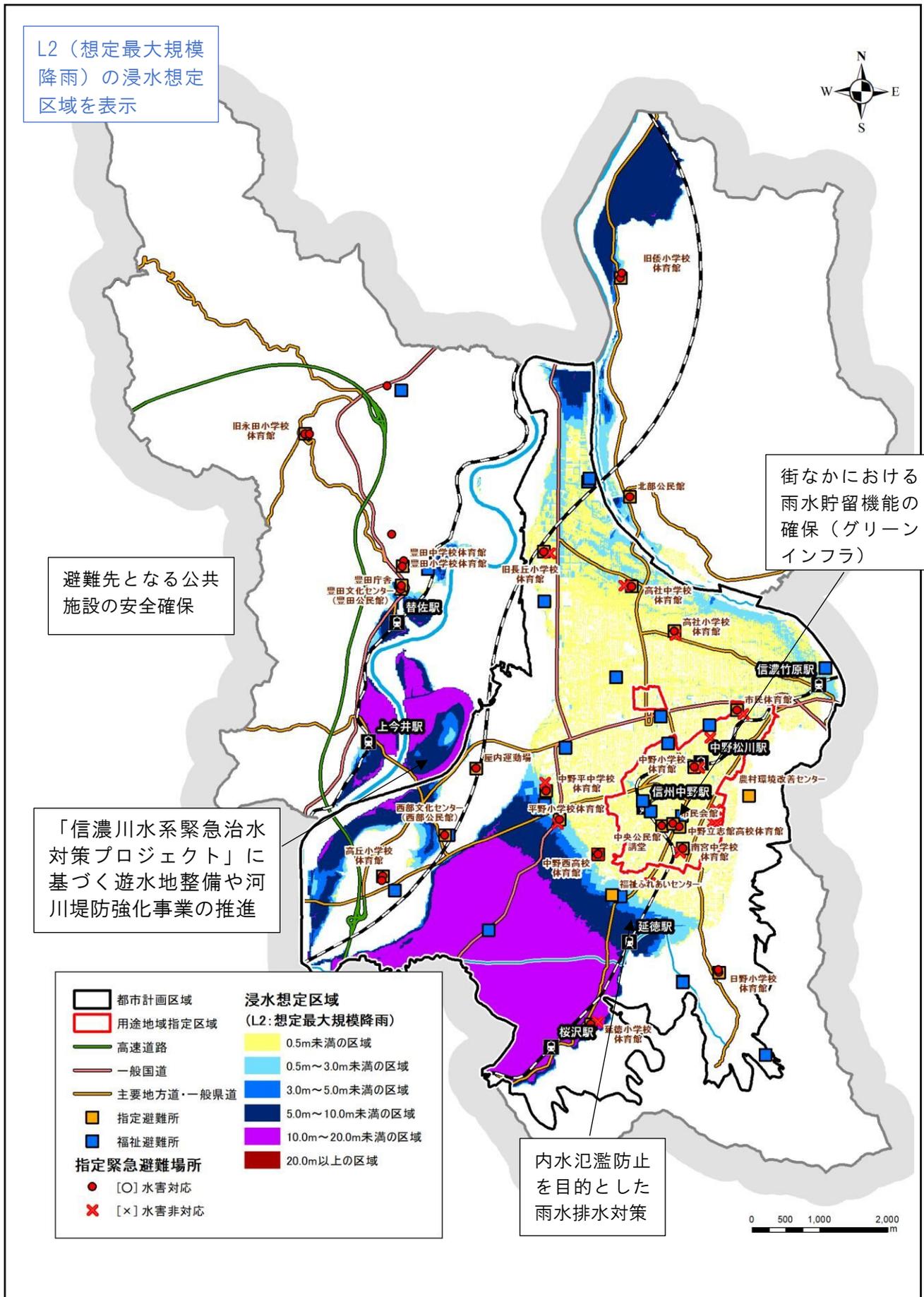


図 都市防災の方針図（風水害）

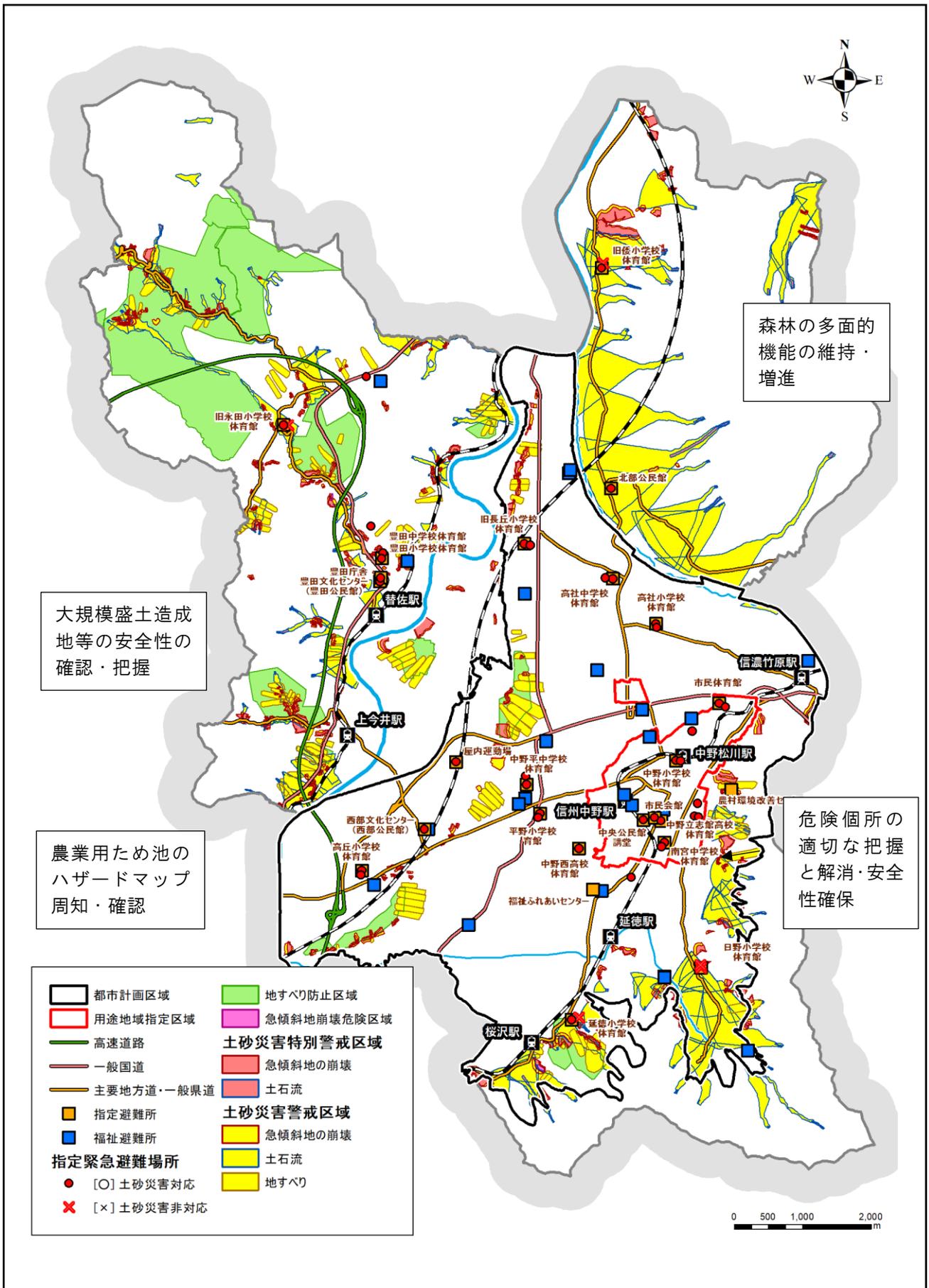


図 都市防災の方針図（土砂災害・地震）

第4章 地域別構想

1 地域区分

地域別構想は、市域全体を以下に示す5つの地域に区分し、それぞれの地域における都市づくりの基本方針を示します。



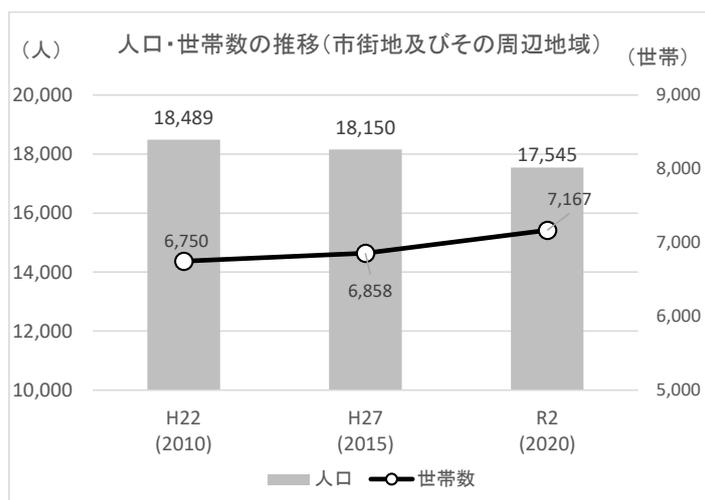
図 地域区分図

2 市街地及びその周辺地域

2-1 地域の特性・課題

(1) 人口・世帯数の推移

平成22年(2010年)から令和2年(2020年)までの10年間に、人口は5.1%の減少、世帯数は6.2%の増加となっています。



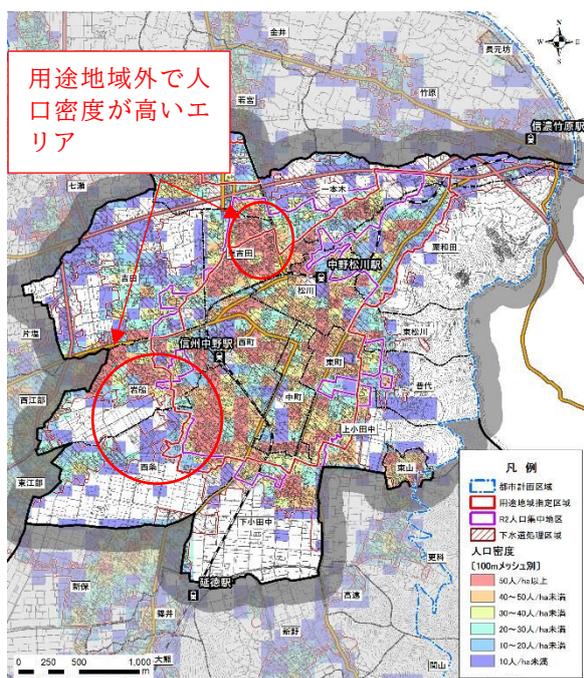
〈位置図〉



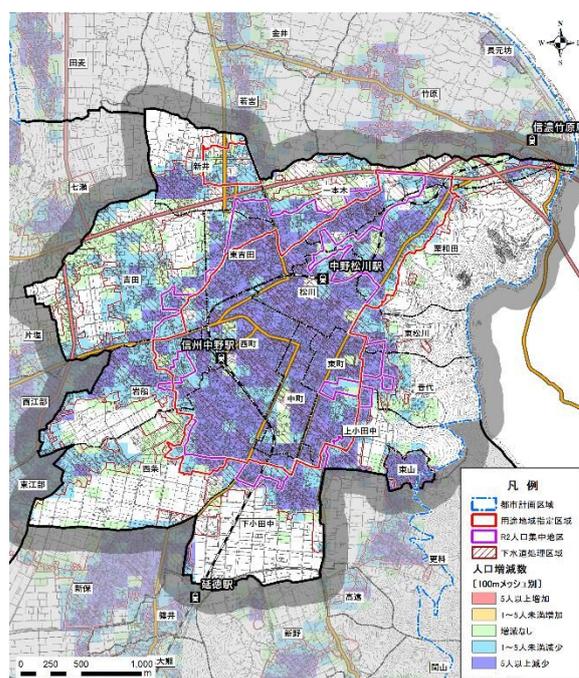
(2) メッシュ別人口密度分布と将来の増減数の見通し

平成27年の人口密度の分布を見ると、用途地域内を中心に、40人/ha以上のエリアが分布しています。令和22年までの増減数の見通しでは、全般的に減少傾向となるものと推計され、特に信州中野駅東側の中心市街地でその傾向が顕著になるものと推測されます。

H27 国勢調査

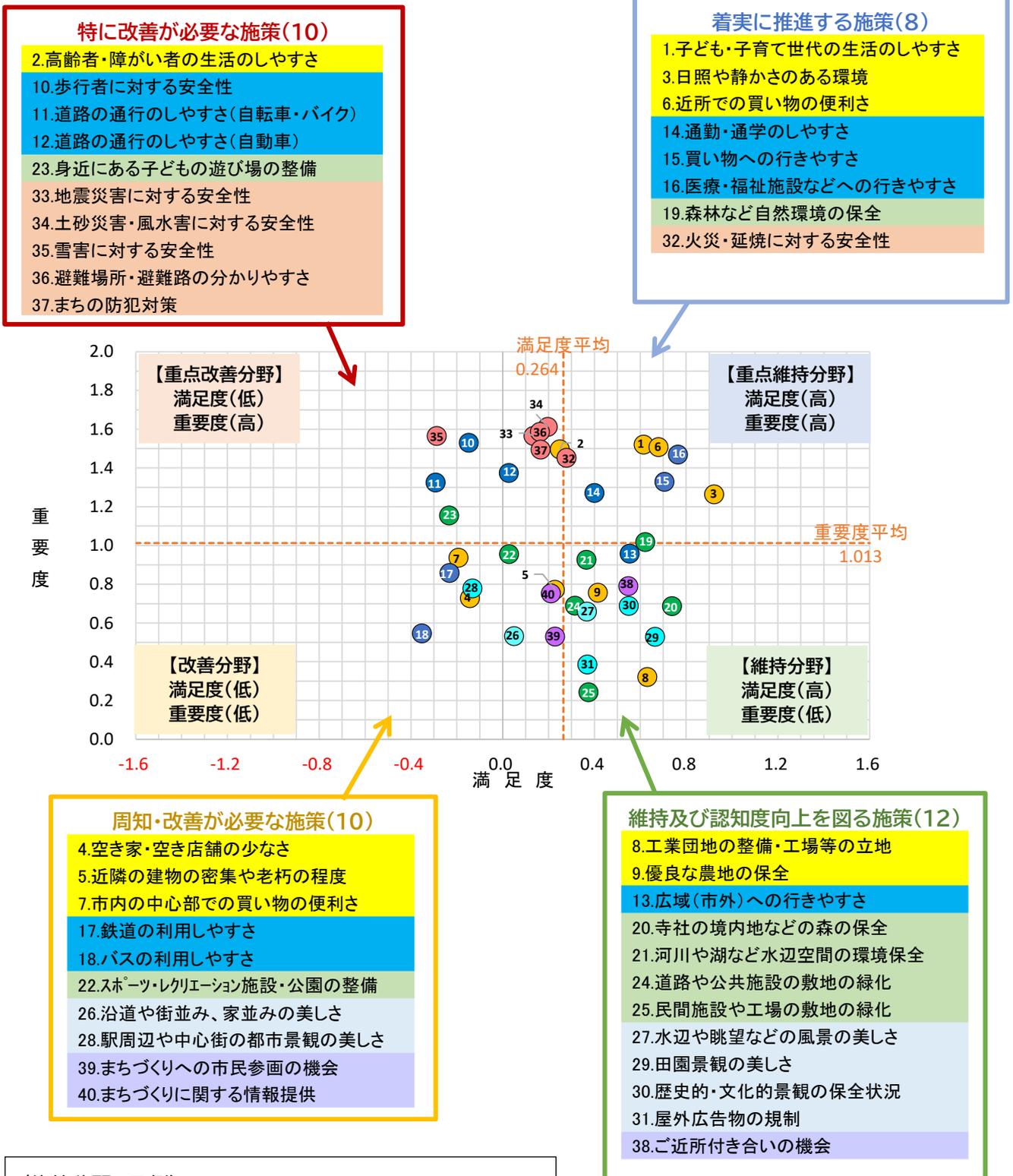


H27~R22(推計値)の人口増減見通し



(3) 中野市まちづくりアンケート調査結果より

市街地及びその周辺地域では、買い物環境や医療・福祉施設へ行きやすさなど、利便性の高さが評価されています。一方で安全・安心(=防災や防犯)、道路整備等については改善が必要といえます。



(4) 地域づくり上の主な課題

| 分野 | 課題 |
|-----------|--|
| 土地利用 | ○用途地域外周部の適正な土地利用の誘導 ○農業基盤となる農地の保全、活用 |
| 道路・交通 | ○中野市全体を視野に入れた道路網のあり方及び未着手の都市計画道路への対応 ○総合的な交通体系の見直し ○公共交通機関の利用促進、維持 ○人にやさしい道づくりの継続整備 ○市街地の堆雪帯の整備 ○利用者のための駐車場確保 |
| 環境保全・景観形成 | ○市民と協働した沿道景観・景観協定の推進などによる適正な維持・管理 ○産業基盤の他、景観形成の観点からの保全 ○旧街道を中心とした歴史的町並みの保全 |
| 都市防災 | ○街中における防災機能の強化 ○都市下水路の整備 |

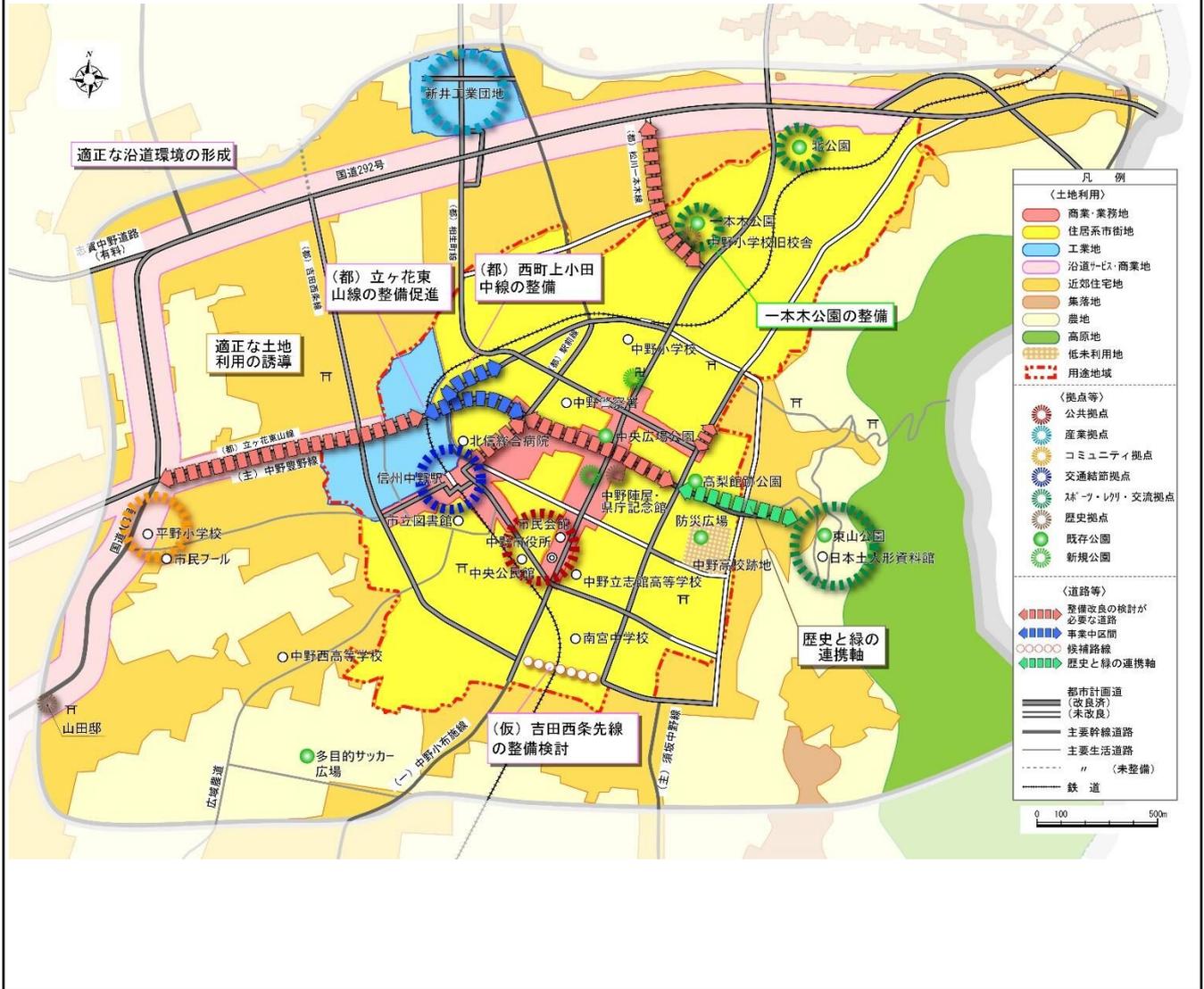
2-2 地域整備の方針

| | |
|---------|--|
| 地域の目標 | 個性ある街なかと幹線道路沿道の都市機能が連携する魅力溢れるまちづくり |
| 地域の基本方針 | <p>信州中野駅周辺の市街地は、行政や福祉・医療等の都市機能の集積や、歴史・文化資源等の活用により、個性的なまちづくりが進められています。また、(国)292号及び(国)403号沿道は商業系施設や沿道サービス施設が集積し、北信地域の生活を支える役割を担っています。</p> <p>用途地域内では、既存ストックや低未利用地の効率的な活用により、暮らしやすい居住環境の整備に努めるとともに、効率的な道路網の構築や歩きやすい歩行者空間の形成により、更なる魅力づくりを推進します。また、幹線道路沿道では、利便性の高さを確保します。そして、それらが連携し、市の中心として魅力ある市街地の形成を目指します。</p> |

| 分野 | 整備方針 |
|------|--|
| 土地利用 | <p>○魅力ある街なか空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所周辺地域においては、社会経済状況の変化を踏まえながら、公共公益サービス機能の質的向上や拡充整備を推進します。 ・中心市街地一帯における居住機能の回復、福祉機能の充実、商業・サービス機能の集積により、人が集まりやすい街なか空間の形成を目指します。 ・信州中野駅北側において、「北信総合病院エリアまちづくり基本構想」が策定されており、まちの顔に相応しい魅力あるまちづくりに向けた取組みを推進します。 <p>○白地地域におけるメリハリのある土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国)292号、(国)403号の沿道は、商業系・沿道サービス機能が集積しており、今後とも自動車交通に対応した沿道地域として機能の維持に努めます。 ・用途地域の外延部や幹線道路沿道の白地地域において、保全するエリア(優良農地)と宅地化の受け皿となるエリア(下水道計画区域)を明確化し、メリハリのある土地利用規制・誘導方策を検討します。 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>道路・交通</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○効率的な道路網の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・(都) 立ヶ花東山線、(都) 西町上小田中線の整備を促進します。 ・(仮) 吉田西条先線の整備を検討します。 ・(市) 中野5号線の整備を推進します。 ・市街地内の未整備路線については、都市計画道路の見直しを行い、効率的な道路網の構築を目指します。 ○駐車場の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地にふさわしい機能を強化・育成するための駐車場や駐輪場の適正配置を検討します。 ○歩きやすい歩行者空間の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・歩きやすい歩道整備等により、ウォークラブルなまちづくりを推進します。 ○利便性の高い公共交通の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画（R4 策定）に基づいたバス路線等の維持及び利用増進を目指します。 |
| <p>環境保全・ 景観形成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○街なかにおけるグリーンインフラの活用と整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共空間・居住環境において、緑や水辺のある“ゆとり”と“癒し”の都市空間形成を推進します。 ・一本木公園の駐車場の整備・拡充を推進します。 ・低未利用地を活用した公園・広場の整備等により、生活密着型のまちづくりを進めます。 ・市街地から地域東部にかけての歴史的・文化的施設を結ぶネットワーク（道路・散策路）を整備し、「緑」とふれあえる環境の創出を目指します。 ・東山公園周辺部は、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していくため、斜面緑地や尾根線等の保全を図り、緑のスカイラインの維持を図ります。 ○地域固有の景観の維持・形成 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県景観条例、長野県屋外広告物条例、中野市沿道景観維持に関する指導要綱の適切な運用により、中野市らしい景観の維持に努めます。 ・歴史的建造物や史跡の保全に努めるとともに、中野陣屋・県庁記念館界わいの街並み形成に努めます。 |
| <p>都市防災</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○砂防事業の実施（東山） <ul style="list-style-type: none"> ・土石流危険渓流に指定された高梨沢及び上小田中沢に砂防堰堤等の整備を促進します。 ○避難路の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備え、緊急輸送路や避難経路として活用できる道づくりに努めます。 ○避難所の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の適正配置や避難所の耐震化に努めます。 ○公共空地の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等のセットバックを推進するとともに公共空地の確保に努めます。 ○建物の耐震化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。 ○下水道整備（雨水）の調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における下水道整備の必要性、対策規模、雨水排除方法等について調査・研究を行っていきます。 |

〈市街地及びその周辺地域整備方針図〉

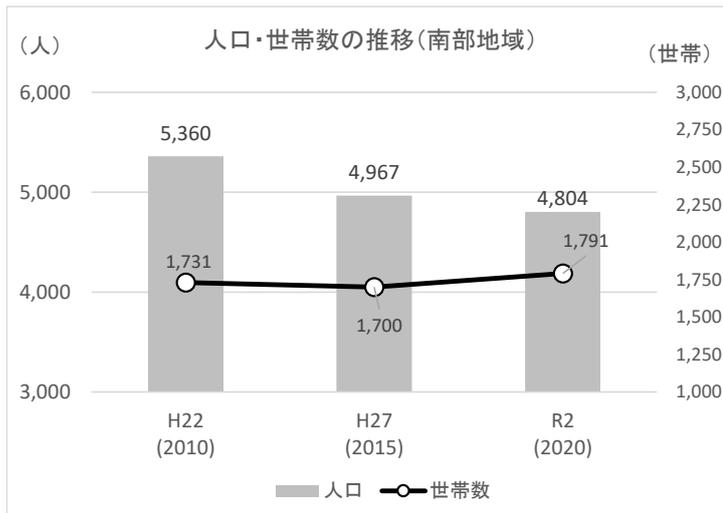


3 南部地域

3-1 地域の特性・課題

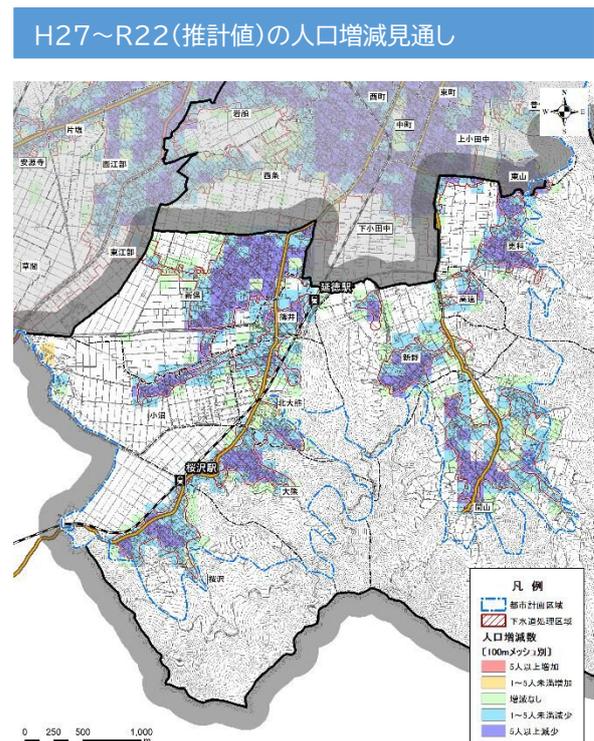
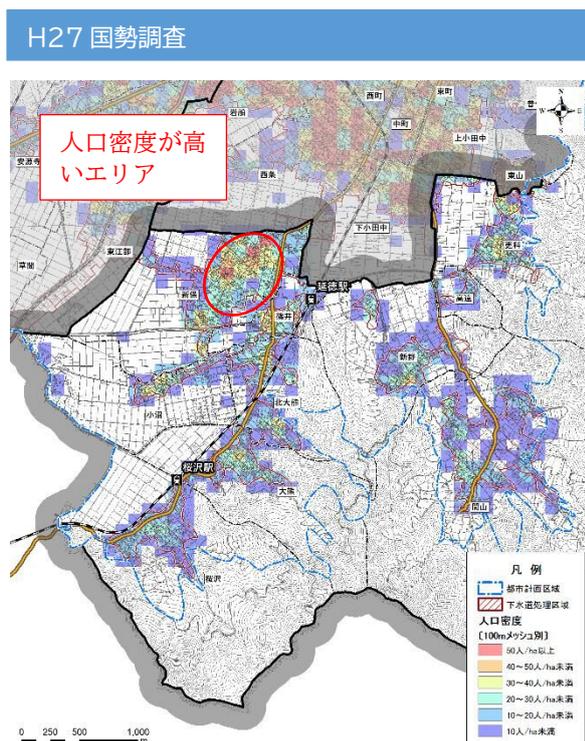
(1) 人口・世帯数の推移

平成22年(2010年)から令和2年(2020年)までの10年間に於いて、人口は10.4%の減少、世帯数は3.5%の増加となっています。



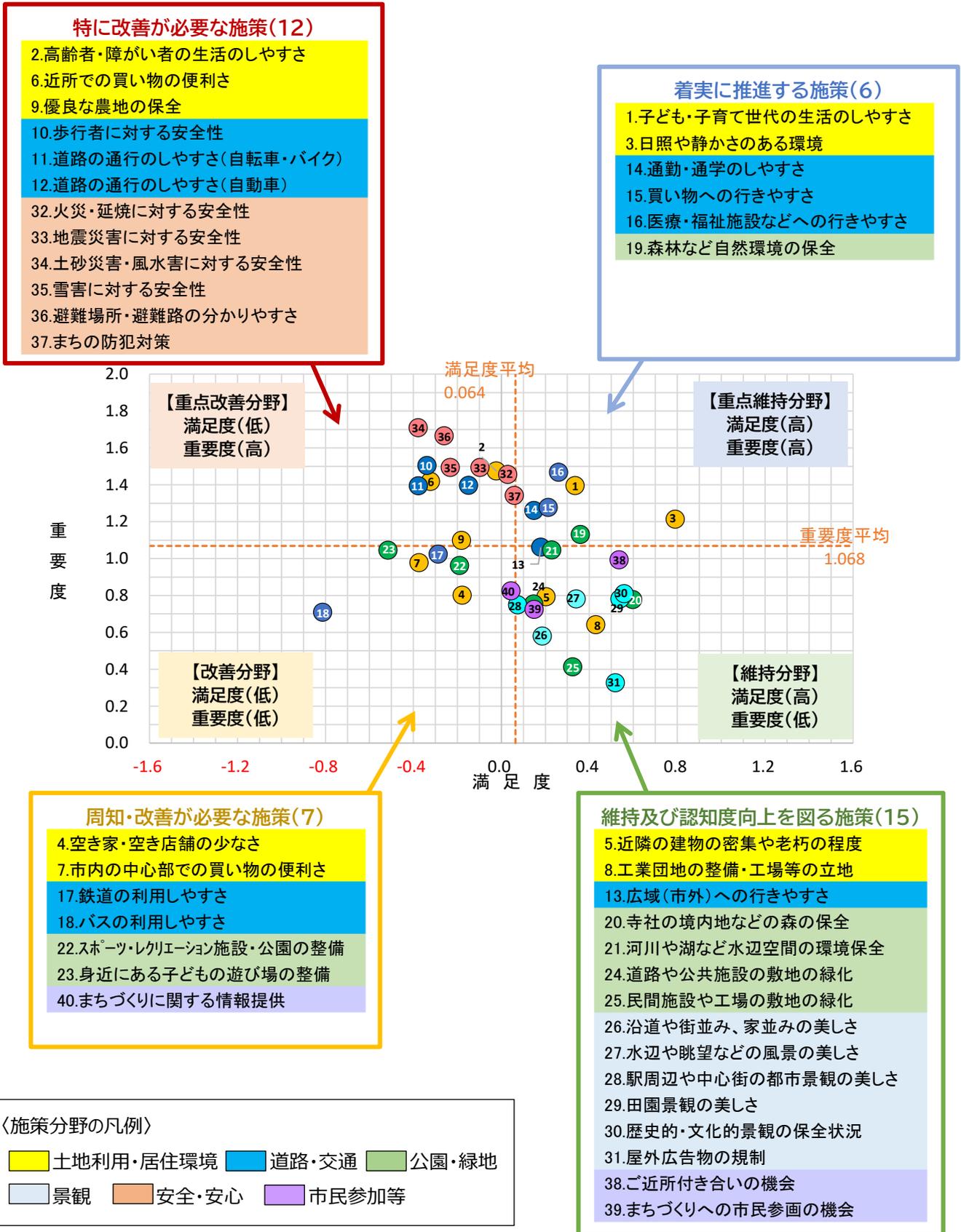
(2) メッシュ別人口密度分布と将来の増減数の見通し

平成27年の人口密度の分布を見ると、新保周辺で人口密度が高いエリアが見られます。令和22年までの増減数の見通しでは、全般的に減少傾向となり、山間地の集落ではコミュニティの維持が困難になることが想定されます。



(3) 中野市まちづくりアンケート調査結果より

南部地域では、子ども・子育て環境や日照や静かさのある環境等が評価されています。一方で、優良農地の保全や買い物利便性、安全・安心(=防災や防犯)等について改善が必要といえます。



(4) 地域づくり上の主な課題

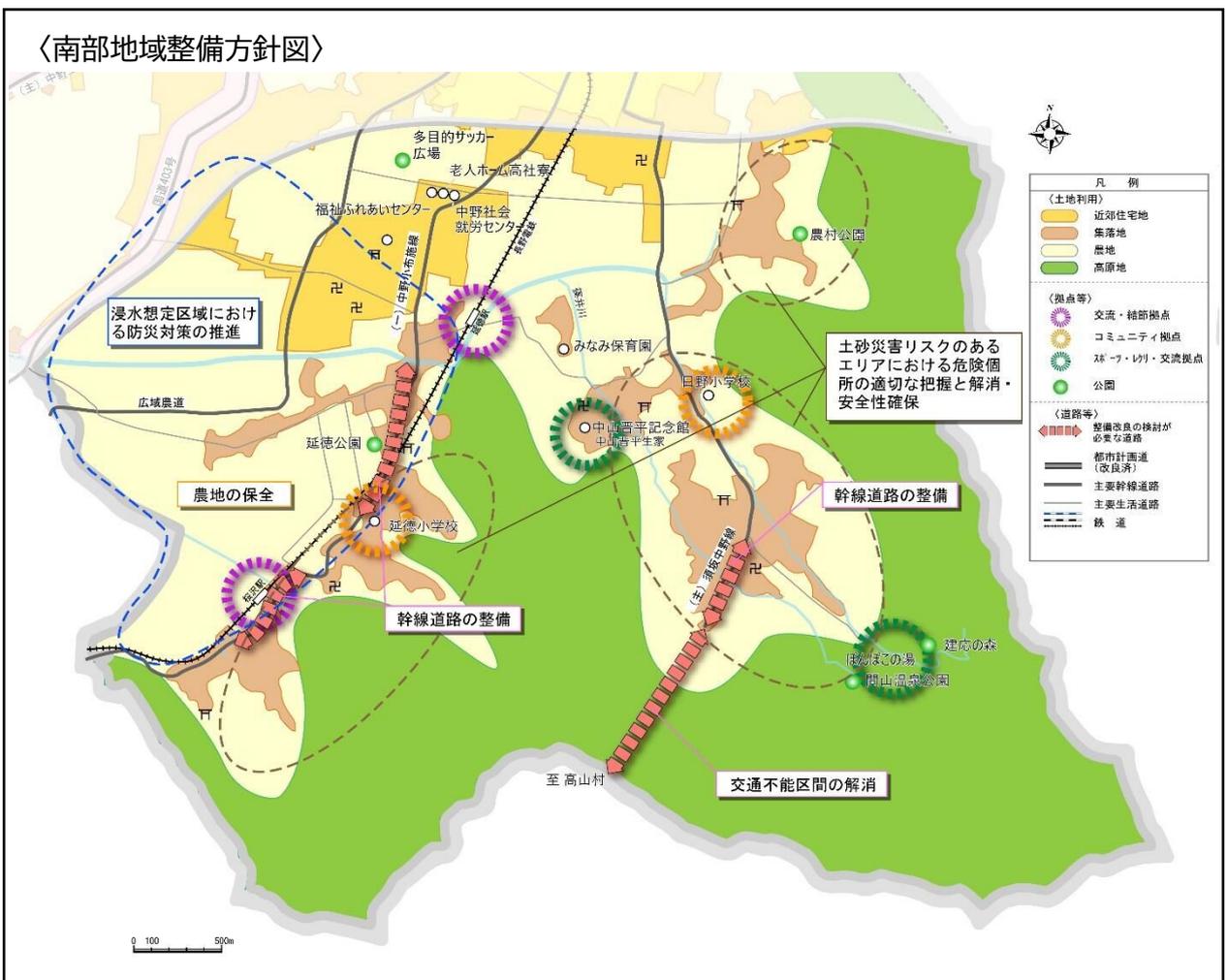
| 分野 | 課題 |
|-----------|---|
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○農業基盤を支える環境の保全 ○災害に強いまちづくり ○農業と生活環境の共存が課題 ○滞水地帯の解消 ○都市計画区域の拡大 |
| 道路・交通 | <ul style="list-style-type: none"> ○(一) 中野小布施線の整備拡充 ○(一) 須坂中野線の整備拡充及び通行不能区間の解消 ○都市内幹線道路の整備促進 ○市街地や隣接地区へのアクセス道が不足 ○公共交通機関の利用促進、維持 |
| 環境保全・景観形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○農地と遠景の山並みが形成する自然景観の保全 ○来訪者に好印象を与える観光地景観の保全 |
| 都市防災 | <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害、浸水リスクへの対応 |

3-2 地域整備の方針

| | |
|---------|---|
| 地域の目標 | 地域固有の景観や観光資源の魅力づくりと安全・安心なまちづくり |
| 地域の基本方針 | <p>「延徳田んぼ」に代表される田畑地域は、本市の農業基盤であると同時に地域の特徴的な景観を形成しています。今後も農地の保全及び農政等の経営支援を組み合わせて農業振興に努めます。</p> <p>中山晋平記念館や間山温泉公園という2つの観光資源と市内の観光資源との連携の強化により、一体的な魅力の向上を図ります。</p> <p>また、浸水や土砂災害等のリスクを踏まえた、災害に強いまちづくりを推進します。</p> |

| 分野 | 整備方針 |
|-------|---|
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○暮らしやすい集落環境の維持・形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心となる延徳駅の周辺地区を生活拠点として位置づけ、生活支援機能の集積立地に努めます。 ・大規模開発や施設立地を制限しつつ、沿道の適正な土地利用を促進します。 ・地域に散在する集落地では、生活基盤施設を充実していくとともに、晋平の里としてふさわしい環境を整備します。 ○農地の適切な保全 <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産の場として無秩序な開発を抑制し、農地の保全に努めます。 ・農業生産基盤の充実等により、施設利用型農業の振興を促進し、その営農環境・田園景観の保全に努めます。 ・遊休荒廃農地の解消と里山の保全に努めます。 |
| 道路・交通 | <ul style="list-style-type: none"> ○円滑で安全な道路・交通ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・(一) 中野小布施線の道路拡幅、未改良部分の歩道設置等を促進します。 ・(一) 須坂中野線の歩道設置を促進します。 ・本市と須坂市及び高山村を結ぶ(一) 須坂中野線、本市と山ノ内町及び高山村を結ぶ(一) 宮村湯田中(停)線の交通不能区間の解消を、継続して県に要望していきます。 ○生活道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路については、コミュニティ拠点の施設や集落の連携を強化するため、計画的な整備を推進します。 ○冬期間における交通の安全性確保 |

| | |
|---------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○利便性の高い公共交通の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画（R4 策定）に基づいたバス路線等の維持及び利用増進を目指します。 |
| 環境保全・ 景観形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域固有の景観の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・延徳田んぼ及び周囲の眺望を保全し、大規模開発・建造物の抑制に努めます。 ・地域南部の低山地においては、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していくため、斜面緑地や尾根線等の保全を図り、緑のスカイラインを維持していきます。 ○水と緑のネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・河川の治水に取り組むとともに親しみやすい水辺空間の確保に努めます。 ・地域住民の日常的生活交流の場となる地域生活拠点の緑化を推進します。 |
| 都市防災 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・低地の浸水対策、河川の氾濫など水害対策を促進します。 ・急傾斜地の崩落防止など治山対策及び治水対策を促進します。（篠井川、真引川の改修、流化断面の確保等） ・ハザードマップの周知等により、住民の防災意識の醸成に努めます。 ○建物の耐震化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。 |

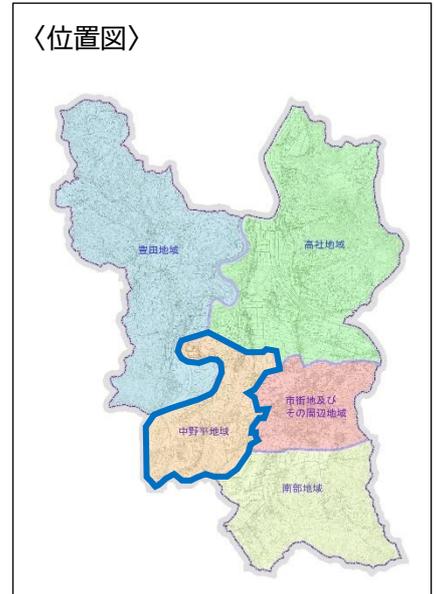
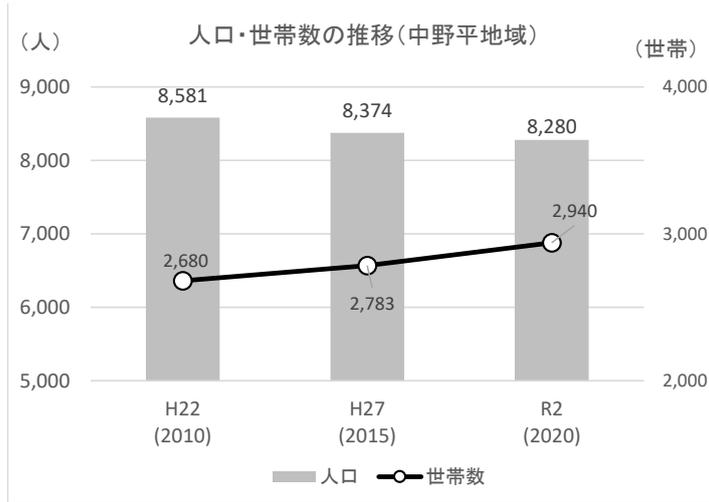


4 中野平地域

4-1 地域の特徴・課題

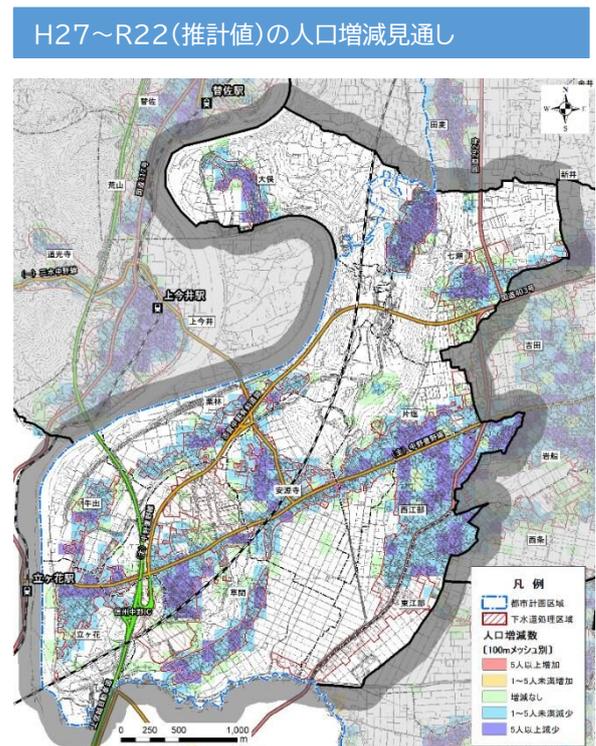
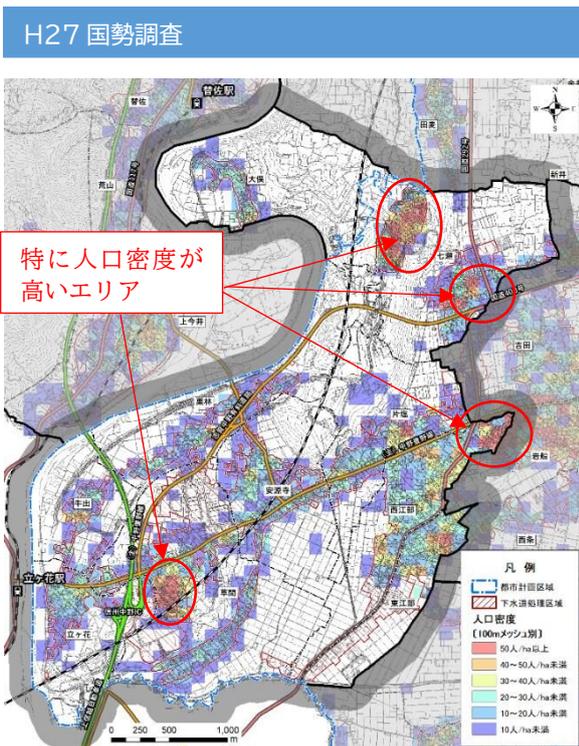
(1) 人口・世帯数の推移

平成22年(2010年)から令和2年(2020年)までの10年間に於いて、人口は3.5%の減少、世帯数は9.7%の増加となっています。



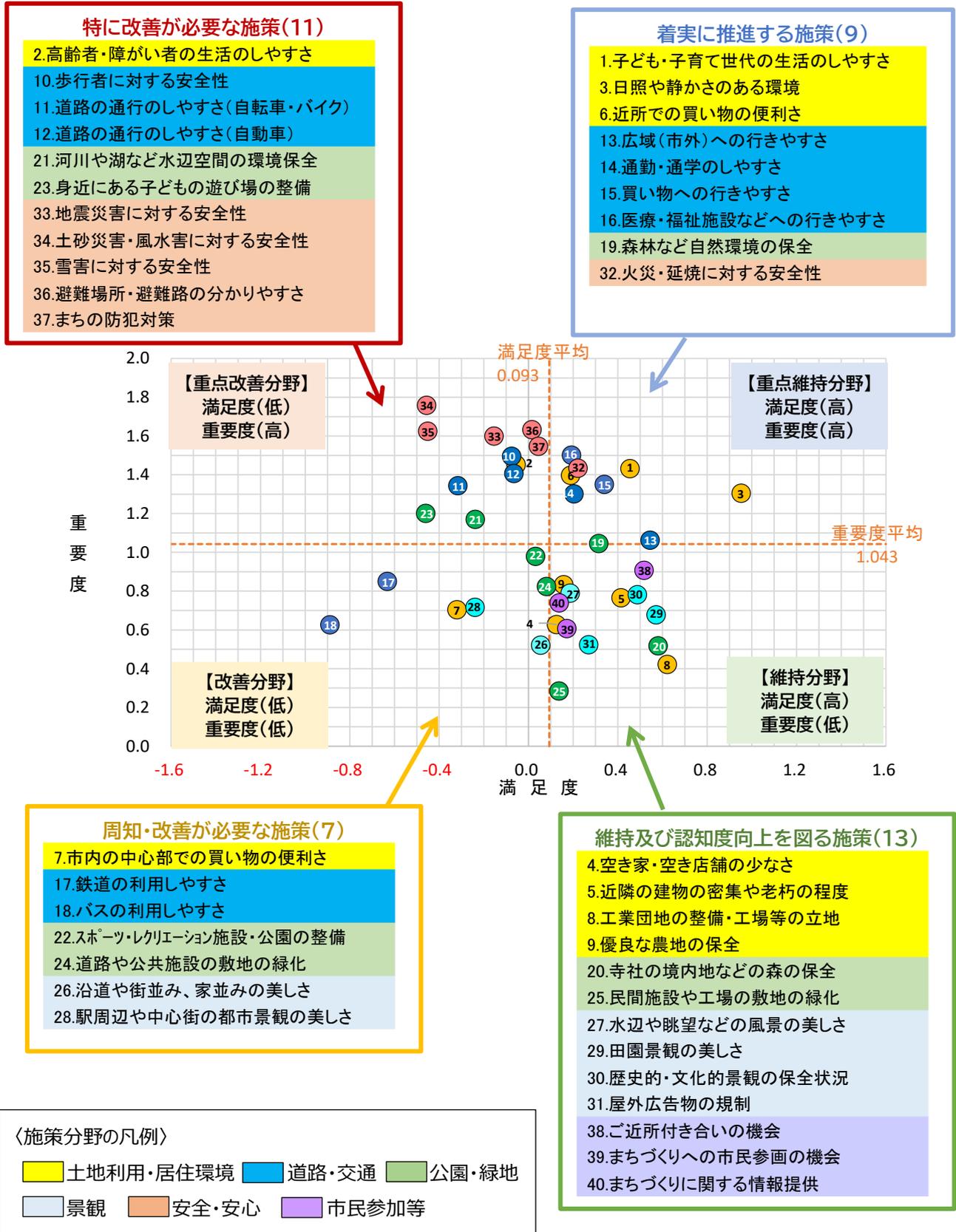
(2) メッシュ別人口密度分布と将来の増減数の見通し

平成27年の人口密度の分布を見ると、長嶺、七瀬、草間、東江部周辺で人口密度が高いエリアが見られます。令和22年までの増減数の見通しでは、上記地域も含め一般的に減少傾向となるものと推計されます。



(3) 中野市まちづくりアンケート調査結果より

中野平地域では、子ども・子育て環境や買い物の便利さ等が評価されています。一方で、水辺空間や子どもの遊び場、安全・安心（＝防災や防犯）、道路整備等については改善が必要といえます。



(4) 地域づくり上の主な課題

| 分野 | 課題 |
|-----------|---|
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○高丘工業団地及び草間山周辺における工業系用途指定の検討 ○農業基盤を支える環境の保全 ○片塩川の一級河川へ格上げ ○都市計画区域の拡大 |
| 道路・交通 | <ul style="list-style-type: none"> ○（国）403号の整備拡充 ○（一）三水中野線の整備拡充 ○都市内幹線道路の整備促進 ○公共交通機関の利用促進、維持 |
| 環境保全・景観形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○公園内及び周囲の眺望の保全 ○歴史的景観、資源の保全 |
| 都市防災 | <ul style="list-style-type: none"> ○浸水想定区域該当エリアにおける防災対策の検討 |

4-2 地域整備の方針

| | |
|---------|--|
| 地域の目標 | 本市の玄関口としての特性を生かした活力とうるおいを創出するまちづくり |
| 地域の基本方針 | 信州中野インター周辺の利便性を生かした工業・流通産業の推進と沿道サービス型の観光・商業機能に加え、北信濃ふるさとの森文化公園・浜津ヶ池公園を拠点とする本市の玄関口としての形成を目指します。 |

| 分野 | 整備方針 |
|-------|--|
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通利便性を活かしたまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・信州中野インター周辺は、その利便性を生かし流通やサービス施設等の秩序ある立地を図り、高丘工業団地を中心とする産業振興を推進します。 ・高丘工業団地及び草間山周辺において、良好な操業環境の維持に向けた用途地域指定（特定用途制限地域等）を検討します。 ・大規模開発や施設立地を制限しつつ、沿道の適正な土地利用を促進します。 ○農地及び集落環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・中野市宅地開発等指導要綱等の法令遵守により不整形な街区の形成を抑制し、集落地の住環境の維持に努めます。 ・周辺農地については、農業生産の場として無秩序な開発を抑制しつつ、まとまりのある保全に努めます。 ○都市計画区域の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・大俣地籍周辺において、都市計画区域の指定拡大を検討します。 |
| 道路・交通 | <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・（都）立ヶ花東山線の整備を促進します。 ・江部交差点など渋滞発生区間における問題の解決に取り組みます。 ・志賀中野有料道路の無料化を促進します。 ・（一）三水中野線の整備及び防災機能向上を図ります。 ・遊水地整備による（市）大俣線の確実な付替えを推進します。 ○生活道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路については、コミュニティ拠点の施設や集落の連携を強化するため、計画的な整備を推進します。 ・補助幹線道路や主要な生活道路については、主要幹線道路や幹線道路のネッ |

| | |
|---------------|---|
| | <p>トワークを基本としながら、地域内に散在する各拠点地区・施設や集落地間の連携を強化するため、計画的に配置し、その整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冬期間における交通の安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○利便性の高い公共交通の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画（R4 策定）に基づいたバス路線の維持及び利用増進を目指します。 ・JR 飯山線の維持及び利用増進を目指します。 |
| 環境保全・ 景観形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域固有の景観の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県景観条例、長野県屋外広告物条例、中野市沿道景観維持に関する指導要綱の適切な運用により、地域を縦断する丘陵の緑等の保全に努めます。 ○歴史的価値のある建造物の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形文化財である旧山田家の保存・活用を推進します。 |
| 都市防災 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・現在進行している「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」と連携し、浸水想定区域における防災対策を推進します。 ・篠井川排水機場排水ポンプの早期増設を促進します。 ・急傾斜地の崩落防止など治山を促進します。 ・ハザードマップの周知等により、住民の防災意識の醸成に努めます。 ○建物の耐震化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。 |

〈中野平地域整備方針図〉

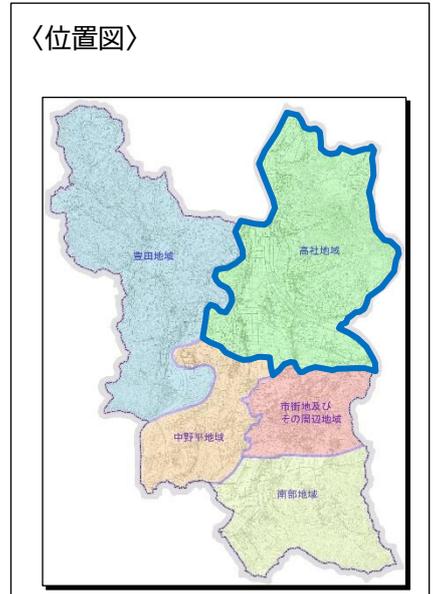
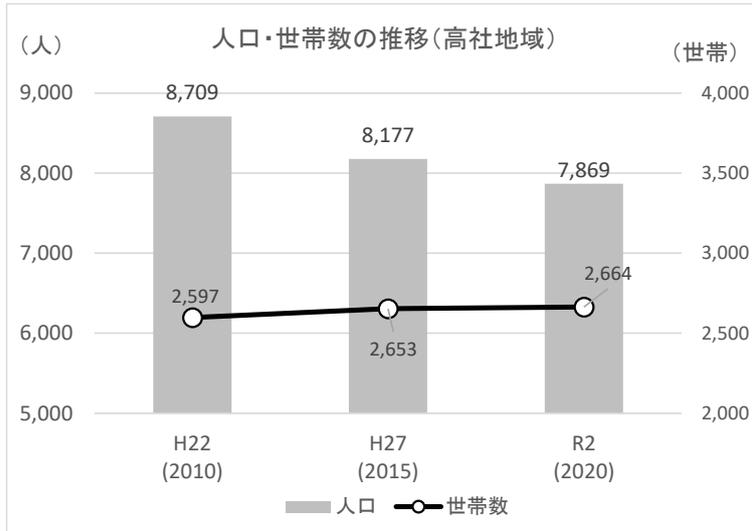


5 高社地域

5-1 地域の特性・課題

(1) 人口・世帯数の推移

平成22年(2010年)から令和2年(2020年)までの10年間に於いて、人口は9.6%の減少、世帯数は2.6%の増加となっています。

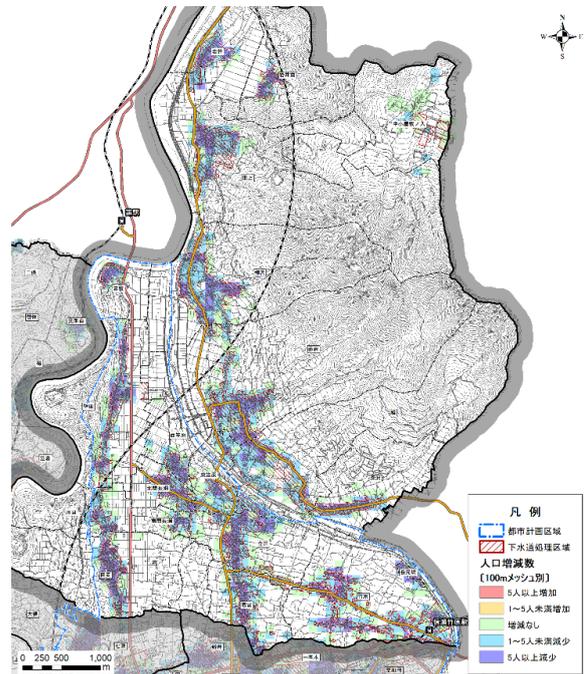
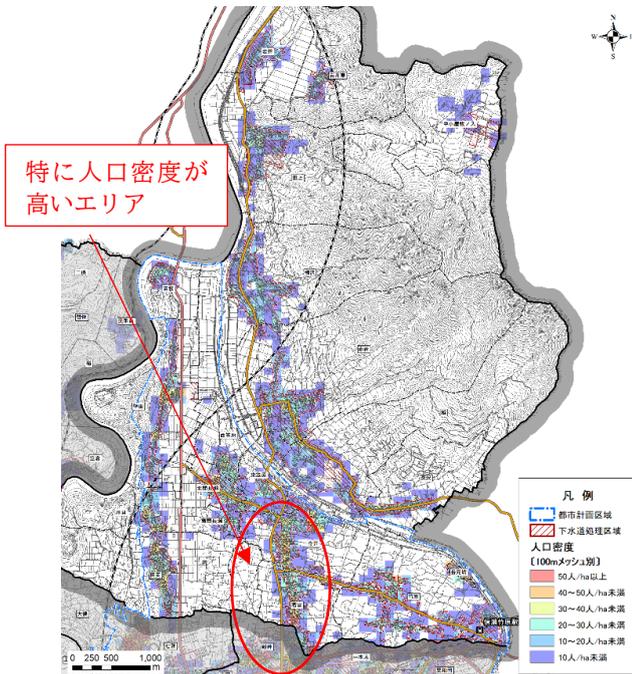


(2) メッシュ別人口密度分布と将来の増減数の見通し

平成27年の人口密度の分布を見ると、近年開発が進行している若宮周辺で人口密度が高いエリアが見られます。また、全体的に、道路に沿って細長く集落が形成されています。令和22年までの増減数の見通しでは、全般的に減少傾向となり、山間地の集落ではコミュニティの維持が困難になることが想定されます。

H27 国勢調査

H27~R22(推計値)の人口増減見通し



(3) 中野市まちづくりアンケート調査結果より

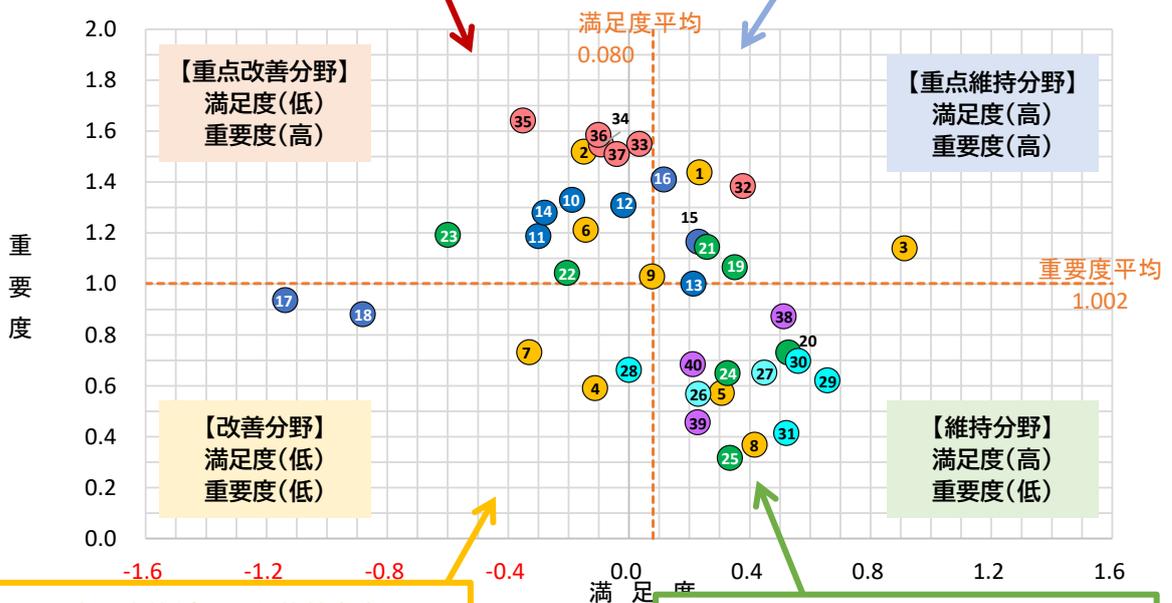
高社地域では、子ども・子育て環境や、日照や静かさのある環境等が評価されています。一方で、高齢者・障がい者の生活しやすさや道路整備、安全・安心（＝防災や防犯）等については改善が必要といえます。

特に改善が必要な施策(14)

- 2.高齢者・障がい者の生活のしやすさ
- 6.近所での買い物の便利さ
- 9.優良な農地の保全
- 10.歩行者に対する安全性
- 11.道路の通行のしやすさ(自転車・バイク)
- 12.道路の通行のしやすさ(自動車)
- 14.通勤・通学のしやすさ
- 22.スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備
- 23.身近にある子どもの遊び場の整備
- 33.地震災害に対する安全性
- 34.土砂災害・風水害に対する安全性
- 35.雪害に対する安全性
- 36.避難場所・避難路の分かりやすさ
- 37.まちの防犯対策

着実に推進する施策(7)

- 1.子ども・子育て世代の生活のしやすさ
- 3.日照や静かさのある環境
- 15.買い物への行きやすさ
- 16.医療・福祉施設などへの行きやすさ
- 19.森林など自然環境の保全
- 21.河川や湖など水辺空間の環境保全
- 32.火災・延焼に対する安全性



周知・改善が必要な施策(5)

- 4.空き家・空き店舗の少なさ
- 7.市内の中心部での買い物の便利さ
- 17.鉄道の利用しやすさ
- 18.バスの利用しやすさ
- 28.駅周辺や中心街の都市景観の美しさ

維持及び認知度向上を図る施策(14)

- 5.近隣の建物の密集や老朽の程度
- 8.工業団地の整備・工場等の立地
- 13.広域(市外)への行きやすさ
- 20.寺社の境内地などの森の保全
- 24.道路や公共施設の敷地の緑化
- 25.民間施設や工場の敷地の緑化
- 26.沿道や街並み、家並みの美しさ
- 27.水辺や眺望などの風景の美しさ
- 29.田園景観の美しさ
- 30.歴史的・文化的景観の保全状況
- 31.屋外広告物の規制
- 38.ご近所付き合いの機会
- 39.まちづくりへの市民参画の機会
- 40.まちづくりに関する情報提供

〈施策分野の凡例〉

- 土地利用・居住環境
- 道路・交通
- 公園・緑地
- 景観
- 安全・安心
- 市民参加等

(4) 地域づくり上の主な課題

| 分野 | 課題 |
|-----------|--|
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○(都)相生町線(若宮・金井周辺)の適正な沿道土地利用の誘導 ○高社山麓の環境整備 ○遊休荒廃農地の活用 ○都市計画区域の拡大 |
| 道路・交通 | <ul style="list-style-type: none"> ○(一)中野飯山線の整備拡充 ○(一)夜間瀬赤岩線の整備拡充 ○(一)豊田中野線の整備拡充 ○公共交通の利用促進、維持 |
| 環境保全・景観形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境・景観の保全 ○柳沢遺跡の保全 ○水源の保全と活用 |
| 都市防災 | <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害への対応 |

5-2 地域整備の方針

| | |
|---------|--|
| 地域の目標 | 高社山と千曲川・夜間瀬川下流域に広がるふるさとのまちづくり |
| 地域の基本方針 | 高社山麓や夜間瀬川流域など自然・生態系の保全に努めます。果樹園や施設園芸を中心とした農地の保全と農業振興の継続を目指します。 |

| 分野 | 整備方針 |
|-------|--|
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○農地及び集落環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地化圧力が高まっている若宮地区周辺では、中野市宅地開発等指導要綱等の法令遵守により不整形な街区の形成を抑制し、集落地の住環境の維持に努めます。 ・周辺農地については、農業生産の場として無秩序な開発を抑制しつつ、まとまりのある保全に努めます。 ○都市計画区域の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全と無秩序な開発の抑制を図るため、夜間瀬川以北の地区への都市計画区域の拡大を検討します。 ○学校跡地の効率的な活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・旧長丘小における子育て支援拠点施設の整備を推進します。 ・旧倭小における障がい福祉・障がい児福祉サービスの拠点施設の整備を促進します。 |
| 道路・交通 | <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・中野地域と豊田地域をつなぐ(一)豊田中野線の整備を促進します。(架橋を含む道路建設) ・(一)中野飯山線の狭隘区間の解消等、整備を促進します。(柳沢～田上間のバイパス化) |

| | |
|---------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・(一) 夜間瀬赤岩線の整備を促進します。(未改良部分の拡幅改良) ・(国) 292号古牧橋新橋架け替えを促進します。 ○通学路の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・(市) 平岡10号線及び(市) 若宮田麦線の歩道整備を推進します。 ○冬期間における交通の安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○利便性の高い公共交通の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画(R4策定)に基づいたバス路線の維持及び利用増進を目指します。 |
| 環境保全・ 景観形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○良好な自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・高社山周辺は、長野県景観計画において景観育成重点地域に指定されていることから、自然環境の保全に努めます。 ○幹線道路沿道等における景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県景観育成重点地域に属するエリアにおいて、沿道の適正な土地利用を推進し景観の保全を図ります。 ・長野県景観条例、長野県屋外広告物条例、中野市沿道景観維持に関する指導要綱の適切な運用を図ります。 ○柳沢遺跡の調査・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・柳沢遺跡など貴重な遺跡の調査・保全に努めるとともに、出土品の復元等を継続します。 |
| 都市防災 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間瀬川の堤防整備を促進します。(平成橋～折橋間、堤防天端の舗装) ・急傾斜地の崩落防止など治山を促進します。 ○建物の耐震化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。 |

〈高社地域整備方針図〉

| 凡 例 | |
|--------|---------------|
| 〈土地利用〉 | |
| | 工業地 |
| | 近郊住宅地 |
| | 集落地 |
| | 農地 |
| | 中山間地 |
| | 高原地 |
| | 都市計画区域 |
| 〈拠点等〉 | |
| | 産業拠点 |
| | 公共拠点 |
| | コミュニティ拠点 |
| | スポーツ・レクリ・交流拠点 |
| | 歴史拠点 |
| | 公園 |
| 〈道路等〉 | |
| | 整備改良の検討が必要な道路 |
| | 都市計画道(改良済) |
| | 主要幹線道路 |
| | 主要生活道路 |
| | 鉄 道 |

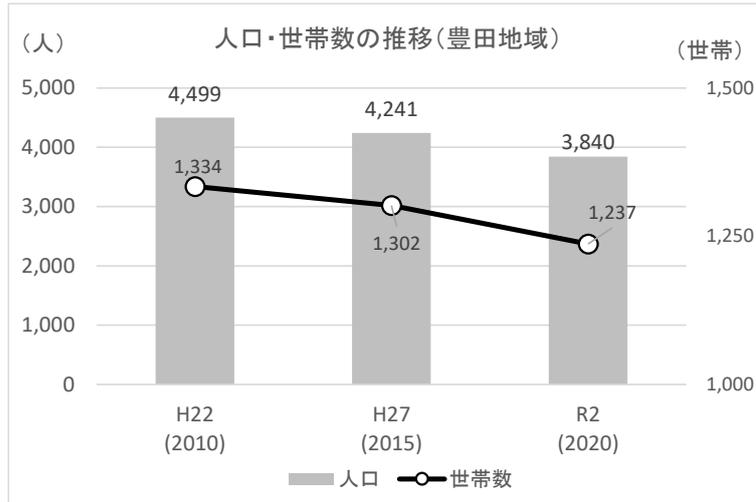


6 豊田地域

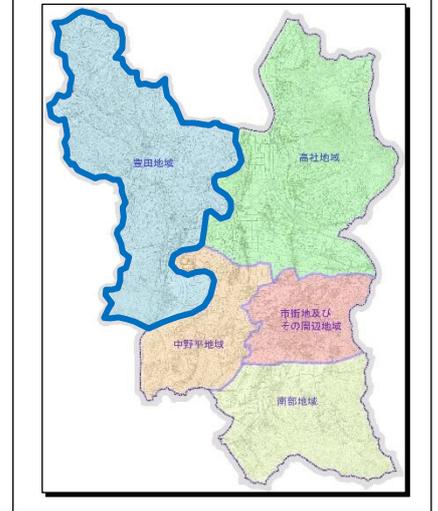
6-1 地域の特徴・課題

(1) 人口・世帯数の推移

平成22年(2010年)から令和2年(2020年)までの10年間に、人口は14.6%の減少、世帯数は7.3%の減少となっています。



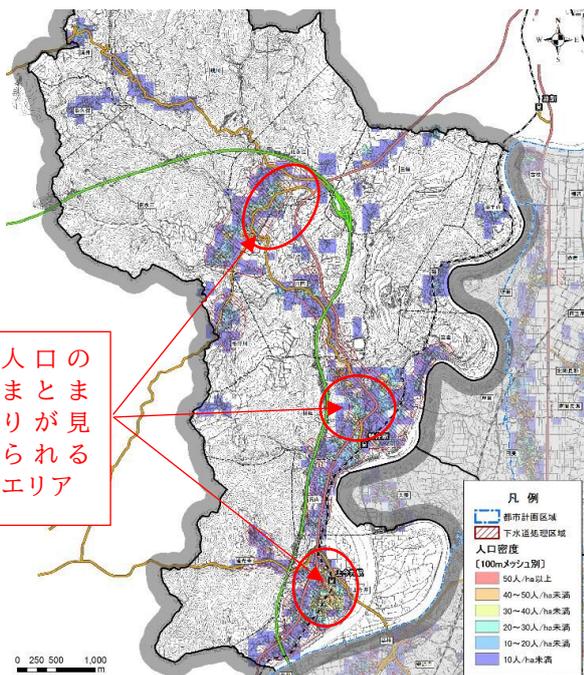
〈位置図〉



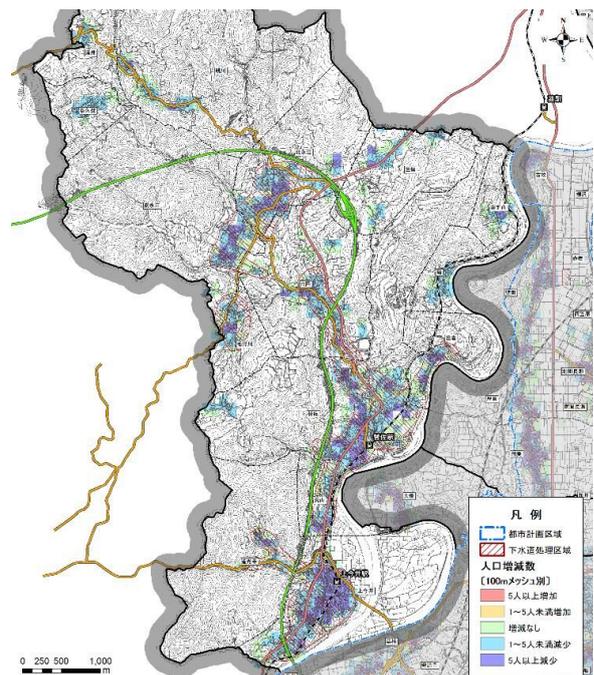
(2) メッシュ別人口密度分布と将来の増減数の見通し

平成27年の人口密度の分布を見ると、替佐、上今井、永田周辺で、人口のまとまりが見られます。令和22年までの増減数の見通しでは、山間部の集落ではコミュニティの維持が困難になることが想定されます。

H27 国勢調査



H27~R22(推計値)の人口増減見通し

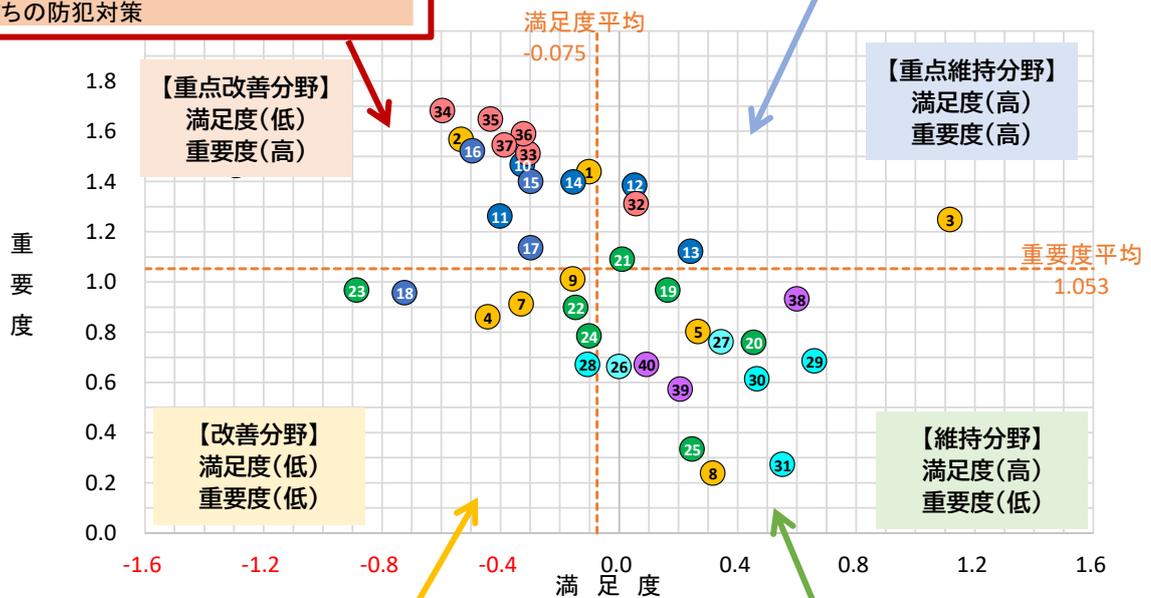


(3) 中野市まちづくりアンケート調査結果より

豊田地域では、日照や静かさのある環境や広域(市外)への行きやすさ等が評価されています。一方で、高齢者・障がい者の生活しやすさ、道路整備、安全・安心(=防災や防犯)等については改善が必要といえます。

- 特に改善が必要な施策(14)**
- 1.子ども・子育て世代の生活のしやすさ
 - 2.高齢者・障がい者の生活のしやすさ
 - 6.近所での買い物の便利さ
 - 10.歩行者に対する安全性
 - 11.道路の通行のしやすさ(自転車・バイク)
 - 14.通勤・通学のしやすさ
 - 15.買い物への行きやすさ
 - 16.医療・福祉施設などへの行きやすさ
 - 17.鉄道の利用しやすさ
 - 33.地震災害に対する安全性
 - 34.土砂災害・風水害に対する安全性
 - 35.雪害に対する安全性
 - 36.避難場所・避難路の分かりやすさ
 - 37.まちの防犯対策

- 着実に推進する施策(5)**
- 3.日照や静かさのある環境
 - 12.道路の通行のしやすさ(自動車)
 - 13.広域(市外)への行きやすさ
 - 21.河川や湖など水辺空間の環境保全
 - 32.火災・延焼に対する安全性



- 周知・改善が必要な施策(8)**
- 4.空き家・空き店舗の少なさ
 - 7.市内の中心部での買い物の便利さ
 - 9.優良な農地の保全
 - 18.バスの利用しやすさ
 - 22.スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備
 - 23.身近にある子どもの遊び場の整備
 - 24.道路や公共施設の敷地の緑化
 - 28.駅周辺や中心街の都市景観の美しさ

- 維持及び認知度向上を図る施策(13)**
- 5.近隣の建物の密集や老朽の程度
 - 8.工業団地の整備・工場立地
 - 19.森林など自然環境の保全
 - 20.寺社の境内地などの森の保全
 - 25.民間施設や工場の敷地の緑化
 - 26.沿道や街並み、家並みの美しさ
 - 27.水辺や眺望などの風景の美しさ
 - 29.田園景観の美しさ
 - 30.歴史的・文化的景観の保全状況
 - 31.屋外広告物の規制
 - 38.ご近所付き合いの機会
 - 39.まちづくりへの市民参画の機会
 - 40.まちづくりに関する情報提供

〈施策分野の凡例〉

| | | |
|--|---|--|
| 土地利用・居住環境 | 道路・交通 | 公園・緑地 |
| 景観 | 安全・安心 | 市民参加等 |

(4)地域づくり上の主な課題

| 分野 | 課題 |
|-----------|--|
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢に対応した居住環境の整備 ○市内の観光資源との連携 ○農地の保全、遊休荒廃農地の有効活用 ○棚田の保全・活用 ○都市計画区域の拡大 ○インター周辺の適正な土地利用の誘導 ○道の駅周辺の充実（観光拠点として） |
| 道路・交通 | <ul style="list-style-type: none"> ○（一）豊田中野線の整備拡充 ○生活道路の改善 ○公共交通機関の利用促進、維持 |
| 環境保全・景観形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の適正な維持・保全 ○故郷の原風景の保全 ○棚田と景観を施策として保全する |
| 都市防災 | <ul style="list-style-type: none"> ○信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの推進（遊水地整備、堤防強化） ○冬期間の安全対策 |

6-2 地域整備の方針

| | |
|---------|--|
| 地域の目標 | 斑尾山の裾野に位置する“ふるさと”の原風景を継承するまちづくり |
| 地域の基本方針 | <p>地域の暮らしを支える機能の集積を維持しながら、斑尾高原の豊かな自然の保全・活用に努めるとともに、唱歌“故郷”に歌われる里山集落の風情・景観を継承することを目指します。</p> <p>小さな拠点事業などの展開により、地域の活性化に向けた取組を進めます。</p> |

| 分野 | 整備方針 |
|------|--|
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の暮らしを支える機能の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・豊田庁舎周辺における地域の暮らしを支える機能の維持に努めます。 ○学校跡地の効率的な活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・旧永田小におけるふるさと交流拠点施設の整備を推進します。 ○適正な土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 29 条、中野市宅地開発等指導要綱の運用により、農地の保全を図り、無秩序な開発を抑制します。 ・豊田飯山インター周辺については、北信州の玄関口として、適正な土地利用を推進します。 ○都市計画区域の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全と適正な土地利用の誘導による市域の一体化を図るため、都市計画区域の拡大を検討します。 |

| | |
|---------------|---|
| 道路・交通 | <p>○幹線道路の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中野地域と豊田地域をつなぐ（一）豊田中野線の整備を促進します。（架橋を含む道路建設） ・遊水地の整備に伴い（一）三水中野線の整備を促進します。 ・（一）飯山妙高高原線涌井道路の整備を促進します。 <p>○生活道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（国）117号歩道未整備区間の整備を行い歩行者の安全確保に努めます。 <p>○冬期間における交通の安全性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 <p>○利便性の高い公共交通の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画（R4策定）に基づいたバス路線の維持及び利用増進を目指します。 ・JR飯山線の維持及び利用増進を目指します。 |
| 環境保全・ 景観形成 | <p>○ふるさとの原風景の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県景観育成重点地域に属するエリアにおいて、沿道の適正な土地利用を推進し景観の保全を図ります。 ・長野県景観条例、長野県屋外広告物条例、中野市沿道景観維持に関する指導要綱の適切な運用を図ります。 ・優良農地の保全と有効利用を推進し、里山の景観の保全を図ります。 |
| 都市防災 | <p>○災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在進行している「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」と連携し、浸水想定区域における防災対策（上今井遊水地整備及び本沢川内水対策）を促進します。 ・斑川、斑尾川、美沢川の護岸整備等を促進します。 ・急傾斜地の崩落防止など治山を促進します。 <p>○建物の耐震化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化及び不燃化を推進します。 |

〈豊田地域整備方針図〉



第5章 実現化方策

1 都市計画制度の運用の考え方

1-1 都市計画区域の見直し

都市計画区域とは、自然的・社会的条件、人口・産業・土地利用・交通量等の現状とその将来的な推移を考慮し、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」として指定します。

都市計画区域の指定は、必ずしも市町村単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がりや住民の生活圏域なども考慮し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が、そのなかで充足できる範囲で設定することが求められています。

本市は市村合併を経ており、旧中野市の一部地域に都市計画区域が指定されています。

このため、「一体の都市の形成」および「保全すべき地域や都市的に開発を推進すべき地域」など土地利用の方向性を勘案しつつ都市計画区域の見直しを検討します。

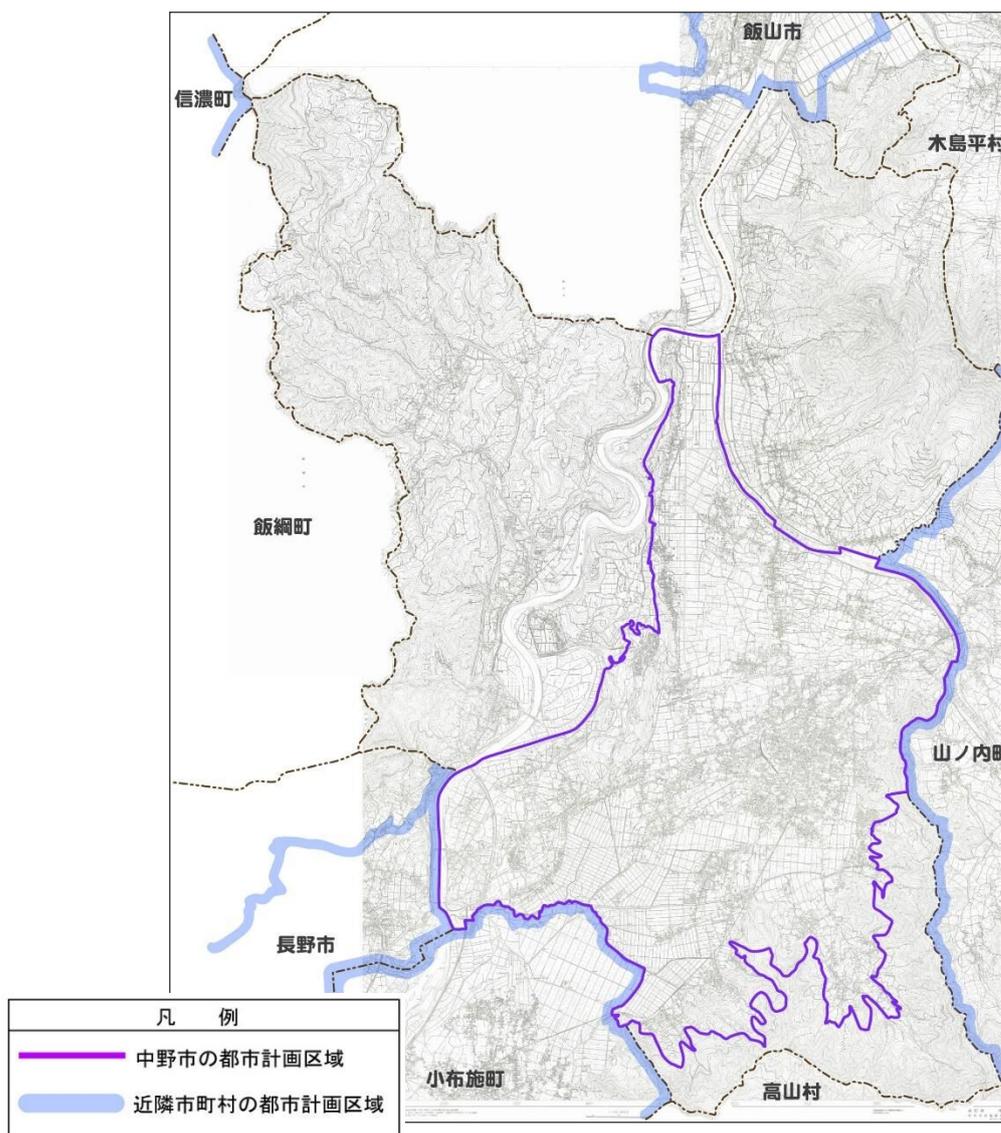


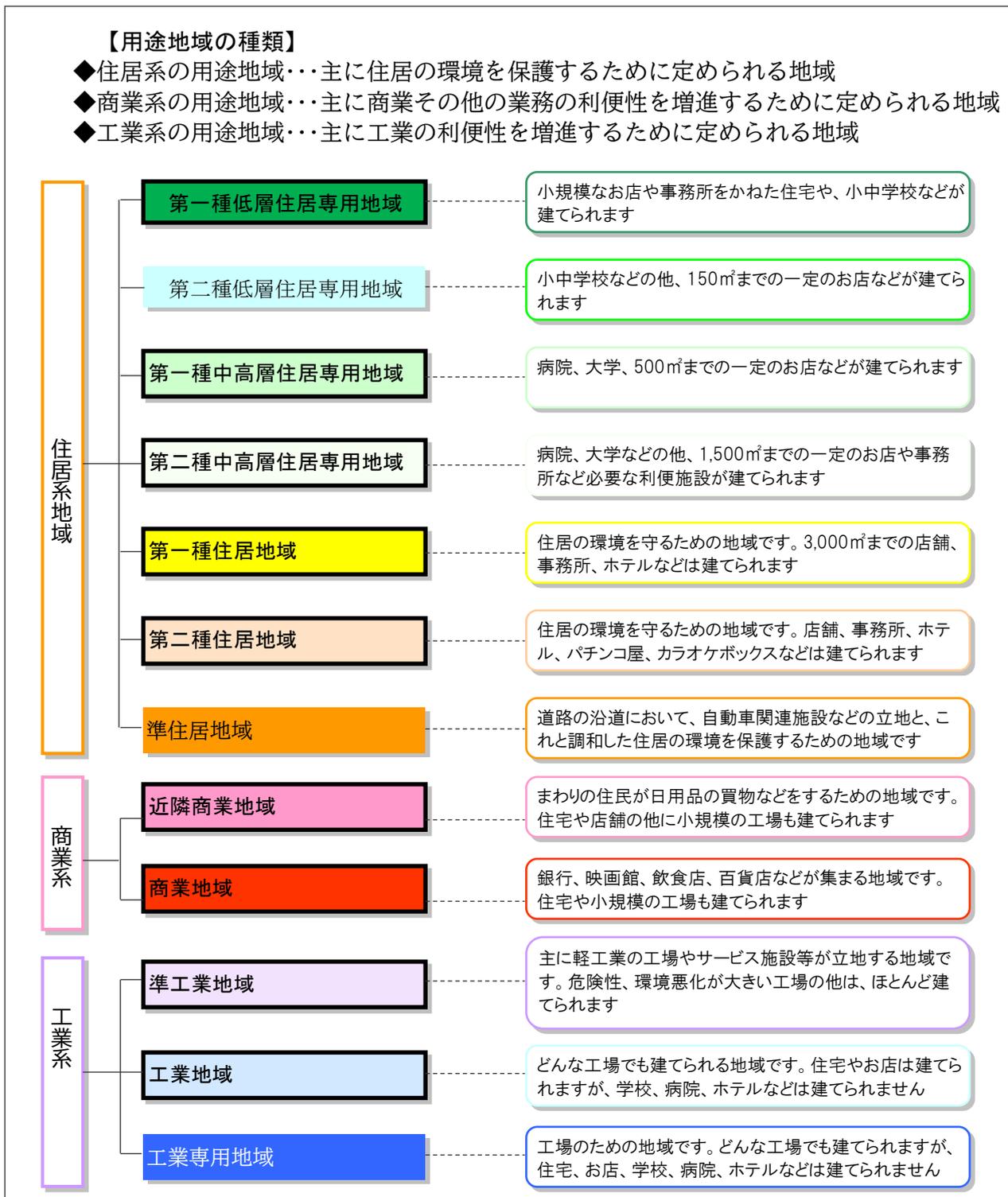
図. 現在の都市計画区域

1-2 用途地域見直し

(1) 本市の用途地域指定現況

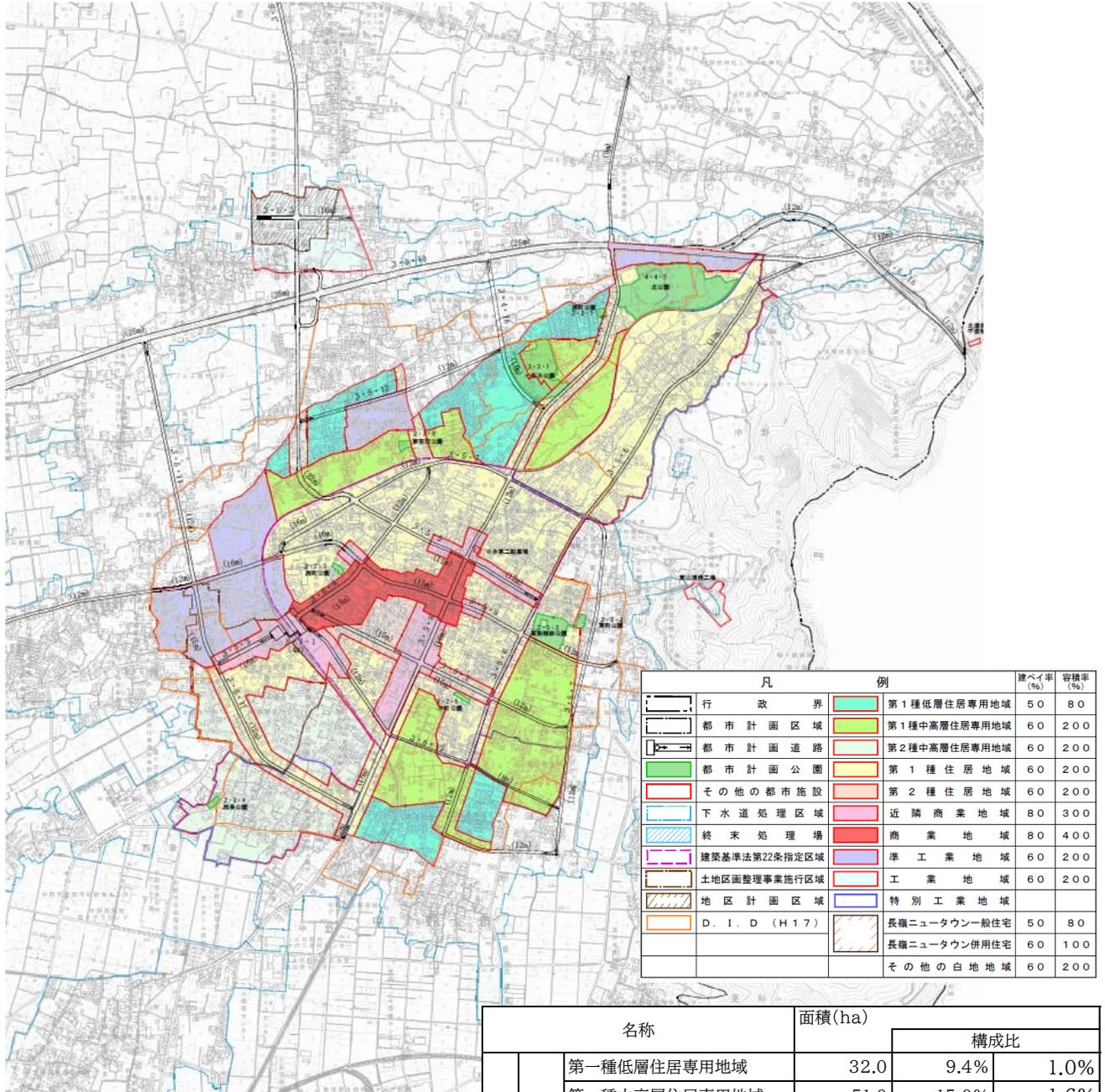
用途地域は、市街地の大きな土地利用の方向を定めるもので、住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形態を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすものです。

本市では、次に示す用途地域を指定しています。



□ : 中野市で設定している用途地域区分

本市では、信州中野駅を中心に以下のように用途地域を指定しています。



| 名称 | 面積(ha) | 構成比 | |
|--------------|--------|--------|---------|
| | | 面積 (%) | 容積率 (%) |
| 第一種低層住居専用地域 | 32.0 | 9.4% | 1.0% |
| 第一種中高層住居専用地域 | 51.0 | 15.0% | 1.6% |
| 第二種中高層住居専用地域 | 36.0 | 10.6% | 1.1% |
| 第一種住居地域 | 141.4 | 41.6% | 4.4% |
| 第二種住居地域 | 6.0 | 1.8% | 0.2% |
| 近隣商業地域 | 20.0 | 5.9% | 0.6% |
| 商業地域 | 14.0 | 4.1% | 0.4% |
| 準工業地域 | 25.6 | 7.5% | 0.8% |
| 工業地域 | 14.0 | 4.1% | 0.4% |
| 合計 | 340.0 | 100.0% | 10.6% |
| 用途指定外区域 | 2,860 | | 89.4% |
| | 3,200 | | 100.0% |

図 現在の用途地域

(2) 用途地域の見直し検討

現在の用途地域と土地利用の現状をもとに用途地域の方向性を検討します。

【商業系用途地域】

現行の商業系用途地域は、商業系施設や公共施設が多く立地しています。信州中野駅周辺は市の玄関口であり、民間事業者の進出を受け止めながら、魅力創出に向けた取組みを推進していく地域であることから、現行の用途地域の指定を維持していくものとします。



図. 商業系の検討

【工業系用途地域】

新井工業団地が工業地域に指定されており、信州中野駅西側、(国)292号沿道の北公園北側、東吉田周辺では、準工業地域が指定されています。

準工業地域では住宅系や商業系が混在した土地利用が見られるものの、利便性の高さを背景に大規模な事業所の立地も見られます。そのため、現行の用途地域の指定を維持していくものとします。

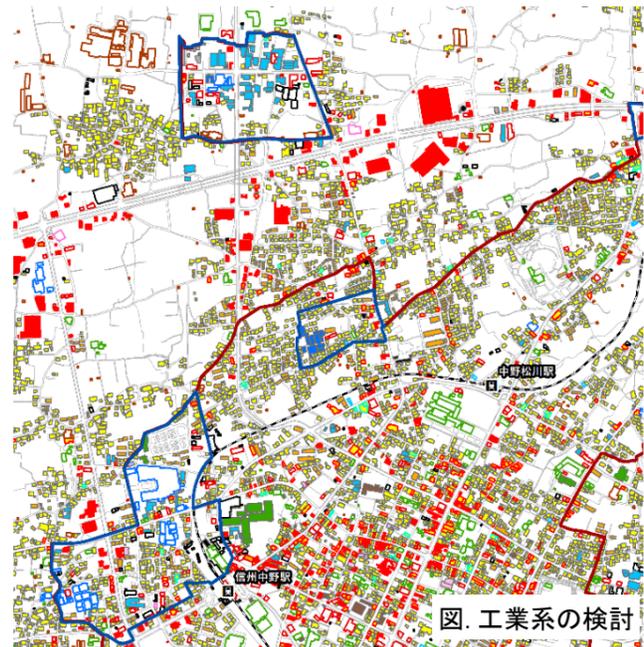


図. 工業系の検討

【信州中野インター周辺地域】

信州中野インター周辺は、高丘工業団地に工業施設が集積しています。草間山周辺では、信州中野インターに近いという立地特性から、工業や物流系の事業所が、進行しています。

現在工業や物流などの事業所が集積しているエリアを中心に、操業環境の維持を目的とした規制・誘導が想定されます。

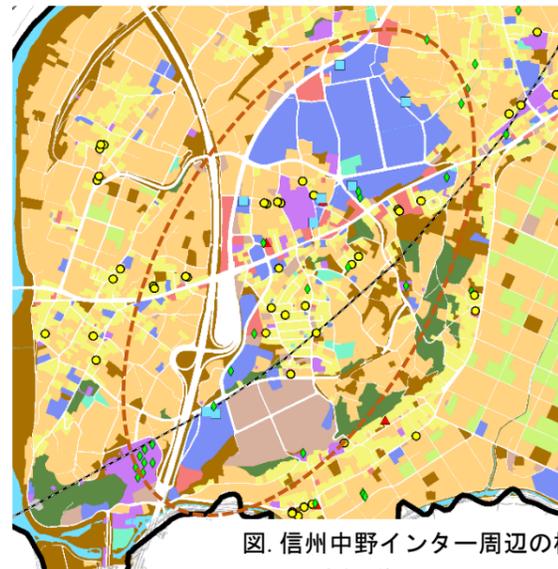
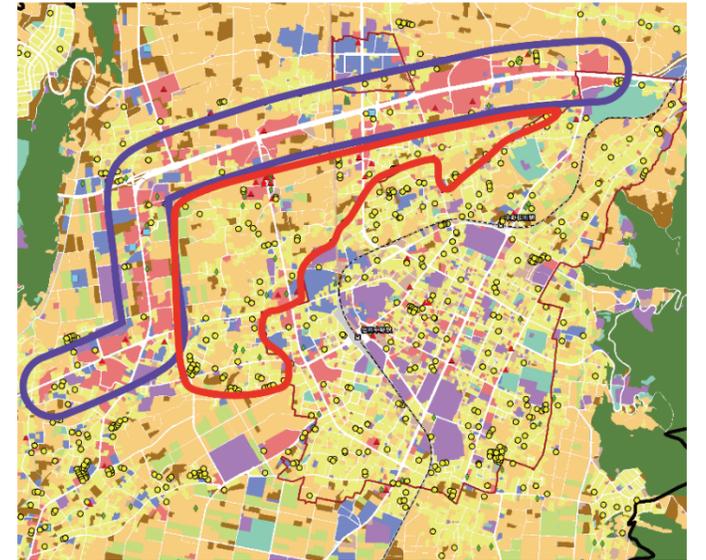


図. 信州中野インター周辺の検討

【吉田～一本木地域等の用途地域外延部】

(国)292号及び(国)403号沿線には商業系施設の集積が見られます。また、これら幹線道路沿道と用途地域との未指定地域は、白地の農地と宅地が混在している状況となっており、用途地域に近接するエリアではDIDに含まれている箇所も見られます。

用途地域の外延部で一定の人口集積があり宅地化が進行しているエリアでは、良好な市街地環境の形成を目的として用途地域の指定も視野に入れながら適正な土地利用規制・誘導方策を検討していきます。



【用途地域未指定地域（南部・北部）】

北部地域や南部地域では、農地及び集落が点在し、所々新築建物が立地していますが、市街化が進行するほどの需要は見られません

| 建物用途凡例 | 土地利用凡例 |
|------------|--------|
| 業務施設 | 田 |
| 商業施設 | 畑 |
| 宿泊施設 | 山林 |
| 娯楽施設 | 水面 |
| 遊技施設 | 自然地 |
| 住宅 | 住宅用地 |
| 共同住宅 | 商業用地 |
| 店舗併用住宅 | 工業用地 |
| 店舗併用共同住宅 | 公共施設用地 |
| 作業所併用共同住宅 | 道路用地 |
| 官公庁施設 | 交通施設用地 |
| 文教厚生施設 (A) | 公共空地 |
| 文教厚生施設 (B) | その他の空地 |
| 運輸倉庫施設 | |
| 重工業施設 | |
| 軽工業施設 | |
| サービス工業施設 | |
| 家内工業施設 | |
| 危険物貯蔵・処分施設 | |
| 農林漁業用施設 | |
| その他 | |

| 新築建物凡例 |
|--------|
| 住宅系 |
| 商業系 |
| 工業系 |
| その他 |

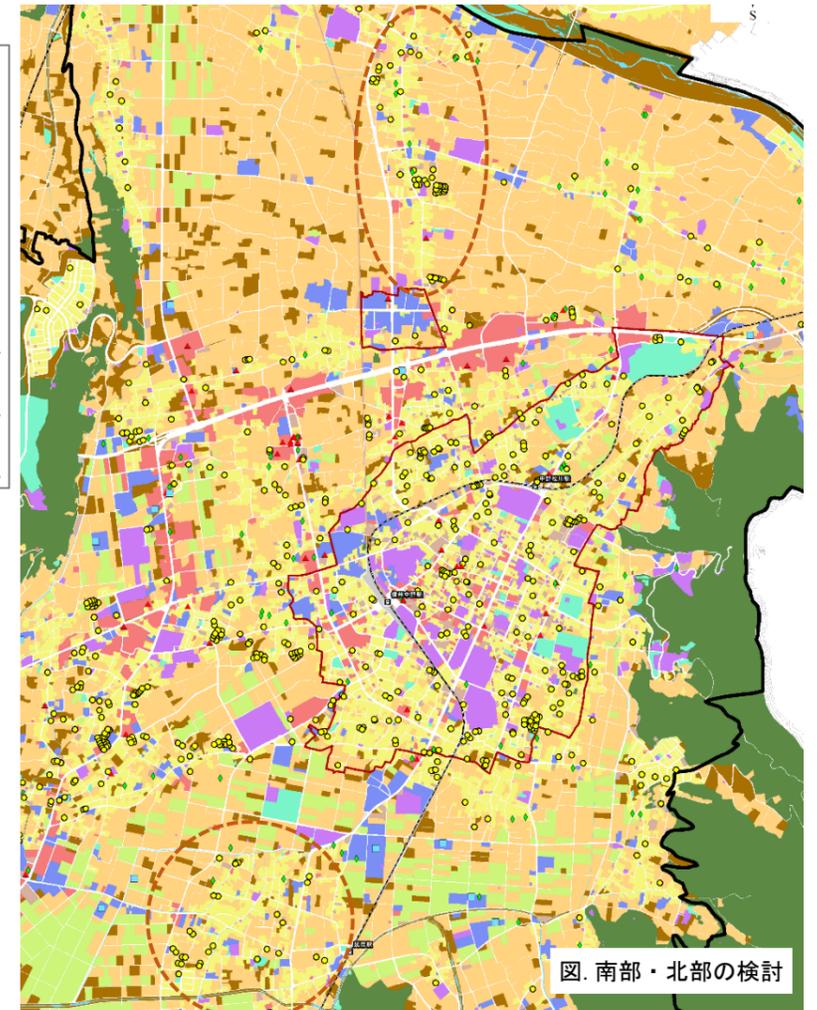


図. 南部・北部の検討

1-3 白地地域における規制誘導方策

用途地域外において、特定の用途が混在することによって、生活環境や営農環境の悪化が懸念される地域や、インターチェンジの周辺など、周辺土地利用を誘発する恐れのある地域では、「特定用途制限地域」の活用により環境保全を図ることが考えられます。

本市の都市計画区域の中で、用途地域の指定が無い、いわゆる白地地域の割合が約9割を占めており、これらの区域においては、農政側の規制である「農業振興地域」の運用が行われているのみとなっています。そこで、本市の白地地域のうち、一定程度の都市基盤が整備されていると判断できる「近郊住宅地」(＝下水道処理区域)において、用途の混在を防止することを目的として、工場や大型商業施設、風俗営業等の用途の規制を行うことが想定されます。

また、(国)292号、(国)403号、(主)中野豊野線などの幹線道路沿道においても、例えば危険物を取扱う事業所や地域にそぐわない施設の立地を規制することで、迷惑施設の立地を防ぐことも考えられます。

ただし、浸水想定区域にかかるエリアについては、別途検討している防災指針との整合を図りながら、詳細な規制エリアを検討していく必要があります。

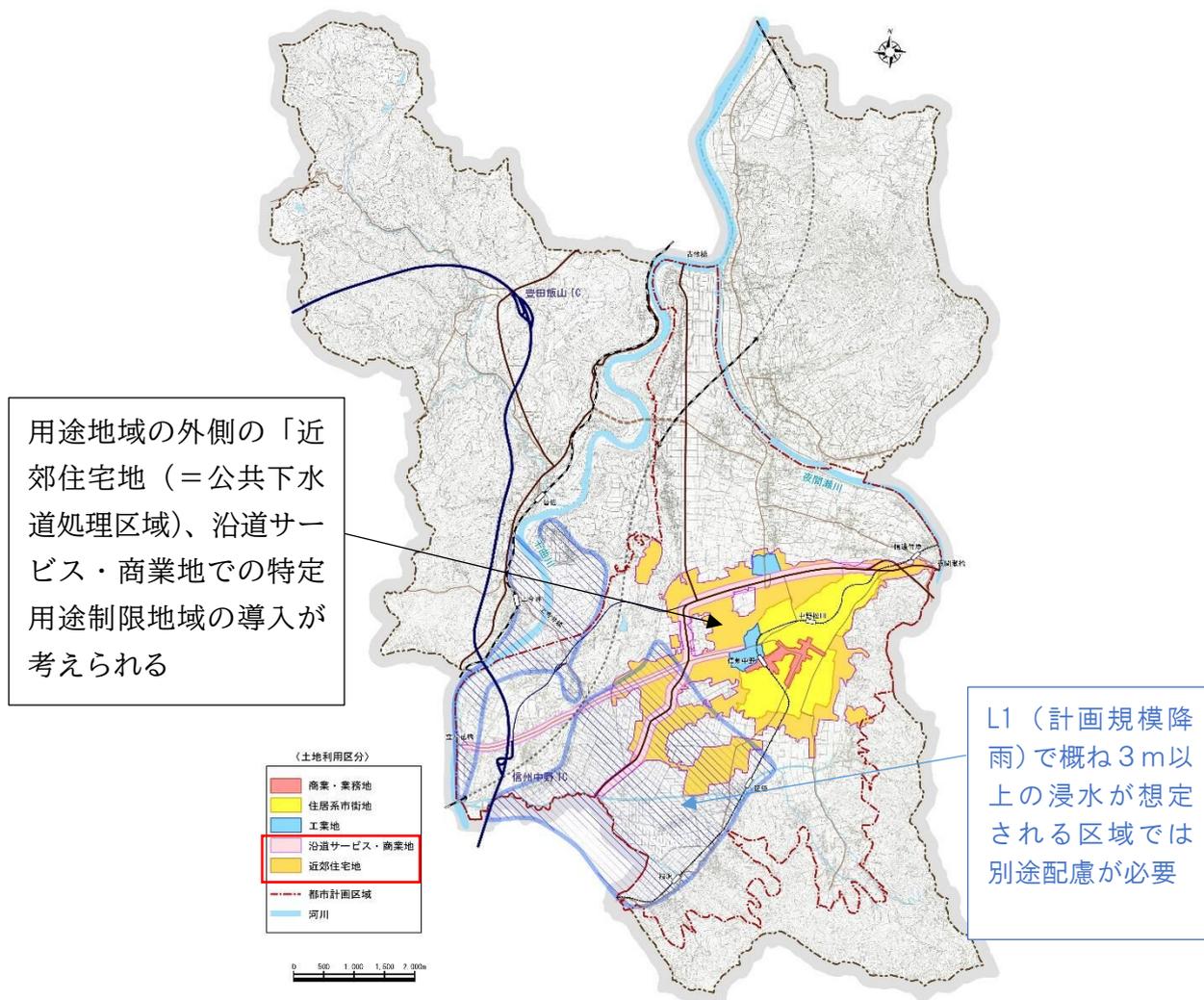


図 特定用途制限地域指定範囲のイメージ

1-4 都市計画道路の見直し

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められ、都市の骨格となり、まちづくりに大きくかかわる道路のことで、将来の都市像を踏まえて計画されます。

このため都市計画道路は、単に交通量进行处理するためだけでなく、まちづくりを担う様々な機能を有しています。

都市計画道路は、円滑に道路整備が行えるように土地利用（建築物等の行為）に制限※が設けられます。

しかし、計画決定から概ね20年以上経過した道路では、当時に求めた道路機能や設計思想が変わってきているもの（場合によっては、機能不足や必要性が薄れたもの）など住民や行政双方に課題を抱えたものがあります。

このため現在および今後の都市政策をもとに、長期間未整備である都市計画道路について、その機能や必要性を改めて検証し、地域住民や関係機関と協議を重ねながら見直しを検討します。

「長期間未整備な都市計画道路が抱える問題点」

- ◆計画決定当時の将来都市像に比べ、予想を超えて土地利用・社会状況が変化したこと
- ◆都市計画道路が未整備のまま長い時間が経過していること
- ◆計画どおりの整備により、歴史的な街並みや親しまれた風情が失われる可能性があること
など



まちづくり、住民意向等を勘案した都市計画道路の見直しを検討します

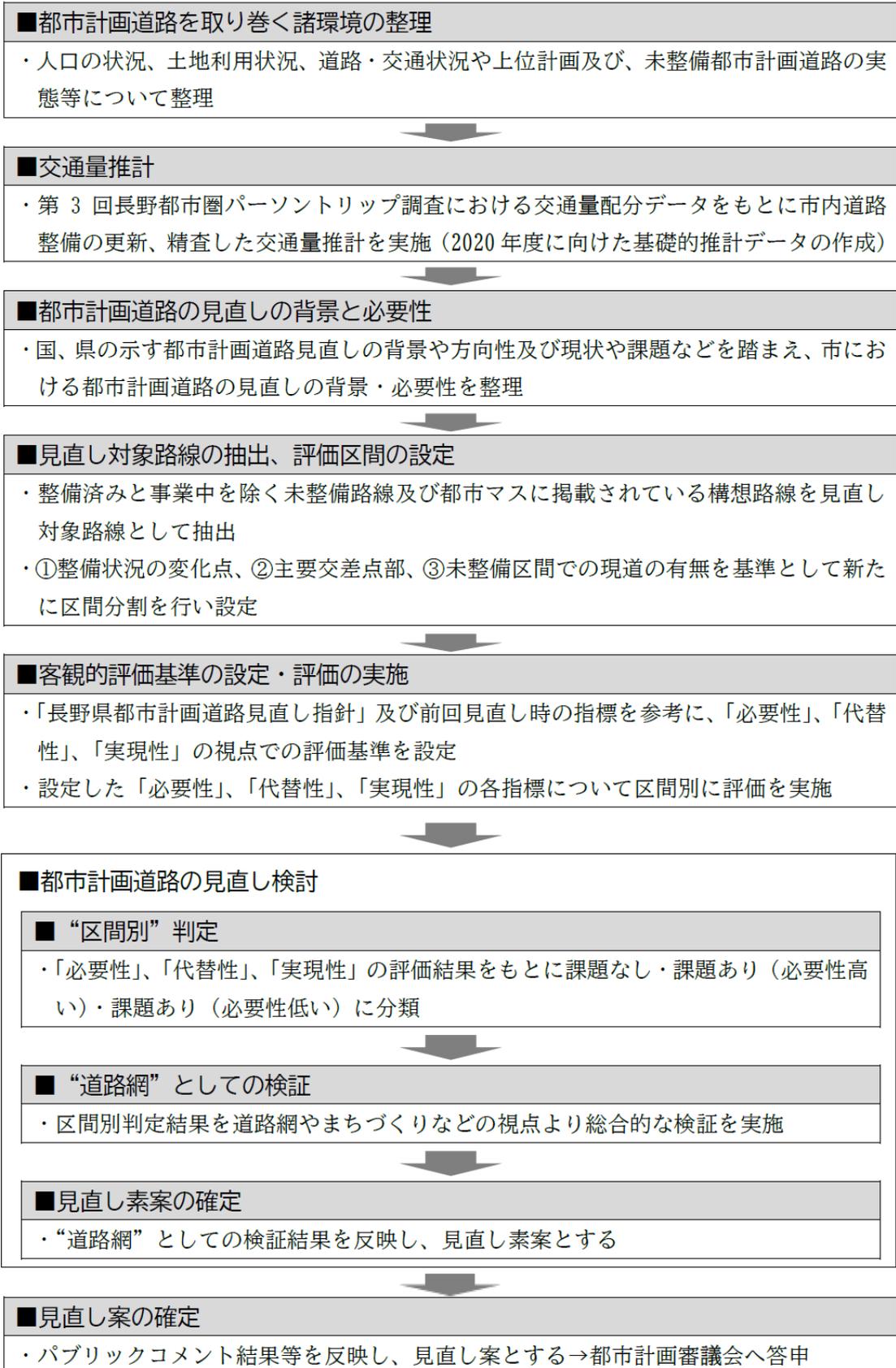
※都市計画法53条による制限

都市計画決定された都市計画施設（道路・公園等）の区域、又は市街地開発事業（市街地再開発事業・土地区画整理事業等）の施行区域では、将来行う事業の円滑な施行のため、建築物の階数や構造に関する建築制限が設けられています。

建築物の建築計画が、上記に該当する都市計画施設等の区域に該当する場合には、許可申請が必要になります。

- ◆都市計画施設に建てられる許可範囲はつぎのとおりです
 - 階数：2階以下で、かつ地階（地下）を有しないもの
 - 構造：主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
その他これらに類する構造であること

■都市計画道路見直しの流れ



《都市計画道路見直しの経過》

見直しの検証は、平成 20 年から作業に着手し、外部有識者で構成する「都市計画道路見直し検討部会」、庁内職員で構成する「専門部会」、「検討委員会」、そして「都市計画審議会」をそれぞれ開催し検討を進め、平成 24 年 3 月に見直し案を策定しました。

この中で、現状の把握、見直し候補路線の抽出、必要性、実現性、妥当性の検討、見直し案の検証などを経て、路線を次の 3 つに分類しました。

| | |
|-----|---|
| ①存続 | 必要性、実現性のあるものは計画通り存続。 |
| ②変更 | 機能を代替える既存路線(都市計画道路以外)が存在する場合には、計画していた都市計画道路をその路線に変更。または、都市計画道路と他の既存道路とで交通機能を分散させて幅員を縮小。あるいは、各種機能面から必要がないと判断した場合は廃止。 |
| ③追加 | 現在の計画では、市街地周辺の環状機能など、必要な機能が充足されていない場合に路線を追加。 |

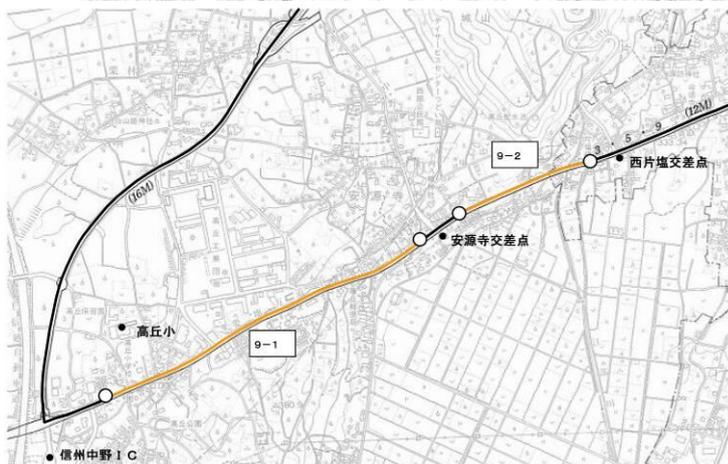
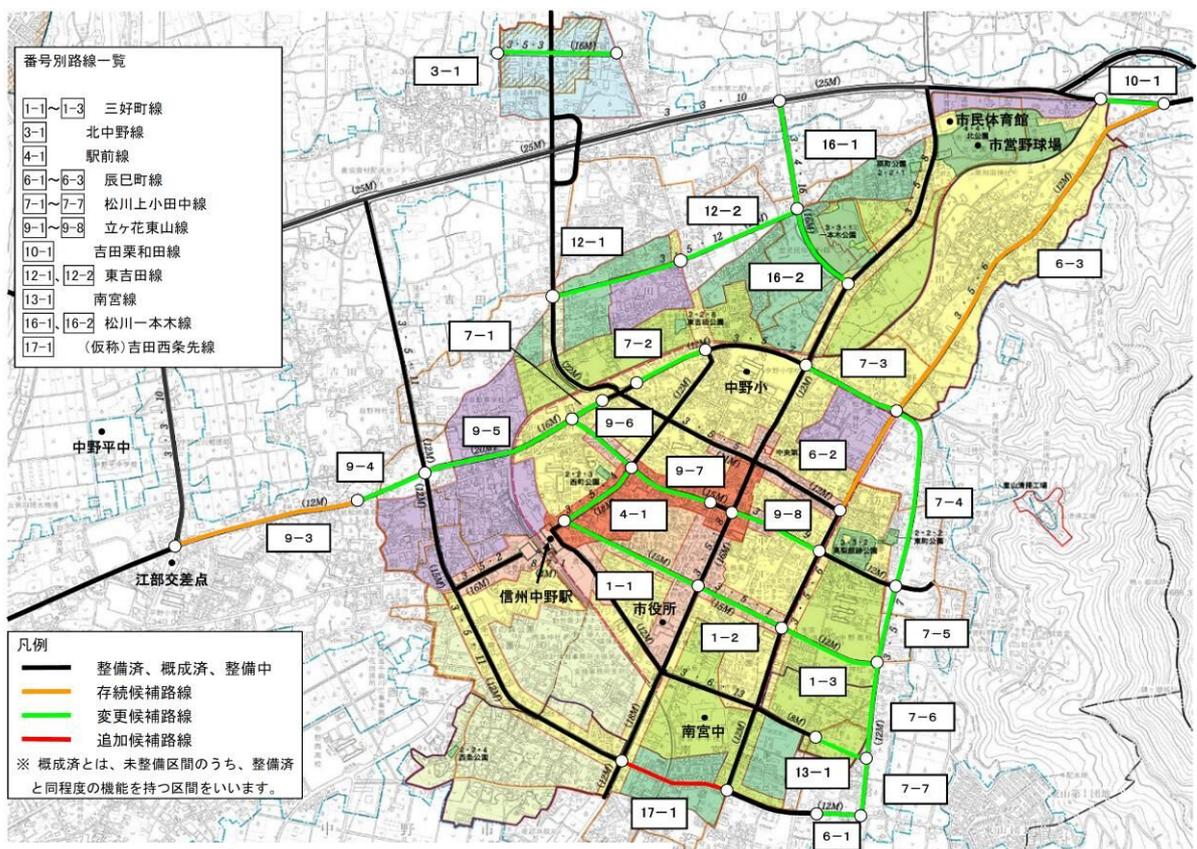


図 都市計画道路の見直し案
(平成 24 年 3 月)

2 計画の実現に向けて

2-1 基本的な考え方

本計画は概ね 20 年間という長期的な視点に立った計画であり、実現にあたっては、様々な施策・事業等の展開が必要となります。

このため、本計画における施策・事業等については、社会経済情勢や市民ニーズなどを考慮しつつ、重要度や優先度、事業効果、財政負担、SDGs の視点など、様々な観点から検討を行い、企画立案し、適切な時期に総合計画の基本計画や実施計画などに位置付け、市民・事業者・行政等の協働のもと、計画的・効果的・横断的に展開し、推進するものとします。

2-2 都市計画の決定・変更

本計画は、本市の都市計画の基本的な方針を定めたものです。

そのため、今後の都市計画の決定・変更については、本計画の基本方針や整備方針などに基づき、総合的かつ計画的に行います。

なお、都市計画の決定・変更は、計画の熟度や可能性、市民との合意形成、社会経済情勢や財政状況などを考慮しながら、適切な時期に行います。また、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等、国や県の計画や方針などを踏まえ、国や県、関係機関と調整・協議を行いながら進めます。

2-3 都市づくりに関する制度・事業手法等の活用

本計画の推進にあたっては、関係法令に基づく国の様々な制度や事業手法などについて、先進自治体における事例などの調査研究を行い、施策・事業等への活用の導入について検討します。

また、ICTやAI、IoTなどの新技術の活用も検討します。

2-4 財源の確保と民間活力の導入

本計画の推進にあたっては、多大な費用を要する事業や維持管理など継続的な費用を要する事業も含まれています。

そのため、限られた財源の中で計画的かつ効果的に事業を推進するとともに国や県の補助金・交付金、交付税措置のある地方債等を最大限に活用し、財源を確保します。

また、都市施設などの適切な維持管理や長寿命化、既存ストックの有効活用などにより、事業費の縮減に努めます。

さらに、民間企業のノウハウや資本等を活用するなど、民間企業との連携や民間活力の導入に努めます。

2-5 庁内各部署の横断的な連携

本計画は、都市計画だけでなく、農業、商工業、福祉、健康、環境、防災、防犯、交通安全な

どの様々な分野にて横断的かつ一体的な取組みが求められることから、必要に応じて、検討会議の設置など、庁内関係各部署による情報共有や連携を図り、より総合的・効果的に施策・事業等を推進します。

2-6 広域的な連携と調整

本計画の推進にあたっては、引き続き、国や県、周辺市町、関係機関との広域的な連携と調整を図ります。

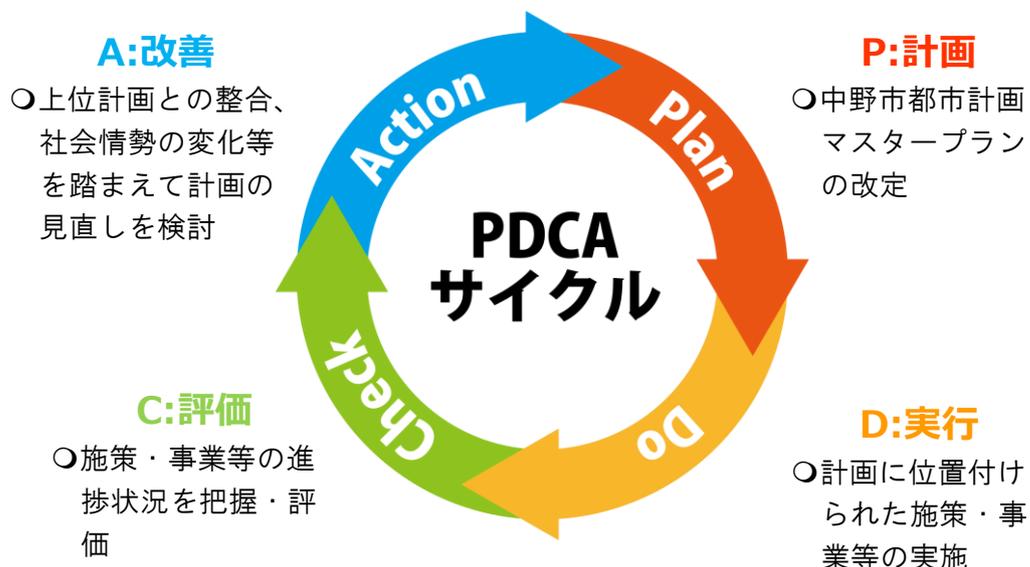
また、国や県、関係機関の事業を促進するため、要望活動や事業協力などを行います。

2-7 施策・事業等の進行管理

施策・事業等の進行管理は、「PDCAサイクル (Plan-Do-Check-Action)」に基づいて、本市の将来都市像「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」に向けた施策・事業等の進捗状況を、総合計画における指標の達成状況や市民意識調査での満足度、都市計画基礎調査の結果など、様々な指標などを活用しながら、評価・管理を行います。

また、本計画は概ね20年間という長期的な視点に立った計画であり、その見直しについては、計画期間内であっても上位計画との整合性の確保や社会経済情勢の変化などを踏まえて柔軟に改定を行うものとしします。

【PDCAサイクルによる進行管理】



3 パートナーシップ（協働）による都市づくり

本計画は、市民意向調査や住民説明会等の市民参画により、市民等の意向や意見等を取り入れて定めています。

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政等の各主体が、都市の将来像を共有し、それぞれの役割と責任のもと、相互に連携し、協働による都市づくりの取組みを推進していきます。

3-1 市民の役割

都市づくりの主体として、市民一人ひとりが都市づくりに対する興味や関心を高め、身近な地域づくりや話し合いの場に積極的に参加していくことが必要となります。

市民主体の都市づくりへの主な取組みとしては、次のようなものがあげられます。

- 地域づくりのルール（地区計画制度等）の提案や協力
- 敷地内緑化などによる良好な街並みづくり
- 環境美化などの地域活動への参加

3-2 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、身近な都市づくりに参加するとともに、企業活動を通して暮らしやすい都市づくりの実現に貢献していくことが必要となります。

また、開発等を行う場合は、本市がめざす都市づくりの方向性を十分に理解し、周辺の環境や景観に配慮するなど、積極的な都市づくりへの取組みが求められます。

地域社会の構成員としての都市づくりへの主な取組みとしては、次のようなものがあげられます。

- 都市計画マスタープランの基本方針などを踏まえた開発・建築行為
- 地域の活性化や環境保全、防災・減災対策、防犯対策などの社会貢献への取組み
- 地域活動などへの支援と参加

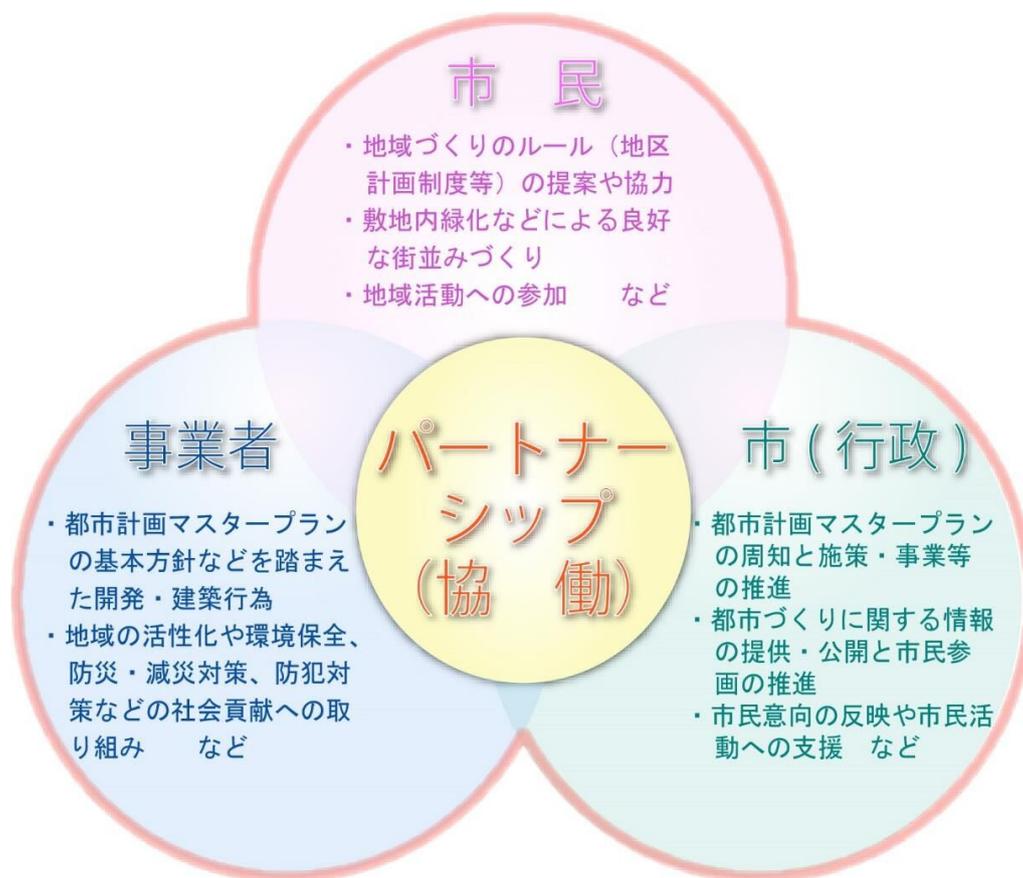
3-3 市（行政）の役割

市民・事業者が主体的に都市づくりに参加できるような体制を整えるとともに、市民活動を積極的に支援し、市民・事業者・行政が一体となった協働による都市づくりの推進を図ります。

協働による都市づくりの推進に向けた主な取組みとしては、次のようなものがあげられます。

- 都市計画マスタープランの周知と施策・事業等の推進
- 都市づくりに関する情報の提供・公開と市民参画の推進
- 都市づくりに関する市民意向の反映
- 地域づくりに関する市民活動への支援
- 市民・事業者・行政との相互交流等の機会の提供

【協働体制】



中野市まちづくり基本計画
(都市計画マスタープラン編) (案)

[発行] 長野県中野市 建設水道部 都市計画課
〒383-8814 長野県中野市三好町 1-3-19
電 話 0269-22-2111 (代表)
F A X 0269-22-5925